

茨木市中心市街地活性化基本計画 (案)

大阪府茨木市

目 次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] これまでの中心市街地の活性化に関する取組	1
[2] 中心市街地活性化の課題	9
[3] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	12
2. 中心市街地の位置及び区域	18
[1] 位置	18
[2] 区域	19
[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明	20
3. 中心市街地の活性化の目標	29
[1] 中心市街地活性化の目標	29
[2] 計画期間の考え方	32
[3] 目標指標の設定の考え方	32
[4] フォローアップの時期及び方法	43
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備 その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	44
[1] 市街地の整備改善の必要性	44
[2] 具体的事業の内容	45
5. 都市福祉施設を整備する事業に関する事項	51
[1] 都市福祉施設を整備の必要性	51
[2] 具体的事業の内容	52
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及 び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	54
[1] 街なか居住の推進の必要性	54
[2] 具体的事業の内容	55
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の 経済活力向上のための事業及び措置に関する事項	58
[1] 経済活力の向上の必要性	58
[2] 具体的事業の内容等	59
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	79
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	79
[2] 具体的事業の内容	80
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	85
[1] 市町村の推進体制の整備等	85
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	87
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等	95
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	96
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	96
[2] 都市計画手法の活用	99

[3] 都市機能の集積のための事業等	100
[4] その他の事項	100
1 1. その他中心市街地の活性化に資する事項	102
[1] 都市計画との調和	102
[2] その他の事項	106
【参考資料】	107
[1] 地域の概況	107
[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	116
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析	142

- 基本計画の名称：茨木市中心市街地活性化基本計画（第2期）
- 作成主体：大阪府茨木市
- 計画期間：令和7年4月～令和12年3月（5年0月）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] これまでの中心市街地の活性化に関する取組

①茨木市中心市街地活性化基本計画（第1期）の概要

- ・ 計画期間：令和元年12月～令和7年3月（5年4月）
- ・ 区域面積：約129ha
- ・ 基本的な方針及び目標

表 1-1【中心市街地の将来像】多様な文化が集い、まちへの愛着を育む賑わい拠点

	基本方針	目標
1	大都市や郊外の大型店とは質の異なる商業機能の集積	中心商業機能の質の更新
2	滞在し活動したくなる新たな魅力と集いの場の創出	滞在・活動の場の創出

②事業等の進捗状況

・各事業等の着手・完了状況

令和元年12月以降、認定基本計画に基づき、「多様な文化が集い、まちへの愛着を育む賑わい拠点」をまちづくりのコンセプトとし、中心市街地内に魅力ある商業機能や居心地の良い空間を創出するための合計56事業を実施してきた。令和5年度末時点で13事業が完了、42事業が実施中、未実施は1事業となっている。

表 1-2 各事業等の着手・完了状況

	完了	実施中 (R6以降継続を含む)	未実施	合計
ハード事業（施設整備等）	7	5	1	13
ソフト事業（イベント等）	6	37	0	43
合計	13	42	1	56

・計画期間内に変更した事業等

第1期計画期間内の令和5年に、「まちづくり会社運営支援事業」を認定基本計画掲載事業として追加し、まちづくり会社が行う賑わいの創出や魅力向上に向けた経費等を市が支援することにより、中心市街地の活性化の効率的かつ実効的な推進を図った。

・未着手または未完了の事業等に対する要因分析

以下1件の事業が未実施になっており、実施されなかった主な要因は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業の中止によるものであった。

- ・にぎわい拠点の整備・運営

【事業概要】

中心市街地に憩いと交流の拠点スペースを設けることで、市民等が訪れ、回遊・滞留できる商業地域（商店街）の環境を整備し、魅力的な商業空間の創出を図る。

表 1-3 茨木市中心市街地活性化基本計画(第1期)掲載事業の進捗一覧

基本計画 掲載箇所	事業 番号	事業名	実施期間	実施主体	支援措置	事業種別	事業進捗
第4・6章	1	中央公園(南)整備事業	令和2年度～令和5年度	茨木市	都市構造再編 集中支援事業	ハード	実施済
第4・6章	2	元茨木川緑地再整備事業	令和2年度～令和5年度	茨木市	都市構造再編 集中支援事業	ハード	実施済
第4・8章	3	JR茨木駅西口再整備検討事業	平成27年度～	茨木市		ハード	実施中
第4・8章	4	阪急茨木駅西口再整備検討事業	平成27年度～	茨木市・民間事業者		ハード	実施中
第4章	5	本町駐輪場整備事業	令和4年度～令和5年度	茨木市・ FICベース株式会社		ハード	実施中
第5・6章	6	地域交流センター整備事業	令和2年度～令和5年度	茨木市	都市構造再編 集中支援事業	ハード	実施済
第5・6章	7	子育て支援機能整備事業	令和2年度～令和5年度	茨木市	都市構造再編 集中支援事業	ハード	実施済
第5・6章	8	図書館整備事業	令和2年度～令和5年度	茨木市	都市構造再編 集中支援事業	ハード	実施済
第6章	9	多世代近居・同居支援事業	平成29年度～	茨木市		ソフト	実施中
第7章	10	「次なる茨木・クラウド。」プロジェクト	令和元年度～	茨木市	中心市街地活性化 ソフト事業	ソフト	実施中
第7章	11	茨木フェスティバル事業	昭和48年度～	茨木フェスティバル 協会	中心市街地活性化 ソフト事業	ソフト	実施中
第7章	12	イルミネーション事業 (いばらきイルミネスタ灯)	平成30年度～	いばらきイルミネ スタ実行委員会	中心市街地活性化 ソフト事業	ソフト	実施中
第7章	13	IBARAKI JAZZ & CLASSIC FESTIVAL	平成30年度～	IBARAKI JAZZ CLASSIC FESTIVAL 実行委員会	中心市街地活性化 ソフト事業	ソフト	実施中
第7章	14	茨木おいもグルメフェア	平成24年度～令和3年度	茨木市	中心市街地活性化 ソフト事業	ソフト	実施済
第7章	15	茨木市民さくらまつり実施事業	平成30年度～	茨木市	中心市街地活性化 ソフト事業	ソフト	実施中
第7章	16	茨木市農業祭	昭和50年度～	茨木市農業祭役員会	中心市街地活性化 ソフト事業	ソフト	実施中
第7章	17	まちづくり会社運営支援事業	令和元年度～令和6年度	茨木市	中心市街地活性化 ソフト事業	ソフト	実施中
第7章	18	阪急オアシス茨木駅前店建替工事	平成29年度～令和2年度	阪急阪神不動産(株)		ハード	実施済
第7章	19	中条ブレイスプロジェクト新築工事	令和元年度	民間事業者		ハード	実施済
第7章	20	ガンバル市	平成18年度～	茨木商工会議所・茨 木市商業団体連合会		ソフト	実施中
第7章	21	茨木まちゼミ	平成26年度～	茨木商工会議所		ソフト	実施中
第7章	22	いばらきてづくり市	平成28年度～	茨木商工会議所		ソフト	実施中
第7章	23	茨木音楽祭	平成21年度～	茨木音楽祭実行委員 会		ソフト	実施中
第7章	24	茨木麦音フェスト	平成24年度～	茨木麦音フェスト実 行委員会		ソフト	実施中
第7章	25	いばらきバル	平成24年度～	いばらきバルフェス タ協会		ソフト	実施中

基本計画掲載箇所	事業番号	事業名	実施期間	実施主体	支援措置	事業種別	事業進捗
第7章	26	茨木ヴィンテージカーショー	平成23年度～	茨木ヴィンテージカーショー実行委員会		ソフト	実施中
第7章	27	茨木市創業促進事業補助金	平成15年度～	茨木市		ソフト	実施中
第7章	28	茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金	平成14年度～	茨木市		ソフト	実施中
第7章	29	商店街・小売市場振興事業補助金	昭和54年度～	茨木市		ソフト	実施中
第7章	30	黒井の清水大茶会	平成12年度～	茨木市観光協会		ソフト	実施中
第7章	31	いばらき観光ウォーク	平成20年度～	茨木市観光協会		ソフト	実施中
第7章	32	阪急京都沿線観光あるき	平成24年度～	阪急京都沿線観光あるき実行委員会		ソフト	実施中
第7章	33	にぎわい拠点の整備・運営	平成19年度～	茨木市		ハード	未実施
第7章	34	地元農産物のアンテナショップ	平成29年度～	茨木ショッピングタウン会・茨木市		ソフト	実施中
第7章	35	DO IT OURSELVES「リノベのいばらき」プロジェクト	平成28年度～令和5年度	茨木市		ソフト	実施済
第7章	36	いばらき×立命館DAY（立命館大学連携事業）	平成29年度～	立命館大学・茨木市		ソフト	実施中
第7章	37	立命館AsiaWeek（立命館大学連携事業）	平成29年度～	立命館大学・茨木市		ソフト	実施中
第7章	38	立命館大学地域連携講座	平成26年度～	立命館大学		ソフト	実施中
第7章	39	東京2020オリンピック競技大会ホッケー事前キャンプ茨木市誘致	平成30年度～令和2年度	茨木市・茨木商工会議所・立命館大学・NPO法人茨木市体育協会・茨木市国際親善都市協会		ソフト	実施済
第7章	40	立命館ホッケースクール	平成29年度～	立命館大学		ソフト	実施中
第7章	41	立命館大学留学生商店街連携事業	令和元年度	立命館大学		ソフト	実施済
第7章	42	オープンスペースに関する勉強会	平成28年度～	立命館大学		ソフト	実施中
第7章	43	大学施設活用促進事業	令和元年度～	立命館大学		ソフト	実施中
第7章	44	まちづくりラボ実施事業	平成26年度～令和元年度	茨木市		ソフト	実施済
第7章	45	まちづくり塾実施事業	平成12年度～令和元年度	茨木市		ソフト	実施済
第7章	46	さあ歩こう！ウォーキング講習会	平成28年度～	茨木市		ソフト	実施中
第7章	47	市民ウォークラリー大会	平成2年度～	茨木市、茨木市ウォークラリー協会		ソフト	実施中
第7章	48	市民グラウンド・ゴルフ大会	平成3年度～	茨木市、茨木市グラウンド・ゴルフ連盟		ソフト	実施中
第7章	49	ガンバ大阪ジュニア茨木立命館スクール	平成30年度～	ガンバ大阪		ソフト	実施中
第7・8章	50	道路空間活用事業	令和4年度～令和6年度	FICベース株式会社	道路の占用の特例（法第41条）	ソフト	実施中
第7章	51	商店街にぎわい空間整備事業	令和3年度～令和6年度	FICベース株式会社		ハード	実施中
第7章	52	クリエイターズマーケット整備事業	令和3年度～令和6年度	FICベース株式会社		ソフト	実施中
第7章	53	まちづくり会社による店舗誘致事業	令和3年度～令和6年度	FICベース株式会社		ソフト	実施中
第7章	54	空き店舗調査事業	令和元年度～令和6年度	茨木市・FICベース株式会社		ソフト	実施中
第8章	55	市道市役所前線歩道改良事業	令和5年度～	茨木市		ハード	実施中
第8章	56	路上喫煙防止等対策事業	平成21年度～	茨木市		ソフト	実施中

③目標の達成状況

- 各目標指標の実績値の推移と最新値の状況

表 1-4 各目標指標の実績値の推移と最新値の状況

目 標	目標指標	基準値	目標値 (R6)	実績値 (R5)
中心商業機能の質の更新	計画掲載事業を活用した新規出店数	8.4 店/年 (H26~H30 平均)	13.3 店/年 (R1~R6 平均)	15 店/年 (R5) 12.2 店/年 (R1~R5 平均)
	平日昼間の歩行者通行量 (平日：9~17時)	27,438 人/日 (H29)	30,712 人/日 (R6)	35,005 人/日 (R5)
滞在・活動の場の創出	参考指標 公共空間活用件数※	87 件/年 (H30)	125 件/年 (R6)	99 件/年 (R5)

※対象の公共空間：岩倉公園、中央公園（北グラウンド・南グラウンド）、JR 茨木駅東口駅前広場
(以下、「いばらきスカイパレット」という)、阪急茨木市駅西口駅前広場

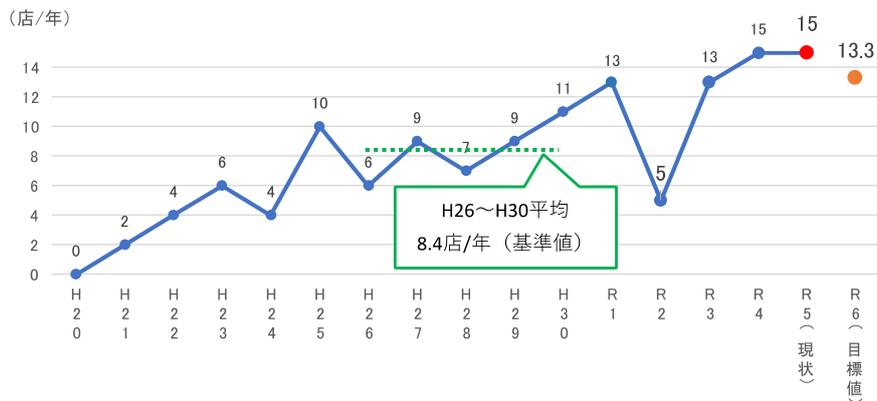


図 1-1 計画掲載事業を活用した新規出店数

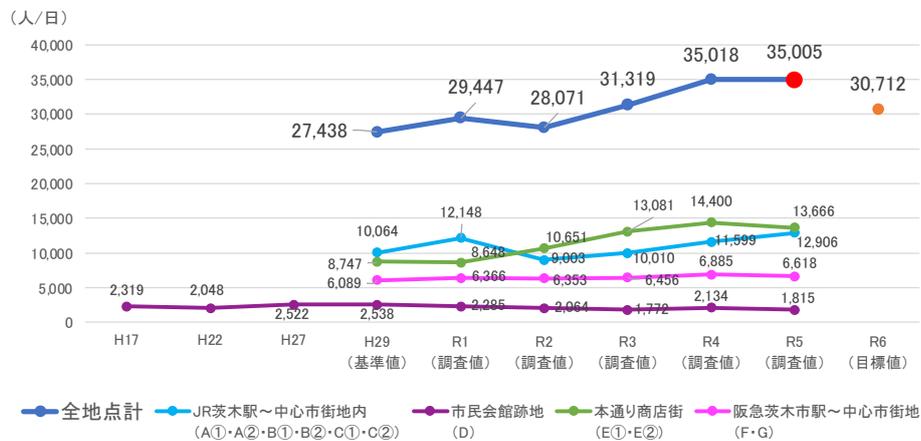


図 1-2 平日昼間の歩行者通行量

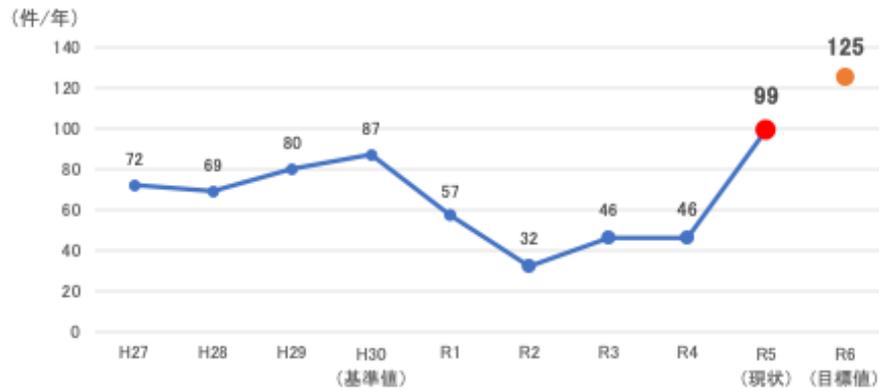


図 1-3 公共空間の活用件数

・各目標指標の実績値に関する要因分析

計画期間開始直後の令和2年度は、本市においても新型コロナウイルス感染症の多大な影響を受け、市民に親しまれていた中心市街地内での数々のイベントが軒並み中止となり、目標指標である新規出店者数や歩行者通行量がいずれも減少に転じるなど厳しい状況となった。令和3年度から令和4年度にかけては、新型コロナウイルス感染症拡大の厳しい状況下においても両指標は回復傾向となり、特に歩行者通行量は令和3年度時点で目標値を達成し、令和4年度、令和5年度も目標値を大幅に上回る結果となり、改めて中心市街地のポテンシャルが認識された。特に、令和2年まで減少していた中心市街地の中心に位置する市民会館跡地地点で増加に転じた他、商店街周辺地点で増加を継続しており、住む場所の近く、身近なまちなかで消費の場や多様な過ごし方を求める動きがより顕著に見られた。

また、公共空間活用件数については、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響を受け大幅に減少し、令和3年度、4年度はやや回復したものの伸び悩んだ。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下にあっても、令和5年11月の文化・子育て複合施設「おにクル」（以下、「おにクル」という。）の開館に向け、滞在したくなるような居心地の良い空間や賑わいを創出しようという市民や事業者の意欲や機運は低下することなく、市民会館跡地活用を検討・試行するIBALAB@広場や、まちづくり会社によるイベントをはじめ、創意に満ちた多様な試みが行われた。

特に、まちづくり会社はカフェとクリエイタースペースの複合施設を令和4年5月に開業し、施設の運営を通じた魅力ある商空間形成と、クリエイターによるワークショップ開催等、多様な主体の巻き込み・連携を推進しており、周辺エリアにおいても個性豊かな飲食店等が出店するなど中心市街地内での新規出店の動きを今後さらに牽引していくことが期待される。令和5年3月にはJR茨木駅東口のいばらきスカイパレットにて、道路の占用の特例を活用したコンテナ型カフェを整備し、市民がゆったりと滞在できる新たな憩いと集いの場が創出された。令和5年5月からはカフェと合わせてまちづくり会社が主催する「えきまえマルシェ」がスタートし、月1回程度、こだわりの飲食物やクリエイターによるハンドメイド作品等の販売と、市内等で活躍するパフォーマーによる演奏等のステージを楽しむことのできるイベントとして定着しつつある。

令和5年11月には、エリアの中心で主要事業である「おにクル」が開館し、平日・休日問わず多くの市民が憩い、活動する光景が見られるようになった。また、芝生広場や半屋外の大

屋根広場、1階オープンスペースなどを活用し、マルシェやアート作品の展示、音楽演奏やスポーツ体験イベントなど官民間わず多彩な取組が展開されている。これまで市民や事業者が培ってきた、多様な市民活動や事業運営の工夫とノウハウを活かし、施設整備の効果をまちの魅力や新しい時代の賑わいへ十分につなげていくことが重要である。

④定性的評価

・計画期間前後における地域住民等の意識の変化

令和5年7月に「(仮称)第6次茨木市総合計画」の策定に向けて実施した「茨木市まちづくりに関するアンケート」によると、市民からは子育て世帯・高齢者の安心や、自然と利便性の両立、自転車マナーや歩道整備など交通に関する意見のほか、市政情報の発信強化や集客力の強化など中心市街地活性化に対する取組を望む意見が寄せられた。また、令和5年8月に実施した「茨木市産業振興アクションプラン改定に向けた事業者アンケート」では、市内事業者の人材不足や顧客・取引先の減少が明らかになった。とりわけ商店会の後継者問題は深刻な状況に陥っており、令和5年8～9月に市内の商店街組合に対して実施した商店街アンケートでは、商店街の活性化に向けた課題として「店主の高齢化」が66.7%と最も多く上げられ、次いで「来街者の減少」が50.5%、「集客力のある店舗の不足」が41.7%という結果となった。支援情報の発信、支援機関の紹介や事業継承に関するマッチングなど商業活性化に向けての実効性のある取組や、イベントの実施などにより、新たな来街者層の獲得が必要である。

令和6年6月に実施した「中心市街地活性化基本計画(第2期)策定に向けたアンケート調査(以下、「市民アンケート」という。)」では、第1期計画策定時からの変化として、中心市街地への来訪目的のうち買物や通勤・通学が減少し、飲食やヘルスケア、行政サービスの利用等が増え、物販からサービス(モノからコト)へのニーズがより高くなっている様子が見えてくる。今後、中心市街地に欲しい民間商業施設・店舗についても、第1期計画策定時と同様に飲食店を希望する声が多く、10～30代を中心とした利用が増えていることから、中心市街地内の商業、特に飲食業に対する市民からの強いニーズが今後も継続することが予測され、充実を図っていくことが求められる。

また、通勤・通学の減少という変化については、10代をはじめ全世代で見られ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を経てオンライン授業や在宅勤務等の生活様式の変化が現れているものと推察される。市民の中心市街地利用時間帯や来訪時の利用店舗数等に大きな変化はないが、来訪頻度は減少しておりアフターコロナのライフスタイルの変化が定着していることには留意が必要である。

第1期計画掲載事業の主な取組のうち、特に「おにくる」は開館から間もないにも関わらず、市民への認知度が高く、6割以上から活性化に向けた効果があると回答されており、その事業効果が広く実感されていると言える。「いばらきスカイパレット」、「IBALAB@広場」、「元茨木川緑地」の活用といった取組については、効果を実感している市民の割合が2～3割に止まっており、「効果を感じない」との回答は1割程度と低いものの、取組を知らない市民が3～5割と多いことから、第2期計画においては市民への周知により一層取り組んでいく必要がある。

市民が持つ現在の中心市街地の印象のうち、充実している要素として多く挙げられた「居住環境(住みごこち)」、「文化施設(図書館・市民活動施設など)」、「日常的な買物(食

料品・日用品など)の利便性」は本市中心市街地の”強み”であり、”強み”の要素を活かしながら、様々な取組により更なる中心市街地の活性化につなげていくことが求められている。

・ 中心市街地活性化協議会の意見

第1期計画期間中の令和2年度は本市においても新型コロナウイルス感染症の拡大により、新規出店数や公共空間活用件数が大幅に落ち込むなど厳しい状況となったが、一方で歩行者通行量は商店街エリアで増加し、まちなかの商店街の価値が見直されるきっかけとなった。令和3年度以降は中心市街地全体で目標値を達成し、以後高水準で推移しており、新規出店数や公共空間活用件数も回復に転じるなど、厳しい社会環境の中でもIBALAB@広場やまちづくり会社によるイベントをはじめ、官民連携の創意工夫による多様な試みが継続されてきたことが、成果として現れたものとする。令和5年にはエリアの中心部に「おにクル」が開館し、多くの市民が滞在・活動する拠点が整備されたが、中心市街地の活性化にはその効果を中心部に留めることなく、エリア全体に波及させていくことが望まれる。第2期計画では道路空間や公園・緑地をはじめとする公共空間等の活用、創業支援等のソフト事業、旧市民会館跡地エリアの整備や道路改良等の市民の利便性向上に資する事業など、多様な主体との共創により計画推進に着実に取り組むことを期待する。

⑤第1期計画の総括

本市ではJR茨木駅と阪急茨木市駅の両駅周辺のエリアを「コア」、中央の市役所や広場、元茨木川緑地周辺のエリアを「パーク」、2つのコアを結ぶ中央通りと東西通りの東西軸を「モール」と位置づけ、「2コア1パーク&モール」による都市構造を活かし、様々な事業や取組を推進し、中心市街地の活性化を目指してきた。

第1期計画の目標指標は、計画期間中新型コロナウイルスの世界的な影響下にあっても関わらず、「計画掲載事業を活用した新規出店数」、「平日昼間の歩行者通行量」とともに増加傾向で推移し、計画期間内最高の水準を維持したまま目標数値を達成した。この背景には、本市の良好な住環境や高い交通利便性を背景に、中心市街地内人口が増加したことに加え、コロナ禍の中にあってもいばらきスカイパレットをはじめ公共空間の活用に官民が連携して挑戦し続けてきたことや、まちづくり会社による複合施設「omo café+c」開業、新規出店への支援策の継続による商業環境の魅力が向上したこと、また、第1期計画の主要事業でもあった「おにクル」が令和5年度に竣工・開館し、予想を遥かに上回る来館者数を記録するなど、高い集客効果を誇っていることが要因として考えられる。今後は「パーク」を成す「おにクル」の好調な集客効果を、中心市街地の活性化につなげていくことが期待されているが、「おにクル」から「2コア」であるJR茨木駅と阪急茨木市駅を結ぶ中央通りの歩行者通行量は微減、あるいは減少している地点もあり、豊かな人流を回遊性につなげるという観点では未だ課題がある。

市民アンケートでも、「商店街まちなかエリア」では「衰退した」と回答した人の割合が「活性化した」との回答を上回っており、「モール」である商店街での賑わいについては、市民の実感として課題がある。この要因の一つとしては、中心市街地における市民の商業利用が、物販から飲食やヘルスケア等サービスへとシフトしており、ライフスタイルの変化に応じて店舗の構成比率に変化が生まれ、従来からの商業集積としてイメージする買物の場としての賑わいとズレが生じていると考えられる。また、「おにクル」の立地する市役所周辺での活

性化は認知・実感されている一方、他のエリアにおける取組の認知度は低いことから、情報発信に課題があるとも考えられる。市民の実感に繋がる恒常的な賑わいの創出に向けては、飲食業等をはじめとした市民ニーズに合致した商業の集積を引き続き図っていくとともに、情報発信やプロモーションを積極的・効果的に行い、取組の認知や賑わいに対するイメージのズレを解消していくことも重要である。

また、「2コア」を形成する JR 茨木駅・阪急茨木市駅周辺においては、「ひと中心のまちなか」に向けた再整備に取り組んでいるところであり、引き続き官民が連携して推進する必要がある。

第1期計画では、参考指標として岩倉公園、いばらきスカイパレット、中央公園及び阪急茨木市駅西口駅前広場における公共空間の活用件数を掲げていたが、多様な主体の連携によるひと重視、プロセス重視の取組により目標数値は達成され、参考指標の対象地以外の中心市街地内の様々なエリアでも展開は広がり、ひと中心のまちなか形成に向けた機運醸成が進みつつある。また、世界中の多くの都市でも、街路空間をはじめとした公共空間を、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる取組が進められており、都市に活力と国際競争力を実現するアプローチとして注目を集めている。本市の公共空間活用の取組は、本市独自の魅力の発揮にもつながるものとしても継続・発展が望まれる。

第1期計画で生まれつつある賑わいをさらに中心市街地全体に広げていくため、地域の強みや個性を活かすとともに、多様な人のつながりや活動の場を創出し、魅力と活力あるまちなかの形成に向けて様々な事業が連鎖されるように第2期計画を作成していく必要がある。

[2] 中心市街地活性化の課題

【課題 1】 歩行者環境の改善と回遊性の向上が求められている

中心市街地全体の歩行者通行量は、人口増を背景に、新型コロナウイルス感染症の拡大下にあっても概ね増加傾向を保って推移してきた。しかし、各種行動制限の緩和以降は、通勤・通学による乗降客数が戻った JR 茨木駅周辺以外では微減、また中心市街地の中心に位置する市民会館跡地地点で特に減少していることから、目標数値は達成した水準ではあるものの、豊かな人流を中心市街地の回遊性につなげるという観点では未だ課題がある。

第 1 期計画の主要事業であった「おにクル」では、令和 5 年 11 月の開館以降、月間平均来場者数約 16 万 6 千人と多くの人が集い、活動しているが、令和 4 年から令和 5 年にかけての歩行者通行量の各計測ポイントの推移は概ね横ばいであり、施設整備により創出された賑わいが中心市街地全体に波及しているとは言い難い。回遊性の向上に向けて、「2 コア 1 パーク」以外のエリアにおいて、来訪目的となるような店舗の誘致や施設整備、イベント等を創出していくことが必要である。

また、市民アンケートの結果をみると、中心市街地内の各エリアに期待する賑わいのイメージとして多く回答されたのが、「日常の延長にあるような、ゆったりとした散歩気分を楽しめる」であり、歩きやすく過ごしやすい空間への高い市民ニーズが確認された。さらに、中心市街地を居心地がよく歩きたくなるようにするために必要・欲しいと思う取組については、「座って休憩したり滞留したりできる広場やオープンスペースを増やす」が 6 割以上の方が、また「植栽やサイン、照明、舗装等のデザインを良くして歩行空間を快適にする」と「車両の進入を抑制する・歩道を広げるなど、歩行者優先の道路を増やす」が 4 割以上の方が回答されるなど、歩行者環境の改善を高めることが求められている。

「歩くこと」そのものが楽しみになるような道路・沿道空間の魅力向上や、安全・安心に移動できる歩行者空間の確保、渋滞解消等、ひと中心の歩いて楽しいまちなかの環境形成が必要である。

【課題2】居心地よく過ごせるサードプレイスが求められている

中心市街地内の商業は、小売事業所数では平成26年の258事業所から令和3年には244事業所へと減少、年間商品販売額では平成26年の約284億円から令和3年の約267億円へと減少しており、第1期計画期間である令和元年度から引続き衰退傾向にある。さらに、RESASで中心市街地の事業所立地動向を見ると、平成23年から令和3年にかけて全業種の事業所数が減少を続けており、特に構成比の高い業種である飲食店も減少し、商業密度の低下が懸念される。

この背景として、人口増やマンション等の開発圧力の高まり等を受け、中心市街地内の地価が近年は上昇傾向にあり、それに伴いテナント賃料が上昇し、事業継続のハードルが上がっていること、また従来から店舗を営んできた事業主の高齢化や後継者不足による退店が増加していることが考えられる。さらに、中心市街地の玄関口でもあるJR茨木・阪急茨木市両駅前の施設や店舗が老朽化・陳腐化しており、本来商業集積が最も高い立地で出店等がしにくいことも、商業密度の低下要因になっている。

今回実施した市民アンケートでも、エリア別の活性化の状況については、特に「商店街まちなか」エリアにおいて、「衰退した」との回答が多いほか、商業等の活性化のために必要な取組として「空き物件の活用」が多く挙げられていることから、市民の実感として商業密度という側面での賑わいには課題を感じていることが把握された。第1期計画においては店舗数の増加につながる事業を展開してきたが、取組の継続が求められる結果となったと言える。

また、第1期計画では、売上高や商業床面積といった商業規模を追求するのではなく、「商業空間の質の更新」を目標として掲げ、「居心地よく過ごせるまちなか空間＝サードプレイス」としての個性ある個店の集積を市民ニーズに応えるものとして目指してきた。市民アンケートでも、今後欲しい民間施設として第1期計画策定時と同様に飲食店が上位に挙げられ、休憩・滞留の可能な商業施設への強いニーズが確認されたほか、居心地がよく歩きたくなるようにするために必要・欲しいと思う取組について「建物1階部分を物販・飲食店や交流スペース等、開放的な空間にする」といった、市民のサードプレイスに対するニーズが把握される一方で、中心市街地の平均滞在時間は1～2時間が最も多く、買物や「おにクル」をはじめとした公共施設利用と併せた飲食、友人との交流などまちなかでの滞留行動をとる市民は未だ限られていることが推測されることから、まちなかで居心地よく過ごせる、サードプレイスとなる空間としての商業が市民から求められている点に留意して、引き続き取組を展開すべきと言える。

※RESAS：地域経済分析システム（Regional Economy Society Analyzing System）は国内全ての地域に関する豊富なデータを一元的に集約・分析したもので、大量かつ多様な地域・産業データをビジュアル化し、情報提供している。

【課題3】多様な主体が活動できる場と仕組みづくりが求められている

第1期計画では、まちなか全体を居心地の良い空間にしていくために「滞在・活動の場の創出」を目標として掲げ、公園や道路などの公共空間を活用する機会の充実を積極的に図ってきた。

その結果、新型コロナウイルス感染症の拡大という厳しい社会情勢下においても、市民や学生、民間事業者等による大小様々なイベント等の試みの積み重ねや、各種行動制限の中で工夫をしながら公共空間活用事業に挑戦してきたまちづくり会社等の取組から、都市空間の活用に向けたノウハウの蓄積や活用意欲を持つ主体の掘り起こしができつつある。

市民アンケートをみると、賑わいづくりに向けて日常的に活用されると良いと思う中心市街地内の空間として、上位から「元茨木川緑地」(15.6%)、「中央公園(北グラウンド・北側広場)」(13.6%)、「おにクル」(13.0%)、「いばらきスカイパレット」(11.6%)が挙げられている。また、希望する活用の仕方として、「フリーマーケットなど物販」(22.8%)、「オープンカフェ」(17.8%)、「生鮮品などのマルシェ」(13.8%)といった商業的要素を含む活用が特に市民から望まれており、引き続き、中心市街地の2コア(駅周辺)1パーク(中央公園・おにクル等)を中心に公共空間の活用を進め、賑わいにつなげていくことへの市民の期待が高い。

一方で、同アンケートでは第1期計画の取組のうち、「おにクル」は市民への認知度も高く、効果が広く実感されているのに比べ、「いばらきスカイパレット」、「IBALAB@広場」、「元茨木川緑地」の活用については、「取組を知らない」市民が3~5割となっており、公共空間の活用を今後進めていく上では、取組の認知の向上を一層図る必要がある。

中心市街地内には、今後滞在・活動の場としての活用が期待される多数の公園や道路空間、低利用土地といった既存ストックが点在しているが、管理や安全上の問題など利活用のハードルが依然として高いことから、利用しやすい環境・仕組みづくりに取り組むとともに、新たに活動を始めたい人の支援、まちなかで活動するプレイヤー同士を繋ぐプラットフォームづくりなどのソフトマネジメントの取組が求められている。

[3] 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

第1期計画の課題に対応し、誰もが安全・安心を実感でき、共創による幸せや豊かさを共感できる「ひと中心のまちなか」を実現するため、さらなる中心市街地の活性化の推進と実効性を図ることが必要である。そのためにパークで見られる活動の景色をまちなかに広げ、回遊性の向上を目指すべく、街の魅力や滞在・快適性向上に資する事業に取り組んでいく。

（1）中心市街地活性化の考え方と目指す将来像

1）中心市街地のまちづくりの考え方と都市構造（次なる茨木グランドデザイン）

次なる茨木グランドデザイン（平成30年～）は「中心市街地活性化基本計画」の推進に向け、茨木市の中心市街地における「まちの将来像＝次なる茨木」の姿を示すとともに、市民、民間、行政など、多様な人々が関わりを持ち、共有、発展させていくながら「まちづくり」に取り組んでいくことを目指している。

<次なる茨木グランドデザインで示されたまちづくりの考え方>

「茨木らしい」幸せ・豊かさを共感できる”まちなか”の実現に向けて、『都市と自然・文化が共生する「エリア」をデザインする』、『各取組を「点」で終わらせることなく「線」で繋ぎ「面」へと波及させる』、『市民のニーズに呼応し主体的に活動を行える「場」を創出する』という3つのミッションを掲げ、多様な人々とともにまちの将来像を描きだし、様々な活動や体験をもとに絶えずアップデートしながら「まちづくり」を実践していく。

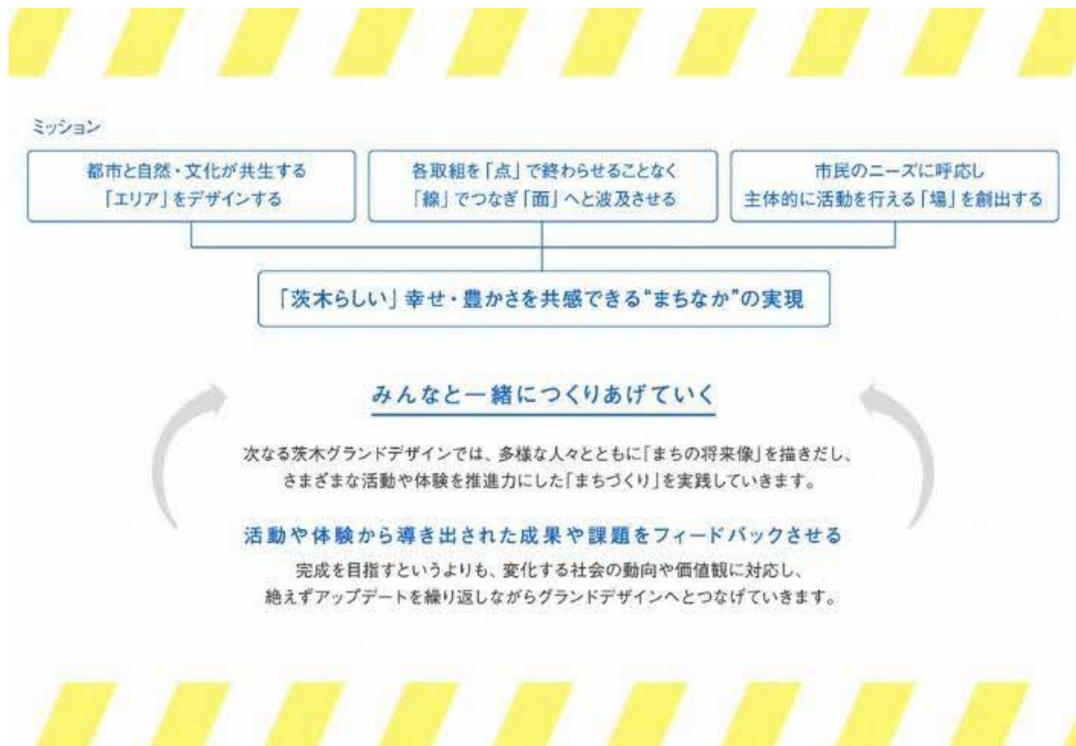


図 1-4 次なる茨木グランドデザインで示されたまちづくりの考え方

<中心市街地の都市構造 「2コア1パーク&モール」>

本市の中心市街地は、広域交通のアクセス点である阪急茨木市駅と JR 茨木駅が東西に位置し、その中間点には市役所をはじめとする行政施設、市民会館跡地エリア（おにクル等）、中央公園、そこから南北へ延びる元茨木川緑地には、豊かな自然と文化が醸成されている。

本市では、JR 茨木駅・阪急茨木市駅の両駅周辺を「コア」、中央にあるおにクルを含めた公園や緑地等を「パーク」、2つのコアを結ぶストリートや商店街を「モール」と位置付け、まちなかを「2コア1パーク&モール」の都市構造で捉えている。人が集まり過ごしたくなる取組の実践を行い、活性化の源泉とも言える人の活動や営みを拡充し、中心市街地の活性化を図っている。また、歩いて楽しいまちなかの環境づくりを進め、「コア」、「パーク」、「モール」に集まった人々が中心市街地内を快適に回遊し、「思い思いに楽しむ幸せや豊かさを共感できる風景」＝「中心市街地活性化の現れ」として見られることを目指している。

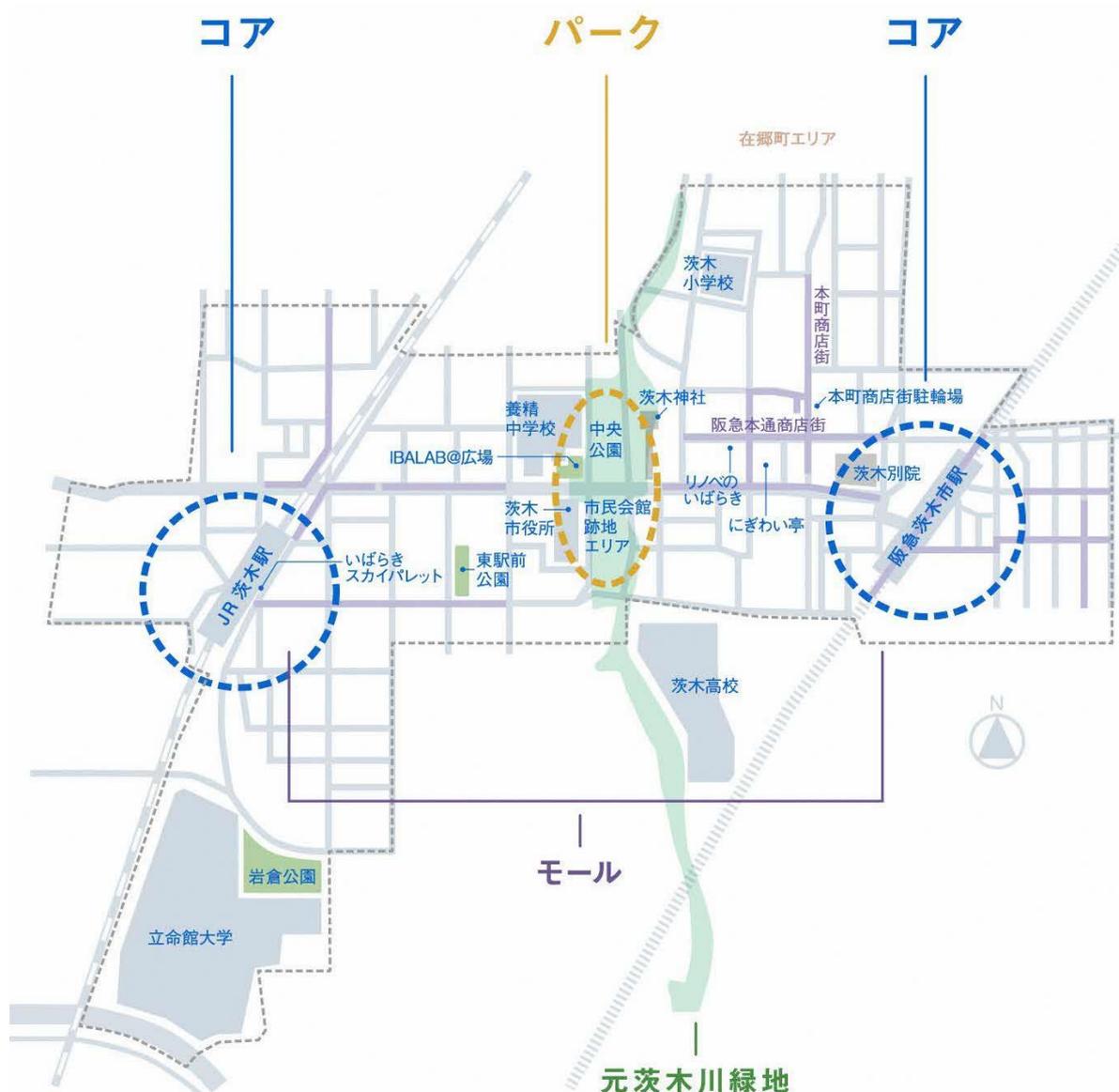


図 1-5 中心市街地の都市構造について

2 コア 駅前整備による魅力向上

阪急茨木市駅、JR 茨木駅の両駅周辺の「2 コア」では、医療福祉等、市民の生活利便に応える施設機能を組み込み、市民の定期的な来訪の増加を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、居心地の良い憩える空間づくりを行っていく。

1 パーク 公共空間の積極的な利活用

エリアの中央にある公園や緑地等の公共空間「1 パーク」では、市民会館跡地エリアの活用(おにクル)を契機に、定期的なイベントやマーケットなどの開催といった多様な活用を可能とし、中央へと歩いて訪れる目的をつくることで、恒常的な賑わい創出を図っていく。また、数々の社会実験を通じて培われてきた、イバラキクラウドによる多様な主体の活動やネットワークを推進力とし、エリア全体の活性化につなげていく。

モール（東西軸） 歩きたくなる空間づくり

2つの「コア」を東西に結ぶストリートを「モール」として位置づけ、「パーク」から生み出される多様な主体による活動の成果や知見をまちなかへとフィードバックさせるとともに、歩きたくなる空間デザインのストリートにしていくことで、商店街をはじめとする商業空間や公共施設との連続性を形成していく。

具体的には、「おにクル」や JR 茨木駅・阪急茨木市駅をつなぐ東西軸（中央通り・東西通り）を対象に、歩きやすく、歩きたくなる魅力的な通りにするための取組として、「人が主役になり、まちの魅力をつなぐ2つのメインストリート」を目指すべき将来像として位置づけ、通りの指針となるストリートデザインガイドラインの策定や将来像の可視化、通りのあり方を実証するための社会実験の実施等に取り組んでいる。

2) ひと中心のまちなか実現に向けた取組（ひと中心の茨木まちなか戦略）

「ひと中心の茨木まちなか戦略」（令和5年～）は、次なる茨木グランドデザインの考え方に基づき、茨木のまちなかで「おにクル」を中心に広がりつつある、人々が活動する「景色」を面的に広げていくため、求めていく価値観や将来イメージ、コンセプト、それを実現するために必要となる施策や取組例をまとめたものである。

「茨木らしい幸せや豊かさを共感できるまちなか」を実現するため、「手をつないで歩きたい、茨木まちなか」をコンセプトに掲げ、まちに関わる多様な主体とともにまちなかを楽しみながら使いこなす「茨木まちなかスタイル」を広げ、居心地よく歩いて楽しいまちなか形成に向けた施策や取組を引き続き検討・推進していく。

ひと中心の茨木まちなか戦略 全体構成

目的：茨木らしい幸せと豊かさを共感できるまちなかの実現

価値観：ひと中心の茨木まちなかスタイル

茨木のまちなかを楽しみ、使いこなすための10のスタイル

まちなかがもっと楽しくなる ←

→ まちなかをもっと使いこなせる



スタイル01
からゆずくと
新しい発見がある



スタイル02
自転車でも
のんびり過ごせる



スタイル03
日常的に四季の
変化を感じられる



スタイル04
このまちなかに
ないものがある



スタイル05
夜のいいにきわいを
感じる



スタイル06
思い思いに過ごせる
場所がある



スタイル07
みんなで考え
育てる場所がある



スタイル08
気軽にチャレンジが
できる



スタイル09
愛を持って
まちなかを応援する



スタイル10
いろんな人に
紹介したくなる

コンセプト：手をつないで歩きたい、茨木まちなか

文字通り「手をつないで歩きたい」というようなゆとりのあるまちなかという意味に加え、まちなかスタイルへのみなさんの共感と実践によるいい影響の輪が人から人へ広がっていくイメージを込めています。

そぞろ歩きを
楽しめる
まちなか

目的がなくてもそぞろ歩きが楽しめるまちなかでは、偶然の出会いや発見が魅力となり、何度となく訪ねたくなるとともに滞在時間が増えるでしょう。

他にはないお気に入りの場所や個性的な行きつけの店があることでまちなか愛が芽生えたとともに、リピーターやまちなかサポーターを育てます。

お気に入りの
場所がある
まちなか

だれかと
共感しあえる
まちなか

お気に入りの店で新しい店を紹介されたり、イベントで知り合った人の企画する場を訪ねてみたり。まちなかでは共感が共感を呼び込んで自然と広がります。

戦略：ひと中心の茨木まちなか戦略

「ひと中心の茨木まちなか」を実現するために必要な施策や取り組みをひきつづき検討していきます。

1 歩いて楽しい徒歩圏づくり

2 商店街の活性化

3 公共空間と公有地の活用

4 民有地の活用誘導

5 人と自転車を優先するネットワークづくり

6 魅力ある沿道空間の誘導

7 歴史と自然を感じるまちなか誘導

8 まちなかソフトマネジメント

徒歩圏戦略

主に徒歩圏内ごとに検討されるべき戦略

広域戦略

主にまちなか全体で検討されるべき戦略

ソフト戦略

主にまちなか全体で検討されるべき戦略

図 1-6 ひと中心の茨木まちなか戦略 全体構成

3) 目指す中心市街地の将来像

茨木らしい幸せと豊かさを共感できるまちなか

中心市街地活性化基本計画では、次なる茨木グランドデザインで示された中心市街地のまちづくりの考え方にに基づき、「茨木らしい幸せと豊かさを共感できるまちなか」を中心市街地の将来像と位置づけ、多様な主体との共創により手をつないで歩きたくなるようなゆとりのある都市空間の形成と「茨木まちなかスタイル」への共感と実践を広げる様々な事業・取組を推進し、絶えずアップデートを繰り返しながら「ひと中心のまちなか」の実現を目指していく。

(2) 中心市街地活性化に向けた基本方針

基本方針1 そぞろ歩きを楽しめるまちなか

本市の中心市街地は、JR茨木駅、阪急茨木市駅の2つの鉄道駅の中央におにクルや中央公園、元茨木川緑地などの公共施設がある「2コア1パーク」の3つの人が集まる拠点を持つ都市構造になっているが、この拠点間を繋ぐ「モール」として中央通り・東西通りをはじめとする歩行者空間の魅力の向上と滞留空間の創出を図ることで、歩くことそのものの楽しさを増やし、まちの活性化につなげる。

また、中心市街地へは自転車でアクセスする市民が最も多いが、歩行者と自転車を優先する道路空間の再編により、人が安全・安心に移動できる空間を整備するとともに、中心市街地内でのイベント等も平日・休日を問わず充実を図り、まちなかの滞在性と回遊性を高める。本基本方針の推進により、新しい出会いや発見、四季のうつろいなどを日常的に感じられるような、「そぞろ歩きを楽しめる」心地良いまちなかの形成を目指す。

基本方針2 お気に入りの場所があるまちなか

本市の中心市街地で充実している要素として、市民からは「文化施設」と「日常的な買物の利便性」が多く挙げられており、文化と商業の機能の充実が中心市街地の来訪・利用を促す重要な要素であると考えられる。

商店街をはじめ、中心市街地内への魅力的な個店の集積を促すため、民間事業者への支援と連携により、魅力ある沿道空間づくりや歴史と自然を活かした景観形成を誘導し、多世代が居心地よく過ごせる上質な都市空間の実現を目指す。

市民一人ひとりが思い思いに過ごせる場所、自宅や学校・職場とも違ったサードプレイスとなる魅力的で居心地の良い店舗や文化的な営み・活動のできる施設や場所を充実していくことで、「茨木らしい幸せと豊かさ」を実感できる機会や密度を増やしていく。

本基本方針の推進により、おにクルの更なる活用とともに、店舗などの商業施設といった滞在性の高い多様な場所を創出し、市民が各々の好みやその時のライフスタイルに応じて愛着を感じ、心地よく過ごせるような「お気に入りの場所がある」まちなかの形成を目指す。

基本方針3 だれかと共感しあえるまちなか

本市の中心市街地では、第1期計画期間中に旧市民会館跡地に暫定整備された「IBALAB@広場」での市民や民間事業者、行政等が広場を使いながらアップデートしていく取組や、まちづくり会社によるJR茨木駅東口のいばらきスカイパレットでの道路空間活用をはじめとする公共空間の活用、おにクルなどの公共施設の使いこなし、民間の土地や建物でのイベント実施やレンタルスペース運営など、多くの人々が訪れ利用する公共性の高い場所への関わり方・使い方などについて、市民や事業者、行政が連携して考え、実践する共創の取組がいくつも生まれてきた。取組を通じて、誰かと出会い、互いの考え方を知り、共感が生まれる好循環が広がっていくことが「茨木らしい幸せと豊かさ」でもあり、将来に向けて新しい価値を生む営みでもある。

本計画の推進により引き続き、「2コア1パーク&モール」をはじめ、中心市街地内の多様な公共空間に市民が関わり、一人ひとりが主体となって使い方を考え、思いやりを持って育てていくとともに、まちなかで新たに活動・事業を始めたい人の支援や気軽にチャレンジできる機会の提供、まちなかの情報発信などのソフトマネジメントの取組を官民が連携・協力して進めることで、市民の活動が景色となる、「だれかと共感しあえるまちなか」の実現を目指す。

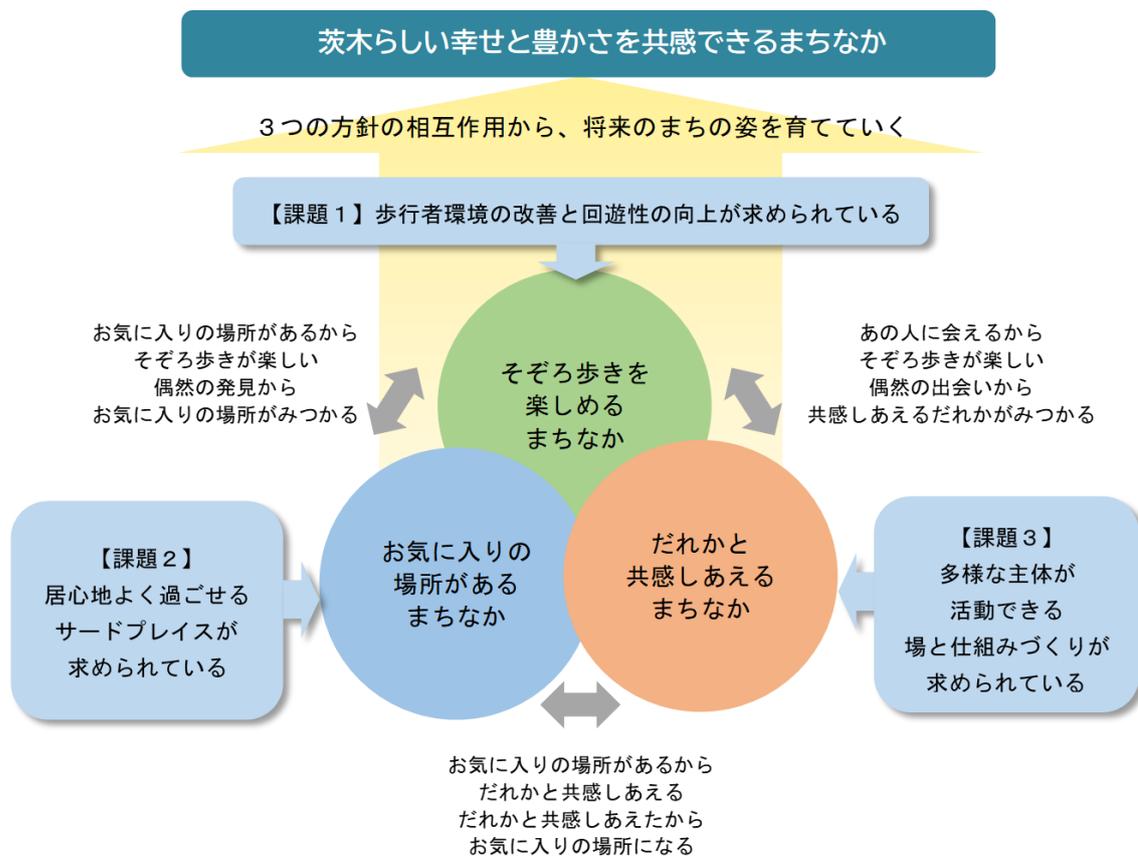


図 1-7 基本方針

2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

JR 茨木駅と阪急茨木市駅間は、阪急茨木市駅西側から元茨木川緑地を中心に古くから在郷町として栄え、現在も市役所等の公共・公益施設、商業店舗、大学、史跡等が集積している。このことから、本市の交通の拠点である JR 茨木駅及び阪急茨木市駅を含め、商業、福祉、文化、行政などの多様な都市機能が集積する範囲を中心市街地として位置付ける。



図 2-1 茨木市における中心市街地の位置

[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

要件	説明																																
<p>第 1 号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>●小売業の集積</p> <p>市域面積に対して中心市街地の面積は、約 1.7%であるが、中心市街地における商業機能の割合(令和 3 年)は、小売業事業所数で 15.2%、小売業従業員数で 11.0%、小売業年間商品販売額で 11.4%、小売業販売面積で 11.3%と、いずれも高いシェアを占めている。</p> <p style="text-align: center;">表 2-1 中心市街地における商業機能の対全市シェア</p> <table border="1" data-bbox="459 573 1458 976"> <thead> <tr> <th></th> <th>小売業 事業所数 (事業所)</th> <th>小売業 従業員数 (人)</th> <th>小売業年間 商品販売額 (百万円)</th> <th>小売業 販売面積 (㎡)</th> <th>面積 (k ㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨木市 (A)</td> <td>1,601</td> <td>19,546</td> <td>233,696</td> <td>199,844</td> <td>76.49</td> </tr> <tr> <td>中心市街地 (B)</td> <td>244</td> <td>2,154</td> <td>26,668</td> <td>22,564</td> <td>1.29</td> </tr> <tr> <td>対市シェア率(B/A)</td> <td>15.2%</td> <td>11.0%</td> <td>11.4%</td> <td>11.3%</td> <td>1.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(出典：令和 3 年 経済センサス)</p> <p>●公共公益施設等の集積</p> <p>中心市街地には、茨木別院、茨木神社などの文化資源や、市役所、「おにクル」、簡易裁判所など主な公共公益施設が立地している。また、立命館大学の施設の一部である「立命館いばらきフューチャープラザ」は、各種ホールや図書館等の施設を一般市民も利用できるようにしている。</p> <p style="text-align: center;">表 2-2 中心市街地に立地している主な施設等</p> <table border="1" data-bbox="472 1350 1453 1641"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政関連施設</td> <td>市役所、商工会議所、障害者就労支援センター、障害福祉センター、茨木簡易裁判所、茨木市消防本部、男女共生センター、元茨木市教育委員会分室、ハローワーク茨木</td> </tr> <tr> <td>文化施設</td> <td>文化・子育て複合施設「おにクル」、市民総合センター（クリエイティブセンター）、茨木神社、茨木別院</td> </tr> <tr> <td>教育関係施設</td> <td>立命館大学、養精中学校、茨木小学校、中央保育所</td> </tr> </tbody> </table>		小売業 事業所数 (事業所)	小売業 従業員数 (人)	小売業年間 商品販売額 (百万円)	小売業 販売面積 (㎡)	面積 (k ㎡)	茨木市 (A)	1,601	19,546	233,696	199,844	76.49	中心市街地 (B)	244	2,154	26,668	22,564	1.29	対市シェア率(B/A)	15.2%	11.0%	11.4%	11.3%	1.7%	分類	施設名	行政関連施設	市役所、商工会議所、障害者就労支援センター、障害福祉センター、茨木簡易裁判所、茨木市消防本部、男女共生センター、元茨木市教育委員会分室、ハローワーク茨木	文化施設	文化・子育て複合施設「おにクル」、市民総合センター（クリエイティブセンター）、茨木神社、茨木別院	教育関係施設	立命館大学、養精中学校、茨木小学校、中央保育所
	小売業 事業所数 (事業所)	小売業 従業員数 (人)	小売業年間 商品販売額 (百万円)	小売業 販売面積 (㎡)	面積 (k ㎡)																												
茨木市 (A)	1,601	19,546	233,696	199,844	76.49																												
中心市街地 (B)	244	2,154	26,668	22,564	1.29																												
対市シェア率(B/A)	15.2%	11.0%	11.4%	11.3%	1.7%																												
分類	施設名																																
行政関連施設	市役所、商工会議所、障害者就労支援センター、障害福祉センター、茨木簡易裁判所、茨木市消防本部、男女共生センター、元茨木市教育委員会分室、ハローワーク茨木																																
文化施設	文化・子育て複合施設「おにクル」、市民総合センター（クリエイティブセンター）、茨木神社、茨木別院																																
教育関係施設	立命館大学、養精中学校、茨木小学校、中央保育所																																

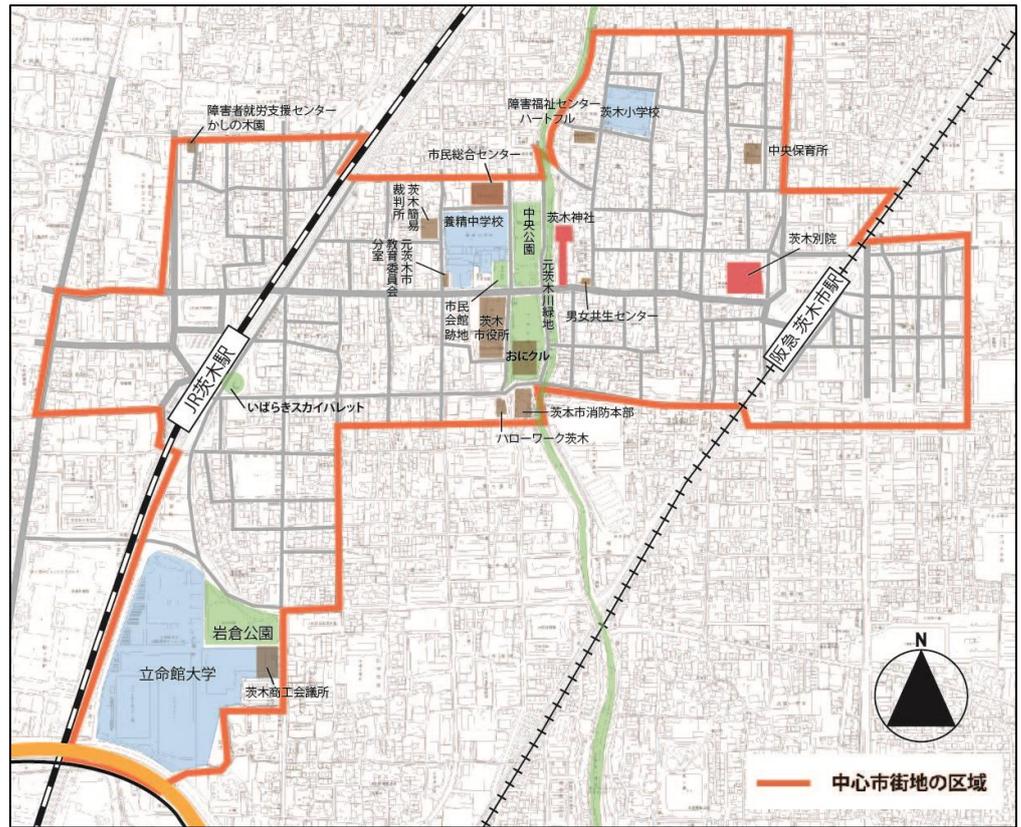


図 2-3 主な施設等の位置図

●公共交通の集積

中心市街地には、JR 茨木駅と阪急茨木市駅の両駅がある。この両駅は、市内の他駅と比較して乗降客数が著しく多く、本市の玄関口としての役割を担っている。（市内の鉄道各駅の乗降客数は表 12-10 参照）

また、バス会社 3 社が路線バスを運行しており、両駅間を經由し近隣市や市内各所を運行している。

表 2-3 中心市街地内の公共交通

分類	公共交通施設名
鉄道	J R 茨木駅、阪急茨木市駅
路線バス	阪急バス停留所、京阪バス停留所、近鉄バス停留所

要件	説明																																				
<p>第2号要件</p> <p>当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること</p>	<p>●小売業事業所数・売り場面積の減少</p> <p>中心市街地内の小売業事業所数は、平成26年の258事業所から令和3年では244事業所へと減少している。また、販売面積は平成26年の29,041㎡から令和3年では22,564㎡へと減少している。</p> <p>なお、市全体に占める割合も、小売業事業所数で平成26年の24.2%から令和3年で21.8%へ、小売業販売面積で平成26年の16.1%から令和3年で11.3%へと減少している。</p> <div data-bbox="635 562 1219 891" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>図 2-4 中心市街地及び市全体の小売業事業所数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>市全体 (事業所)</th> <th>中心市街地 (事業所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>1,067</td> <td>258</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>1,200</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>1,120</td> <td>244</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：商業統計調査 (H26)、経済センサス (H28・R3))</p> </div> <p>図 2-4 中心市街地及び市全体の小売業事業所数の推移</p> <div data-bbox="635 987 1219 1317" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>図 2-5 中心市街地及び市全体の小売業販売面積の推移</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>市全体 (㎡)</th> <th>中心市街地 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>180,008</td> <td>29,041</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>190,585</td> <td>27,799</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>199,844</td> <td>22,564</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：商業統計調査 (H26)、経済センサス (H28・R3))</p> </div> <p>図 2-5 中心市街地及び市全体の小売業販売面積の推移</p> <p>●年間商品販売額の減少</p> <p>中心市街地内の小売業年間商品販売額は、平成26年の約284億円から令和3年には約266億へと減少している。また、市全体に占める割合も平成26年の13.4%から令和3年の11.4%へと、減少している。</p> <div data-bbox="655 1621 1230 1951" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>図 2-6 中心市街地及び市全体の小売業年間商品販売額の推移</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>市全体 (百万円)</th> <th>中心市街地 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26</td> <td>212,938</td> <td>28,430</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>246,013</td> <td>31,305</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>233,696</td> <td>26,668</td> </tr> </tbody> </table> <p>(資料：商業統計調査 (H26)、経済センサス (H28・R3))</p> </div> <p>図 2-6 中心市街地及び市全体の小売業年間商品販売額の推移</p>	年次	市全体 (事業所)	中心市街地 (事業所)	H26	1,067	258	H28	1,200	280	R3	1,120	244	年次	市全体 (㎡)	中心市街地 (㎡)	H26	180,008	29,041	H28	190,585	27,799	R3	199,844	22,564	年次	市全体 (百万円)	中心市街地 (百万円)	H26	212,938	28,430	H28	246,013	31,305	R3	233,696	26,668
年次	市全体 (事業所)	中心市街地 (事業所)																																			
H26	1,067	258																																			
H28	1,200	280																																			
R3	1,120	244																																			
年次	市全体 (㎡)	中心市街地 (㎡)																																			
H26	180,008	29,041																																			
H28	190,585	27,799																																			
R3	199,844	22,564																																			
年次	市全体 (百万円)	中心市街地 (百万円)																																			
H26	212,938	28,430																																			
H28	246,013	31,305																																			
R3	233,696	26,668																																			

●エリア内事業所の多くを占める飲食業事業所数の減少

地域経済分析システム（以下、RESAS）より、中心市街地内の産業構造で多くを占める飲食サービス業も近年は減少傾向にあることがわかる。

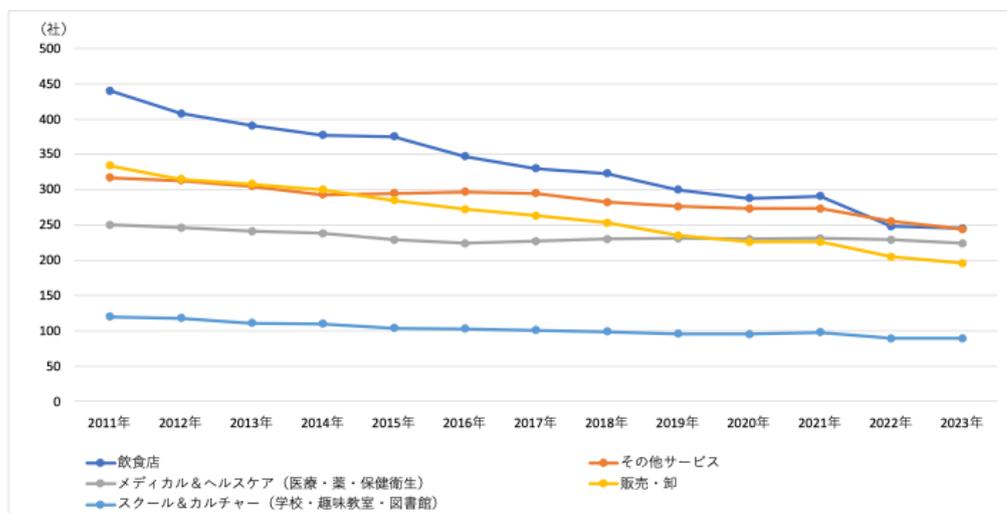


図 2-7 RESAS による茨木市中心市街地の業種別事業所数推移

●店主の高齢化及び後継者の不在による商業活動衰退の恐れ

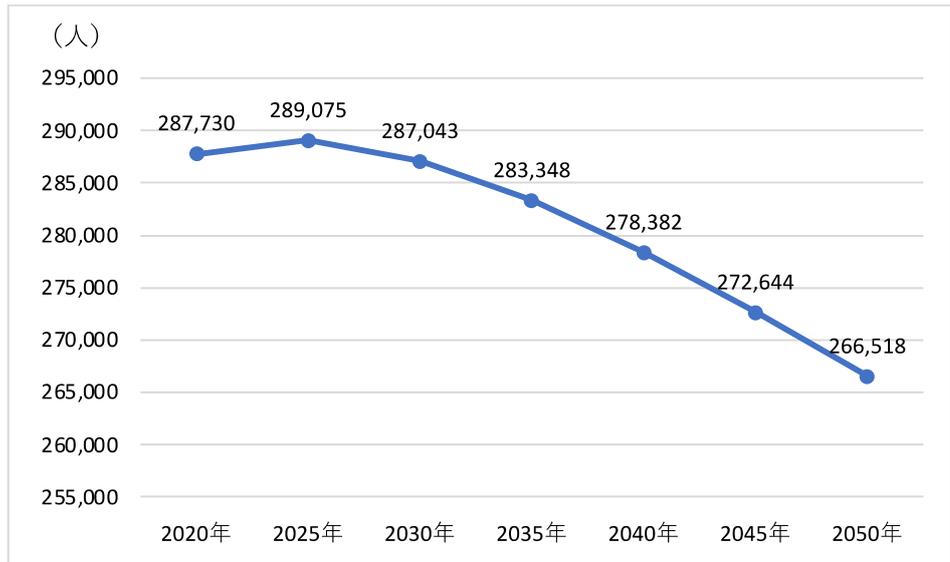
茨木市産業振興アクションプラン改定に向けたアンケート調査（R5）では、中小企業の廃業の理由として「店主の高齢化・後継者の不在」を挙げている。また、近年の原料価格や人件費の高騰、顧客取引の減少、人材不足といった理由も多く挙げられている。店主の高齢化が進み、新たな店舗の開業等新陳代謝が行われない状況が続くと、店舗密度が低下し、商業集積としての魅力低下が懸念されるほか、廃業の増加により貴重な雇用や技術への影響が懸念されるため、雇用や技術の喪失を防ぎ、世代交代等を契機とした成長を進めるための事業継承が重要となっている。

●今後の人口減少による更なる衰退の恐れ

本市総人口は、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計によると、2025年をピークに、減少に転じると推測されている。また、老年人口の割合は2020年には25%を超えるとともに、生産年齢人口と年少人口の割合は現在より低下する見込みとなっている。

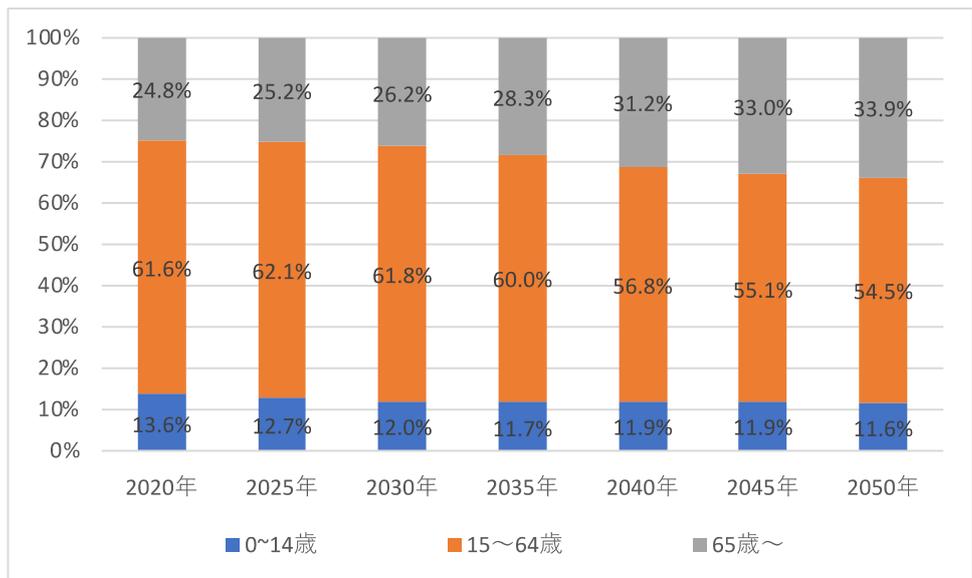
総人口の減少は、地域の消費力の縮小であり、市場規模の縮小に直結し、現在人口増であるにも関わらず衰退を続けている中心市街地の商業機能がさらに衰退を加速させることが予想される。

また、高齢者人口の増加は、交通弱者や買物難民等の増加に繋がる可能性があり、中心市街地を核としたコンパクトで機能的なまちづくりが必要と考えられる。



(資料：2020年データは令和2年国勢調査、2025～2050年データは国立社会保障・人口問題研究所 地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計))

図 2-8 茨木市の将来人口推計



(資料：2020年データは令和2年国勢調査、2025～2050年データは国立社会保障・人口問題研究所 地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計))

図 2-9 年齢階層別人口割合の推移

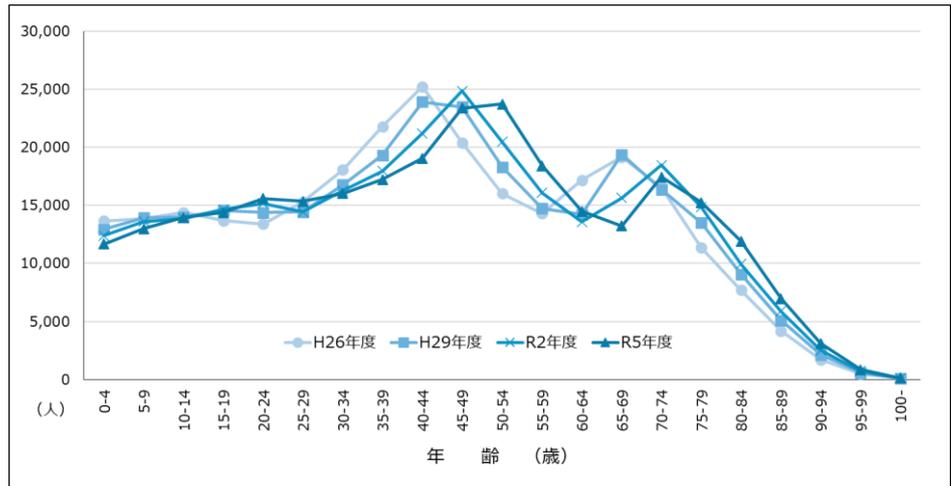
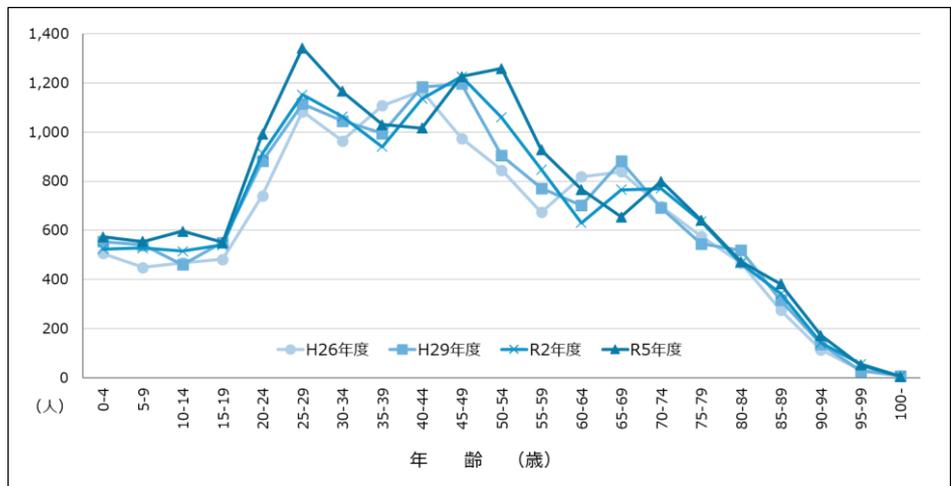


図 2-10 市全体の年齢別人口の推移



(資料：住民基本台帳、各年3月)

図 2-11 中心市街地の年齢別人口の推移

要件	説明																																																																
<p>第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>本市では令和5年時点、市全体の人口は増加傾向にあるが、高齢化が進行しており、また、総人口も令和7年をピークに減少に転じることが予想され、地域の産業・商業構造にも大きな変化をもたらすと考えられる。今後の都市づくりにおいては、これらの状況を踏まえ、中長期的な視点を持った取組が必要となる。本市では、「第6次茨木市総合計画」や「茨木市都市計画マスタープラン」において、人口減少社会を見据えた、全市域及び中心市街地の今後の都市構造、都市機能、土地利用などの方向性等を示している。</p> <p>中心市街地活性化基本計画により、これらの上位計画に沿って、中心市街地活性化に向けた短期的かつ具体的な取組内容を位置付け、着実に実践することは、本市全体の発展に有益であると考えます。</p> <p>●第6次茨木市総合計画との整合</p> <p>第6次茨木市総合計画は、計画期間を令和7年度～令和16年度としており、基本構想では、7つの分野においてまちの将来像を掲げている。中心市街地に関わるまちづくりの将来像としては、「(5) 産業・都市」の分野において、「個性あふれる茨木らしさで活気あふれるまち」、「山とまちが調和した、魅力的で過ごしやすく暮らしやすいまち」、「安心・安全・快適に移動できるまち」の3つの将来像が示されている。</p> <p>また、上記の将来像を実現するための施策と取組を位置付ける前期基本計画では、施策「5-2 都市計画」における取組「5-2-2 魅力ある中心市街地の整備」が設定されており、「中心市街地活性化基本計画の推進やまちづくり会社等が行う活動により、中心市街地の魅力を高めます。」と定められている。</p> <div data-bbox="703 1317 1209 1883" data-label="Figure"> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>将来像1</th> <th>将来像2</th> <th>将来像3</th> <th>将来像4</th> <th>将来像5</th> <th>将来像6</th> <th>将来像7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>将来像1 健康・福祉</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> </tr> <tr> <td>将来像2 子育て・教育</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> </tr> <tr> <td>将来像3 文化・市民活動</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> </tr> <tr> <td>将来像4 安全・安心</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> </tr> <tr> <td>将来像5 産業・都市</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> </tr> <tr> <td>将来像6 環境</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> </tr> <tr> <td>将来像7 行財政運営</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> <td>Green</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>図 2-12 第6次茨木市総合計画におけるまちの将来像</p> <p>※第6次茨木市総合計画は令和6年10月時点では策定中であり、今後記載内容に変更が生じる可能性がある</p>		将来像1	将来像2	将来像3	将来像4	将来像5	将来像6	将来像7	将来像1 健康・福祉	Green	将来像2 子育て・教育	Green	将来像3 文化・市民活動	Green	将来像4 安全・安心	Green	将来像5 産業・都市	Green	将来像6 環境	Green	将来像7 行財政運営	Green																																										
	将来像1	将来像2	将来像3	将来像4	将来像5	将来像6	将来像7																																																										
将来像1 健康・福祉	Green	Green	Green	Green	Green	Green	Green																																																										
将来像2 子育て・教育	Green	Green	Green	Green	Green	Green	Green																																																										
将来像3 文化・市民活動	Green	Green	Green	Green	Green	Green	Green																																																										
将来像4 安全・安心	Green	Green	Green	Green	Green	Green	Green																																																										
将来像5 産業・都市	Green	Green	Green	Green	Green	Green	Green																																																										
将来像6 環境	Green	Green	Green	Green	Green	Green	Green																																																										
将来像7 行財政運営	Green	Green	Green	Green	Green	Green	Green																																																										

●茨木市都市計画マスタープランとの整合

茨木市都市計画マスタープラン（令和7年3月策定予定）では、令和7年度を初年度とした概ね10年間を計画期間としており、本市の都市構造・土地利用の考え方として、中心市街地を「都市拠点」に位置づけ、JR茨木駅と阪急茨木市駅（2コア）、複数の商店街や中央通り・東西通りの東西軸（モール）、おにクル・中央公園・元茨木川緑地（1パーク）などの、ポテンシャルのある都市構造を「2コア1パーク&モール」と捉え、ひと中心のまちなか形成を図ることとしている。また、中心市街地を面的な視点で捉えた上で、多様な機能を確保し、都市機能の充実を図ることとしている。

分野別の都市づくり方針においても、各分野において本計画の方針や施策と整合が図られているほか、地域別構想（地域づくりの方針）では本市の都市拠点として都市機能の誘導と活性化を特に進めていく地域として区分している。



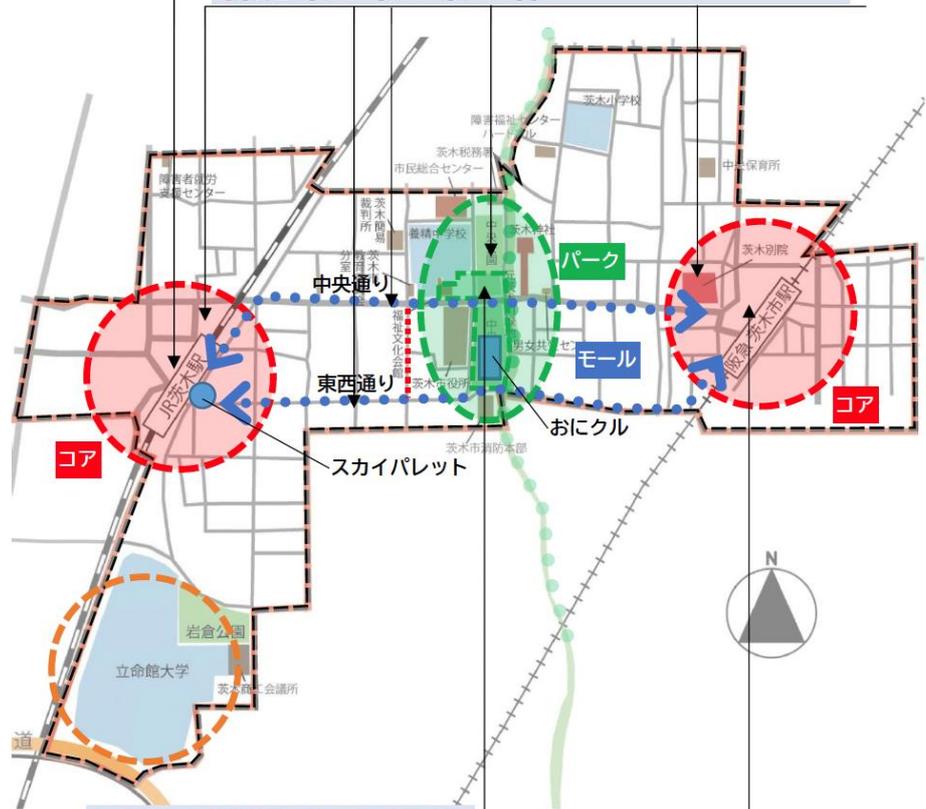
図 2-13 茨木市都市計画マスタープランにおける将来都市構造図

■分野別の都市づくりの方針における中心市街地の位置付け（要約）

- 土地利用
中心市街地を都市機能誘導区域に定め必要な都市機能を誘導
- 都市施設・市街地整備の方針
「市街地・拠点整備の推進」で「都市拠点（中心市街地）」を位置付け
拠点としての機能の強化を図り、誰もが訪れたい・暮らしてみたい・暮らしやすいと思える都市づくりを進める
- 交通体系の方針
中心部で回遊性の高い空間の創出
- みどり・都市環境の方針
中心市街地の緑化と元茨木川緑地のリ・デザインの取組推進
- 景観形成の方針
ストリートデザインガイドラインに基づく東西軸（中央どおり・東西通り）における取組の推進

○本市の拠点となる中心市街地の活性化と魅力向上（JR茨木駅周辺）【方針2-②】
○商業・文化・生活支援等の都市機能が集約される「まちの拠点」としての機能の強化（JR茨木駅周辺）【方針2-②、3-②】

○居心地が良く、歩いて楽しい「ひと中心」のまちなか形成
○「2コア1パーク&モール」の都市構造を活かし、エリア全体を面で捉えた戦略的な都市づくりの展開
【方針2-②、3-①、6-①、7-②】



○おにクルの整備効果も踏まえた官民連携による整備推進（中央公園）
【方針2-①】

○本市の拠点となる中心市街地の活性化と魅力向上（阪急茨木市駅周辺）【方針2-②】
○地域の中核となる病院の確保【方針2-②、4-②】
○商業・文化・生活支援等の都市機能が集約される「まちの拠点」としての機能の強化（阪急茨木市駅周辺）【方針2-②、3-②】

図 2-14 地域づくりの方針～中心市街地～（抜粋）

※茨木市都市計画マスタープランについては令和6年10月時点では改訂中であり、今後記載内容に変更が生じる可能性がある

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

中心市街地の将来像及び前述の中心市街地活性化の基本方針の実現に向けて、本計画の期間内に実現すべき目標として以下の3点を設定する。

【目標1】歩いて楽しい徒歩圏の実現

中心市街地の活性化の基本方針である、目的がなくてもそぞろ歩きが楽しめるまちなかの実現に向け、歩行空間の高質化と滞在空間の創出等により、歩行者と自転車を優先する交通環境の充実等を進め、歩いて楽しい徒歩圏の実現を目標とする。

具体的には、中心部を南北に通る市道駅前三丁目若草線の車道拡幅と歩道整備、市道市役所前線の舗装の高質化と植栽、照明、ストリートファニチャー等の整備により歩行者環境を改善し、ひとが中心の歩いて楽しいまちなかの実現を進める。また、中心市街地を南北に縦断する元茨木川緑地においては、自然に触れ合える散策道としての活用を進め、歩くことそのものの来訪目的化も推進する。さらに、平日・休日問わずイベントや公共空間活用の取組を推進し、中心市街地内の場所や人との偶然の出会いや発見の機会増大を図り、何度も訪れたいまちなかの実現につなげる。

【目標2】魅力的な都市空間の整備・誘導

市民が気軽に訪れ、まちなかを楽しんで回遊するためには、訪れる目的となる場所の創出が重要である。市民が立ち寄りやすい魅力的な都市空間等の整備を進めるとともに、行きつけの店として親しまれるような店舗の立地誘導を進め、多くの市民にとってお気に入りの場所があるまちなかの実現を目指す。

具体的には、創業への支援や店舗等開業に適した物件の掘り起こし、インキュベーション促進の取組等を行政・商工会議所・まちづくり会社・大学等が連携して展開し、市民の来訪目的となるような魅力的な店舗の立地を誘導する。まちなかへの来訪動機の増加に向けては、イベントの開催やSNS等を通じた情報発信も重要であり、市民や民間事業者、大学等の連携促進と調整が必要になることから、まちづくり会社がそれらの取組を支援する。

また、人の活動や営みを集める拠点「2コア1パーク&モール」の「2コア」である阪急茨木市駅、JR茨木駅周辺において、市民の来訪目的になるような施設機能の充実と、建物の老朽化や交通の輻輳等の解消によって居心地の良い空間づくりを目指し、再整備の検討を進める。

【目標3】多様な主体が使いこなせるまちなかの実現

中心市街地内の公共空間において、日常的にイベントやマーケット等開催することで、多様な市民や事業者等が関わり、出会い、交流が生まれることを誘発するような取組を推進し、人と人がつながり、共感を通じて自然に豊かさが醸成されるようなまちなかを目指す。第1期計画では、公共空間の活用について、許認可や安全対策をはじめ様々な課題を把握した。第2期計画では、それらを踏まえて、多様な主体が公共空間をはじめとしたまちなかを使いこなせる仕組みや環境を整えていく。

具体的には、「2コア1パーク&モール」の都市構造を構成する「パーク」のうち、第1計画で整備されたおにクルに近接する「旧市民会館跡地」を公園に整備し、Park-PFI等の民間活力の導入、市民による活用促進等の取組により、市民が集いやすく居心地の良さを高めることで、「パーク」における滞留性向上や中心市街地への回遊性向上に寄与する。

いばらきスカイパレットにおいて、まちづくり会社主導のもと、思い思いの「活動」が繰り広げられたり、人とのつながりにより新たな価値が生まれる多様性に満ちた場所として活用できるよう、管理運営や活用促進の仕組みを整え、魅力的な空間づくりや交流・活動の増加を図る。

また、岩倉公園に隣接し地域に開かれたキャンパスとなっている立命館大学では、開学前から市民・学生・教職員等が連携し取り組んできたコミュニティ共創プロジェクト、第1期計画から継続している市民開放施設を活用した地域連携イベントや市民向け講座の実施、スタートアップ支援や大学と地域・企業・自治体等と連携し新たな価値を創造する「TRY FIELD」の取組などが展開されていることから、多様な主体と地域をつなぐ拠点として、第2期計画でも引き続き活用を促進していく。

○事業実施に向けた考え方

3つの基本方針の相互作用によって3つの目標が実現されることから、事業実施においては、相乗効果が最大限期待できるよう取り組むこととする。

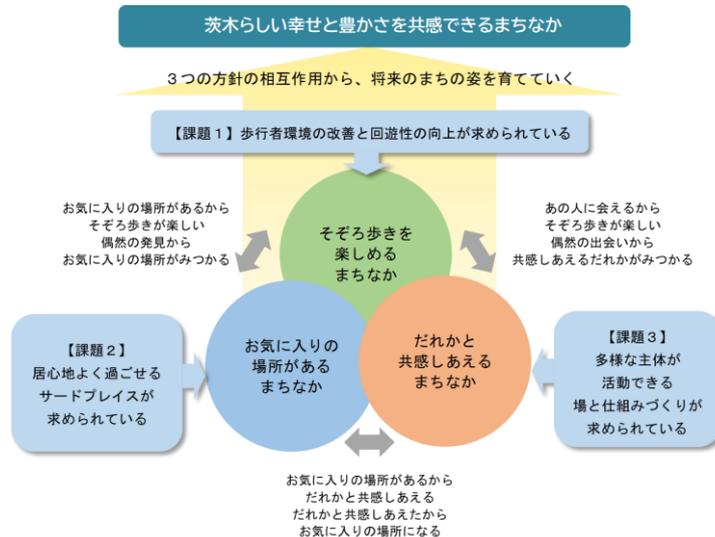
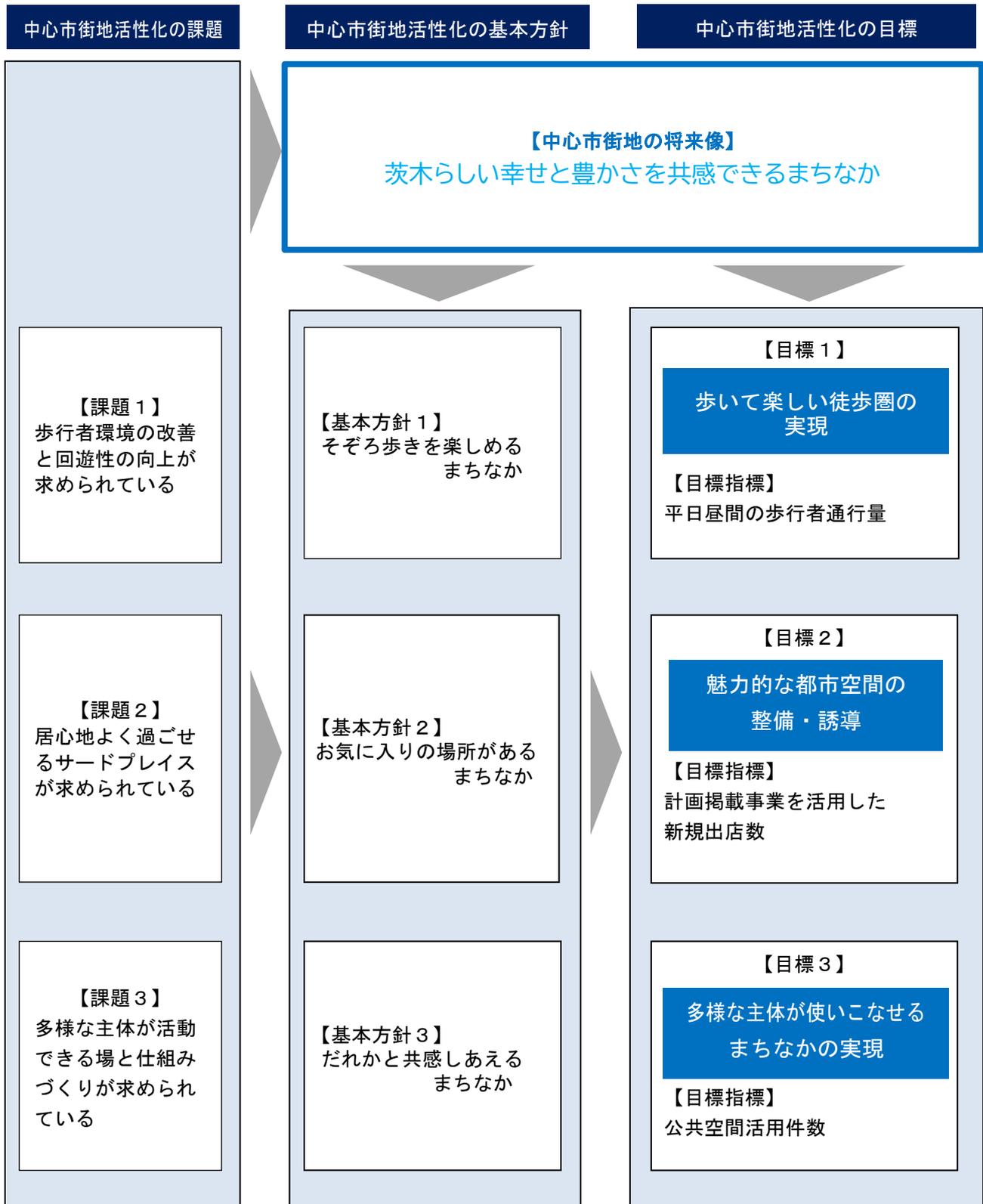


図 2-15 基本方針(再掲)

■ 中心市街地活性化の目標



[2] 計画期間の考え方

計画期間は、令和7年度（令和7年4月）から、事業の効果が現れると見込まれる令和11年度（令和12年3月）までの5年間とし、その最終年度である令和11年度を目標年次とする。

[3] 目標指標の設定の考え方

(a) 定量的な指標の設定

中心市街地活性化の目標の達成具合を把握するために、「歩いて楽しい徒歩圏の実現」、「魅力的な都市空間の整備・誘導」、「多様な主体が使いこなせるまちなかの実現」の3項目において、目標指標を設定する。

① 歩いて楽しい徒歩圏の実現

「歩いて楽しい徒歩圏の実現」に向けて、本計画では安全・安心に移動できる歩行者空間の整備や、歩行者と自転車を優先する道路空間の再編、社会の変化に対応できる柔軟かつ持続可能な都市づくりにより、ぶらぶら歩くと新しい発見があるまちなかの形成を目指す。第2期計画では、休日のイベント等での来街者に、まちなかの魅力の発見や新たな出会いの機会を創出し認知度を向上していくことで、日常的な来街の機会の増加、促進と回遊につなげていくため、第1期計画と同様に、引き続き事業効果を測る指標として、「平日昼間（9～17時）の歩行者通行量」を目標指標として位置付ける。

② 魅力的な都市空間の整備・誘導

「魅力的な都市空間の整備・誘導」については、商店街をはじめ、中心市街地内への魅力的な個店の集積を促すとともに、民間事業者への支援と連携により魅力ある沿道空間の誘導や歴史と自然を生かしたまちなかの誘導を行う。第1期計画においても、市民ニーズに合った質（業種・業態など）の店舗の増加度合いを測ることのできる指標として、毎年計測・把握可能で取組の成果を測ることができる「新規出店数」を目標指標とし、定期的な計測を行ってきた。本計画でも、引き続き事業効果を測る指標として、「計画掲載事業を活用した新規出店数」を目標指標として位置付ける。

③ 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現

「多様な主体が使いこなせるまちなかの実現」に向けては、市民一人ひとりが主体となって使い方を考え、育てていく公共空間づくりや、まちなかで新たに活動・事業を始めたい人の支援、まちなかの情報発信などのソフトマネジメントの取組を進めることにより、多様な主体がつながり、共感しあえる共創のまちなかの実現を目指す。第1期計画においても、公共空間の活用により、新たな滞在・活動の場の創出に取り組んでおり、取組の成果を測ることができる指標として、参考指標「公共空間活用件数」の把握を行ってきた。本計画では、「公共空間活用件数」を引き続き事業効果を測る目標指標として位置付ける。

(b) 目標数値の設定

①歩いて楽しい徒歩圏の実現

表 3-1 歩行者通行量の目標指標

目標指標	基準値 (R5)	推計値 (R11)	目標値 (R11)
平日昼間の歩行者通行量(人/日)	35,005 人/日	38,608 人/日	40,828 人/日 (事業効果:2,220 人/日)

1) 目標年度の推計値

平成 27 年から令和 5 年までの調査値から、各調査ポイントの数値の推移を回帰分析し、近似式を求め推計値を算出した結果、目標年次である令和 11 年では、基準値である令和 5 年から 3,603 人/日の増加が見込まれる。

表 3-2 各調査地点の目標年度の推計値

		R5(調査値)	R11(推計値)	R5-11増減	R11推計	R11目標値
A①	JR茨木駅商店街側エスカレーター	2,150	2,172	22	2,340	2,576
A②	JR茨木駅商店街側居酒屋前	174	168	-6		
B①	JR茨木駅阪急オアシス前エスカレーター	2,794	3,695	901	13,332	13,833
B②	JR茨木駅阪急オアシス前	1,258	1,463	205		
C①②	JR茨木駅立命館方面エスカレーター	6,530	8,174	1,644	1,119	1,921
D	市民会館跡地	1,815	1,119	-696		
E(①②の合算)	本通り商店街	13,666	15,054	1,388	15,054	15,525
F	阪急茨木市駅商店街側	3,644	3,440	-204	6,763	6,974
G	阪急茨木市駅市役所側	2,974	3,323	349		
	中心市街地内合計	35,005	38,608	3,603	38,608	40,828

- 注 1 : 調査地点 C①② (JR 茨木駅立命館方面エスカレーター) については平成 30 年の調査値が過年度と比して極端に低く、調査エラーが想定されるため令和元年～令和 5 年の調査値を元に回帰分析を実施、推計した数値を採用
 注 2 : 調査地点 E①② (本通り商店街) については、新型コロナウイルス感染症拡大期間中の行動変容の影響が大きかったことから過年度と比して極端な増加等がみられ、この傾向が計画期間中も継続するとは考えにくいことから、アフターコロナ以降 (令和 3 年～令和 5 年) の調査値を元に回帰分析を実施、推計した数値を採用
 注 3 : 小数点以下数値の端数処理のため、合計が合わない場合がある

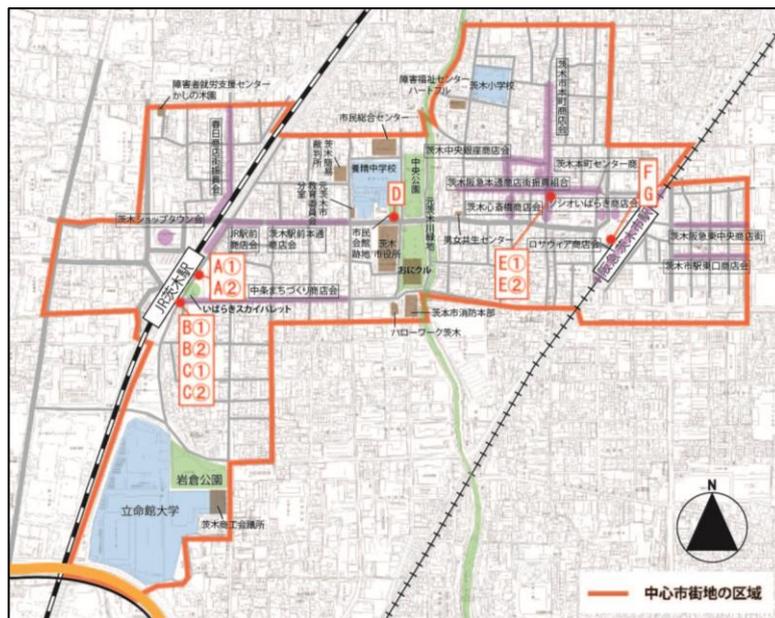


図 3-1 歩行者通行量調査計測地点

2) 事業による効果

歩行者通行量の増加に向けた各事業の実施による効果を以下の通り算定する。

<公共空間活用事業>

公共空間活用事業（駅前広場、公園等の活用等）の実施により、活用する公共空間と隣接する調査ポイントでの歩行者通行量増加分を事業効果として算定する。

i) (いばらきスカイパレットにおけるイベントの実施など公共空間の活用による効果)

【調査地点 A~B~C における歩行者通行量の増加分】

事業実施による集客（発生原単位）

ア) コンテナカフェやマルシェ等平日開催のイベントによる来場者増加数
300 人/日

* 駅直結スペースであるため徒歩分担率は想定しない

調査地点への分散の考え方

イ) ア) のうち調査地点 A・B・C の通過割合 90%

* 階段利用以外と想定

ウ) 調査地点を通過する来場者の各地点通過の分担率

A 茨木駅商店街方面 18%

B 阪急オアシス前 31%

C 立命館方面 51%

事業実施による各調査地点の歩行者通行量増加分

ア) ×イ) ×ウ)

A 茨木駅商店街方面 49 人/日

B 阪急オアシス前 84 人/日

C 立命館方面 137 人/日

ii) (中央公園整備による新たな公共空間の活用による効果)

【調査地点 D における歩行者通行量増加分】

事業実施による集客（発生原単位）

ア) 新たな公園整備によるおにクル平日来館者数の増加分 630 人/日

* おにクル来館者 4,500 人/日のうち 70%にあたる 3,150 人が平日昼間の利用者、うち 20%が芝生広場を利用と想定し、同等の利用者を見込む

調査地点への分散の考え方

イ) 調査地点通過割合 70%

* 新たな公園から調査地点 D への回遊 70%程度を目指す

ウ) 徒歩など分担率 65%

* 新たな公園に自転車等で来る方を除く

事業実施による各調査地点の歩行者通行量増加分

ア) ×イ) ×ウ) 287 人/日

<回遊性向上事業>

集客施設等から、中心市街地内の調査ポイントへの回遊誘導を目指したソフト事業の実施による歩行者通行量増加分を算定する。

i) (いばらきスカイパレットからエリア内ポイントへの回遊誘導)

【調査地点 D~G における歩行者通行量の増加分】

事業実施による集客（発生原単位）

ア) コンテナカフェやマルシェ等平日開催のイベントによる来場者増加数	300 人／日
イ) ア) のうち回遊誘導イベント等への参加率	10%

調査地点への分散の考え方

ウ) 回遊誘導イベント参加者の調査地点 A~C 以外の通過割合	50%
エ) 通過地点数 2 地点	
オ) 往復回数 2 回	

事業実施による対象調査地点の歩行者通行量増加分

ア) × イ) × ウ) × エ) × オ)	60 人／日
------------------------	--------

ii) (立命館大学・岩倉公園からエリア内ポイントへの回遊誘導)

【エリア全体の調査地点増加分】

事業実施による集客（発生原単位）

ア) 平日 1 日あたりの施設利用者数	150 人／日
イ) ア) のうち回遊誘導イベント等への参加率	10%

調査地点への分散の考え方

ウ) 回遊誘導イベント参加者のエリア内調査地点への通過割合	50%
エ) 通過地点数 2 地点	
オ) 往復回数 2 回	

事業実施による対象調査地点の歩行者通行量増加分

ア) × イ) × ウ) × エ) × オ)	30 人／日
------------------------	--------

iii) (新たに整備する中央公園からエリア内ポイントへの回遊誘導)

【調査地点 D 以外における歩行者通行量増加分】

事業実施による集客（発生原単位）

ア) 新たな公園整備による来場者数の増加分	900 人／日
* おにクル来館者 4,500 人／日のうち 20% が芝生広場を利用と想定し、 同等の利用者を見込む	

イ) ア) のうち回遊誘導イベント等への参加率	10%
* 徒歩での来訪を前提とするため、交通手段の分担率は加味しない	

調査地点への分散の考え方

ウ) 回遊誘導イベント参加者のエリア内調査地点への通過割合	50%
エ) 通過地点数	2 地点
オ) 往復回数	2 回

事業実施による各調査地点の歩行者通行量増加分
 ア) × イ) × ウ) × エ) × オ) 180 人／日

iv) (おにクル来場者を対象とした回遊イベント)

【エリア全体の調査地点増加分】

事業実施による集客 (発生原単位)

ア) 平日 1 日あたり施設利用者数 4,500 人／日

イ) 徒歩等分担率 65%

ウ) 昼間のみの施設利用率 70%

*10～18 時を想定し 70%

エ) 回遊誘導イベント等への参加率 10%

調査地点への分散の考え方

オ) 回遊誘導イベント参加者のエリア内調査地点への通過割合 50%

カ) 通過地点数 2 地点

キ) 往復回数 2 回

事業実施による各調査地点の歩行者通行量増加分

ア) × イ) × ウ) × エ) × オ) × カ) × キ) 410 人／日

<沿道や歩道の整備事業>

i) (元茨木川緑地におけるイベント実施など公共空間の活用による効果)

【調査地点 D での歩行者通行量増加分】

事業実施による集客 (発生原単位)

ア) おにクルの平日 1 日あたり施設利用者数 4,500 人／日

イ) 徒歩等分担率 65%

ウ) 昼間のみの施設利用率 70%

*10～18 時を想定し 70%

エ) おにクル利用者のうち元茨木川緑地へと回遊する率 30%

調査地点への分散の考え方

オ) 調査地点 D への通過割合 70%

事業実施による各調査地点の歩行者通行量増加分

ア) × イ) × ウ) × エ) × オ) 430 人／日

ii) (市役所前線他沿道整備等による効果)

事業実施による集客 (発生原単位)

「パーク (おにクル・中央公園)」での増加分

ア) おにクルの平日昼間の施設利用者数 3,150 人／日

イ) 新たな公園整備による来場者数の増加分 900 人／日

*おにクル来館者 4,500 人／日のうち 20%が芝生広場を利用と想定、同等の利用者を見込む

ウ) 徒歩等分担率 65%

エ) いばらきスカイパレットでのイベント等による来場者増加数 300 人／日

*鉄道→徒歩と想定されるため徒歩等分担率は適用しない

調査地点への分散の考え方

- オ) ア) イ) の「パーク」主要施設利用者及び
- エ) の駅周辺来場者のうち沿道整備により回遊（散歩）する率 5%
- カ) エリア全体の調査地点の通過割合 50%
- キ) 通過地点数 2 地点
- ク) 往復回数 2 回

事業実施による各調査地点の歩行者通行量増加分

$$\{(\text{ア}) + \text{イ}) \times \text{ウ}) + \text{エ})\} \times \text{オ}) \times \text{カ}) \times \text{キ}) \times \text{ク}) \quad 293 \text{ 人/日}$$

<店舗誘致事業>茨木市創業促進補助事業、茨木市小売店舗改築（改装）補助事業、まちなかソフトマネジメント事業に伴う店舗誘致による周辺での歩行者通行量増加分

【調査地点 E~F（商店街周辺）での歩行者通行量増加分】

事業実施による集客（発生原単位）

- ア) 店舗誘致件数 16 店舗/年
- イ) 1 店舗あたりの平日昼間の来店者数 50 人/日
- ウ) 徒歩等分担率 65%

調査地点への分散の考え方

- エ) 調査地点 EF の通過割合 50%
- オ) 通過地点数 1 地点
- カ) 往復回数 1 回

事業実施による調査地点 EF の歩行者通行量増加分

$$\text{ア}) \times \text{イ}) \times \text{ウ}) \times \text{エ}) \times \text{オ}) \times \text{カ}) \quad 260 \text{ 人/日}$$

上記の合計により、事業による効果はエリア全体の計測ポイントにおいて、2,220 人/日が見込まれる。

表 3-3 歩行者通行量増加に資する事業実施効果と各ポイントでの増加見込み

調査地点	事業内容	R5 (調査値)		同方面内での分担率	事業による増加分												店舗誘致	ポイントごとの増加分
		各ポイント	(再掲)方面まとめ		公共空間活用事業 *隣接ポイントでの増加分		回遊性向上事業						沿道や歩道の整備事業					
					いばらきスカイレット	中央公園	いばらきスカイレット	岩倉公園	中央公園	おにクル来場者	元茨木川緑地	市役所前線他沿道整備						
A①	JR茨木駅商店街側エスカレーター	2,150	2,324	18%	49	-	-	3.0	20.0	41.0	-	29.3	-	236				
A②	JR茨木駅商店街側居酒屋前	174				-	-	3.0	20.0	41.0	-	29.3	-					
B①	JR茨木駅阪急オアシス前エスカレーター	2,794	4,052	31%	84	-	-	3.0	180	20.0	41.0	-	29.3	-				
B②	JR茨木駅阪急オアシス前	1,258				-	-	3.0		20.0	41.0	-	29.3	-				
C①②	JR茨木駅立命館方面エスカレーター	6,530	6,530	51%	137	-	-	3.0		20.0	41.0	-	29.3	-				
D	市民会館跡地	1,815	1,815	-	287	12	30	3.0	-	-	410	430	293	802				
E①	本通り商店街(阪急茨木市駅方面)	7,985	13,666	58%	-	12		3.0		20.0	41.0	-	29.3	260				
E②	本通り商店街(城郭方面)	5,681		42%	-	60		3.0		20.0	41.0	-	29.3					
F	阪急茨木市駅商店街側	3,644	6,618	55%	-	12		3.0		20.0	41.0	-	29.3	-				
G	阪急茨木市駅市役所側	2,974		45%	-	12		3.0		20.0	41.0	-	29.3	-				
小計					270	287	60	30	180		410	430	293	260				
合計		35,005			557			680			723		260	2,220				

注：小数点以下数値の端数処理のため、合計が合わない場合がある

目標年度には、事業による効果以外の自然増により、基準値である令和5年から3,603人/日の増加が見込まれること、事業による効果として、2,220人/日が見込まれることを踏まえると、令和11年における平日昼間の歩行者通行量は40,828人/日(令和5年の16.6%増)と考えられる。

平日昼間の歩行者通行量

令和5年 → 令和11年

35,005 人/日 → **40,828** 人/日

②魅力的な都市空間の整備・誘導

表 3-4 新規出店数の目標指標

目標指標	基準値 (R5)	推計値 (R11)	目標値 (R11)
計画掲載事業を活用した 新規出店数(店舗/年)	12.2 店舗/年 (R1～R5 平均)	14 店舗/年 (R7～R11 平均)	16 店舗/年 (R7～R11 平均)

1) 目標年度の推計値

茨木市創業促進補助事業による過去5年間の実績は42店舗、小売店舗改築（改装）補助事業による過去5年間の実績は15店舗、まちづくり会社による事業による店舗誘致の過去5年間の実績は4店舗であり、計画掲載事業を活用した新規出店数の過去5年間の平均実績は12.2店舗/年である。

目標年度にあたる令和11年の新規出店数は、過去5年間と同等程度が本来見込まれるが、過去の実績のうち令和2年はコロナの影響を大きく受け、新規出店数5店舗にまで落ち込んだことから、この数値を加味しない平均実績として14店舗/年（令和元年・令和3～5年実績の平均値）を見込む。

2) 事業による効果

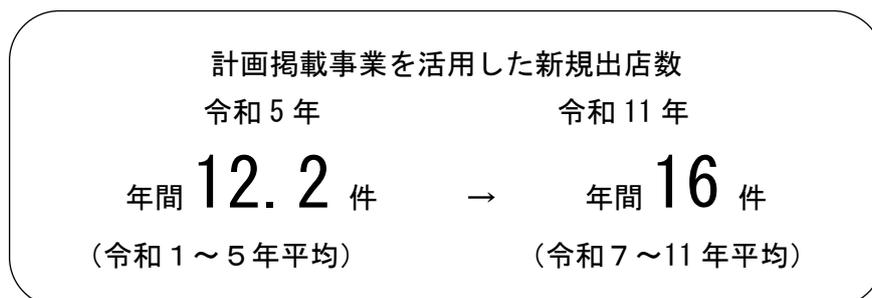
A) 茨木市創業促進補助事業と茨木市小売店舗改築（改装）補助事業の活用促進

産業活性化プロジェクト推進事業や地域魅力アップイベント創出育成事業等の産業振興に向けた取組や、おにクルを始めとする公共空間の活用に伴う賑わいの波及効果によって、茨木市創業促進補助事業と茨木市小売店舗改築（改装）補助事業の活用促進を図り、新規出店を強く後押しする。さらに、市・商工会議所・金融機関等が連携し、事業を営むために必要な「経済」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4分野をサポートする個別指導やセミナーを実施する特定創業支援等事業の取組により、令和11年の推計値である年間13店舗から年間15店舗へと増加を見込み、計画期間の5年間で75店舗の新規出店を目指す。

B) まちなかソフトマネジメント事業

まちづくり会社によるまちなかソフトマネジメント事業の推進により、市や商工会議所等と連携して創業・出店意欲のある人と商店街等事業者を繋ぎ、遊休不動産の積極的活用を促進する。5年間で年間1店舗、計5店舗の新規出店を支援する。

A) ～B) の合計により、5年間で80店舗、年間平均16店舗の新規出店が見込まれる。



③多様な主体が使いこなせるまちなかの実現

図 3-5 公共空間活用件数の目標指標

目標指標	基準値 (R5)	推計値 (R11)	目標値 (R11)
公共空間活用件数(件/年)	99 件/年	123 件/年	153 件/年 (事業効果:30 件/年)

＜公共空間活用件数の定義について＞

公共空間の活用件数は、以下のエリア内の公共空間（岩倉公園、いばらきスカイパレット、中央公園、おにクル（芝生広場・大屋根広場）、元茨木川緑地、阪急茨木市駅西口駅前広場）について、大小規模を問わず人の集まるイベント実施のために利用申請があった件数とする。ただし、スポーツ団体の単なる練習、イベントの準備・片付けのための利用、一時的な物品の保管、駐輪場設置等のための利用は件数にカウントしない。

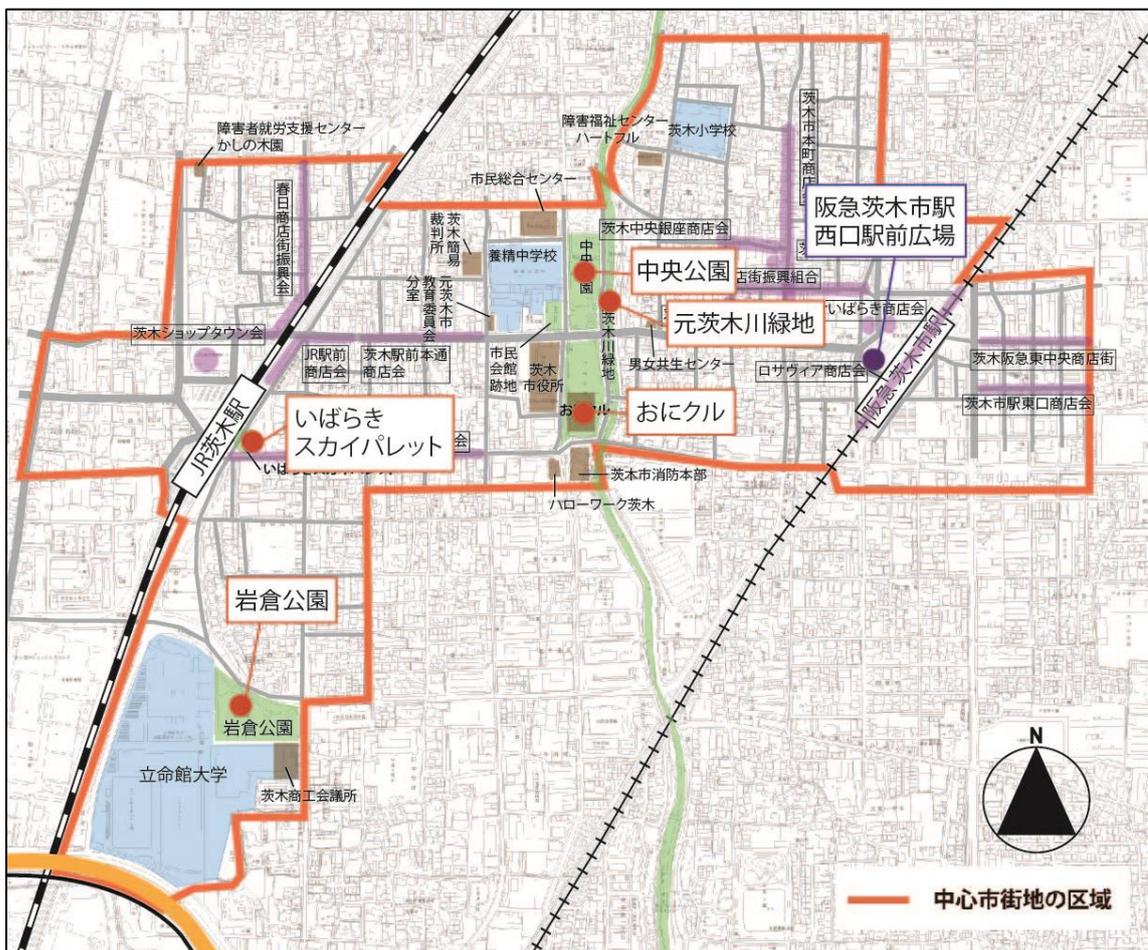
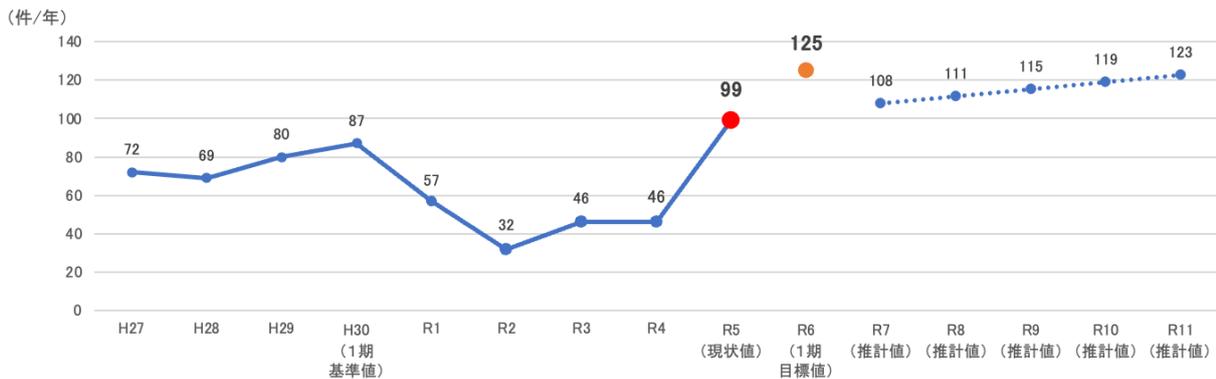


図 3-2 公共空間位置図

1) 目標年度の推計値

平成 27～30 年、及びアフターコロナにあたる令和 5 年の公共空間活用件数をみると、年間およそ 70～80 件程度となっている。コロナの影響下にあった令和元年～令和 4 年においては、公共空間活用件数が 30～50 件程度と落ち込んだが、社会実験による公共空間活用の取組は対象地・施設ではなかったため含まれておらず、市民や民間事業者の公共空間活用に対する機運が醸成されていることを踏まえると、目標年度もコロナの影響下でない年度と同様の傾向が続くことが予想される。



H27～H30、及び R5 の実績値を基に推計

R1～R4 はコロナの影響下及び市民会館建替の影響を受けたため推計には加味しない

図 3-3 エリア内の公共空間の年間活用実績と推計値

2) 事業による効果

A) 中央公園整備事業（中央公園）

おにクル及び現在の中央公園グラウンドに隣接した位置（現 IBALAB@広場及び市民会館・福祉文化会館跡地等）で、芝生広場や民間施設等を備えた中央公園を再整備する。この新たな空間において、現状の利用（中央公園）に加え、月平均 1 回のイベント増程度の活用促進を図ることにより、年間 12 件の活用増を見込む。

B) 道路空間活用事業（いばらきスカイパレット）

いばらきスカイパレットで、現状の利用に加え、それぞれ月平均 0.5 回のイベント増程度の活用促進を図ることにより、年間 6 件の活用増を図る。

C) 公共空間活用事業

i) おにクル広場の活用

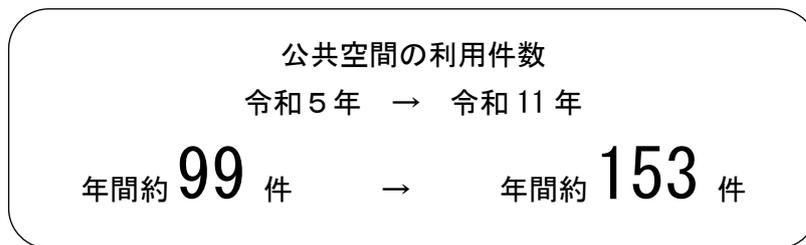
「おにクル」の屋外公共空間（芝生広場・大屋根広場）において、月平均 0.5 回のイベント増程度の活用促進を図ることにより、年間 6 件の活用増を見込む。

ii) 元茨木川緑地の活用

新たに整備された元茨木川緑地において月平均 0.5 回のイベント増程度の活用促進を図ることにより、年間 6 件の活用増を図る。

A) ~C) より、事業による増加分は、年間 30 件が見込まれる。

目標年度における将来推計値が年間 123 件であること、事業による増加分が年間 30 件であることから、令和 11 年度末における目標数値を年間 153 件とする。



[4] フォローアップの時期及び方法

計画のフォローアップについては、毎年年度末に目標達成に係る各事業の進捗状況を把握し、各目標指標の達成状況と照らし合わせた検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、必要な改善等の措置を講じていくものとする。

各目標指標の達成状況についての具体的な調査方法については以下の通りとする。

①平日昼間の歩行者通行量

調査方法：平日の午前9時から午後5時までの通行量を測定（悪天候や特異日は避ける）

調査月：各年11月

調査主体：市

調査対象：JR茨木駅東口（5地点）、元市民会館前（1地点）、茨木阪急本通商店街（2地点）、阪急茨木市駅西口（2地点）の中心市街地エリア内計4箇所（10地点）

算出方法：各地点の通行量を合計した数値

②計画掲載事業を活用した新規出店数

調査方法：茨木市創業促進補助事業・茨木市小売店舗改築（改装）補助事業の活用、まちなかソフトマネジメント事業により新規出店した店舗の年間件数を把握する。

調査月：各年3月

調査主体：市及びまちづくり会社

調査対象：茨木市創業促進補助事業・茨木市小売店舗改築（改装）補助事業所管課、まちづくり会社

算出方法：各事業の活用により新規出店した店舗数の合計値

④ 公共空間活用件数

調査方法：岩倉公園、いばらきスカイパレット、中央公園、おにクル（芝生広場・大屋根広場）、元茨木川緑地、阪急茨木市駅西口駅前広場でイベント等開催について、市に届出のあった年間件数を把握する。ただし、スポーツ団体の単なる練習、イベントの準備・片付けのための利用、一時的な物品の保管、駐輪場設置等など一般の集客・利用を目的としないものは件数にカウントしない。

調査月：各年3月

調査主体：市及びまちづくり会社

調査対象：岩倉公園、いばらきスカイパレット、中央公園、おにクル（芝生広場・大屋根広場）、元茨木川緑地、阪急茨木市駅西口駅前広場で開催される事業及びイベント

算出方法：各公共空間において届出のあったイベント等の合計値

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

【現状の分析と必要性】

本市の中心市街地は、古くから、商業、文化、行政などの施設が集積する場所として栄え、本市の玄関口である JR 茨木駅及び阪急茨木市駅間の地域を中心に発展してきた。

しかし、大阪万博開催にあわせて整備された駅前広場等の公共空間や複合商業施設（民間ビル）の老朽化が進んでおり、社会の変化に対応できる柔軟かつ持続可能な都市づくりに向けて、現在の市民ニーズに合致した施設の整備・誘致や機能の更新が求められている。

また、本市では「ひと中心のまちなか」を実現するための交通環境の充実及び回遊性の向上の取組として、歩行者・自転車・自動車等の利用を区分し、それぞれの利用に配慮した市道茨木松ヶ本線や市道西中条奈良線、市道駅前太中線など中心市街地内の都市計画道路の整備を進めてきた。引き続き計画的な道路整備を進めるほか、中央通り・東西通りについては、安全・安心に移動できるゆとりある環境の整備と活動や交流につながる利活用の促進に向けて検討を進めるとともに、JR 茨木駅、阪急茨木市駅の駅周辺については「まちの玄関口」として位置づけ、交通結節機能だけでなく、市民がゆったりと滞在できるような憩える空間の創出を図るなど、中心市街地内の様々なエリアにおいて滞在・活動したくなる居心地の良い空間の整備が必要である。以上を踏まえ、中心市街地においては必要最低限のスペースと機能ではなく、新たな魅力と滞在・活動の場の創出が必要だと考えられることから、目標の達成に必要な事業を市街地の整備改善のための事業として基本計画に位置付ける。

【フォローアップの考え方】

基本計画に位置づけた事業について、毎年度末に進捗状況を調査し、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 阪急茨木市駅西口駅前広場再整備検討事業

【事業実施時期】	令和9年度～令和10年度		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課）		
【事業内容】	阪急茨木市駅西口の駅前周辺において、交通の輻輳や施設の老朽化等の課題解決を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、居心地の良い憩える空間づくりを行う駅前再整備の具体化に向けて取り組む。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市民生活を支える駅前機能を強化するとともに魅力ある都市空間を創造する。「ひと中心のまちなか」の実現に向けて、現在の駅前広場を再整備し、居心地の良い憩える空間づくりを行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和9年度～令和10年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】市役所前線整備事業（仮称）

【事業実施時期】	令和8年度～令和10年度		
【実施主体】	茨木市（公園緑地課）		
【事業内容】	市庁舎とおにクルの間に位置する市役所前線を歩行者中心のランドスケープ的な空間として整備することにより、市庁舎と「おにクル」間の移動の安全性を確保するとともに、芝生広場に隣接するパーク機能としての価値向上を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	歩行者中心のランドスケープ的な空間の整備を行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和8年度～令和10年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】中央公園整備事業（仮称）

【事業実施時期】	令和8年度～令和10年度		
【実施主体】	茨木市（公園緑地課）		
【事業内容】	中央公園は、本市中心市街地の中心に位置し、スポーツやイベント等の活動場所として親しまれてきた。更なる公園の魅力向上や利用者の利便性向上を図るため、Park-PFI等の制度を活用し、民間活力を導入するとともに公園整備を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	公園整備により中心市街地に市民が集い、利活用できる居心地の良い空間を創出することで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和8年度～令和10年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】市道駅前三丁目若草線道路改良事業

【事業実施時期】	令和2年度～令和8年度		
【実施主体】	茨木市（道路課）		
【事業内容】	用地買収、道路改良工事を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	幅員狭小な一方通行の道路を拡幅し歩道設置することにより、市役所周辺や市域中心部の交通の円滑化と歩行者等の安全確保を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】	令和3年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】永代町南交差点改良事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	茨木市（道路課）		
【事業内容】	交差点改良工事を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	府道八尾茨木線と阪急茨木市西口駅前広場の交差点において慢性的な渋滞が発生していることから、当該交差点を改良することにより、渋滞解消を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】 阪急茨木市駅北東部交差点改良事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	茨木市（道路課）		
【事業内容】	交差点改良工事を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	府道高槻茨木線と府道枚方茨木線及び市道双葉町島一丁目線が交差する当該交差点において、交差点形状が悪く、渋滞発生の原因となっているから、当該交差点を改良することにより、渋滞解消を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（道路事業）		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】（仮称）市役所玄関周辺整備事業

【事業実施時期】	令和8年度～令和10年度		
【実施主体】	茨木市（総務課）		
【事業内容】	市役所駐輪場整備、外構工事		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	駅前太中線、市役所前線の整備に伴う市役所への動線変更に対応するように庁舎の玄関周辺を整備し、利便性向上を図ることで平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和8年度～令和10年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 JR 茨木駅西口再整備検討事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課）		
【事業内容】	JR 茨木駅西口の駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について、再整備を検討し、商業の質の更新や新たな魅力と集いの場の創出を図るとともに、ひと中心の歩いて楽しいまちなかの実現に寄与する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	JR 茨木駅西口の駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について交通の輻輳やバリアフリー化、施設の耐震性の不足や老朽化等の課題解決を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 阪急茨木市駅西口再整備検討事業

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	民間事業者		
【事業内容】	阪急茨木市駅西口駅前広場及びその周辺地区について、隣接する複合商業施設である駅前ビルの民間事業者による建て替えを検討し、新たな魅力と市民の滞在・活動の場の創出を図り、ひと中心の歩いて楽しいまちなかの実現に寄与する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	阪急茨木市駅周辺について交通の輻輳等の課題解決を図るとともに、市民が憩い、滞在できる居心地の良い駅前空間を実現することで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】本町駐輪場整備事業

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課） / FIC ベース株式会社		
【事業内容】	本町商店街内にある買物客用自転車駐車場として利用されている市有地について、商店街との連携によりイベントスペースとしての活用、駐輪区画・休憩スペースの再整備や効率的な管理運営方法の検討等を行うことにより、市民が買物や飲食等をゆったりと楽しめるようにし、多世代が訪れ、利用したくなる新たな魅力と滞在・活動の場の創出を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	本町駐輪場の利便性向上と新たな魅力の創出により、商店街の多世代の来街及び回遊を促進することで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

【現状の分析と必要性】

本市の中心市街地における都市福利施設の整備状況をみると、公共施設においては、小・中学校、市庁舎、おにクル、市民総合センター（クリエイトセンター）、障害者就労支援センター、男女共生センターなどの公的機関や施設が立地している。特に令和5年11月に開館したおにクルでは、ホールやスタジオ、プラネタリウム、市民活動センター、こども支援センター、屋内こども広場、図書館などの文化・子育て支援機能が集積しており、子育て世帯をはじめ、中学生・高校生などの若年層、高齢者層など多世代の市民が日常的に憩い、活動する光景が見られる。また、学術機関として立命館大学が立地しており、令和6年度には同キャンパス内に新棟が開設され、映像学部・映像研究科および情報理工学部・情報理工学研究科が移転するとともに、教育機関初の「Microsoft Base」が設置されるなど、大学と社会を繋ぐ共創プラットフォーム「TRY FIELD」として民間企業や行政をはじめ多様な主体と連携した共創の取組が進められており、学生だけでなく地域に開かれた学びの場として今後の展開が期待されている。

以上を踏まえ、中心市街地においては多くの都市機能が集積しており、本市が目指す「ひと中心のまちなか」の実現に資する都市福利施設がすでに整備されている。今後は、おにクルをはじめとするこれらの既存施設を活用し、訪れた市民が商店街や公園・広場などまちなかの様々なエリアへ回遊し、滞留したくなるような取組を進めることが望ましい。

【フォローアップの考え方】

基本計画に位置づけた事業について、毎年度末に進捗状況を調査し、必要に応じて、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】 おにクル周年イベント

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	茨木市（共創推進課） / おにクル各指定管理者 / 市民活動団体等		
【事業内容】	ホール、子育て支援、図書館、市民活動、プラネタリウムなど多様な機能があり、吹き抜け「縦の道」など建築的な特徴を有するおにクルにおいて、機能間の連携、異なる主体の連携により相乗効果を発揮する企画を展開するほか、市民・団体が企画・運営するプログラムを実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	本市の「共創の中心地」「見本市」として、「おにクル」全館をあげて多様な主体が連携した取組や市民活動等を展開することにより、共創施策の推進を図るとともに、各地域の市民・団体等の活動の活発化・活性化につなげることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】立命館大学コミュニティ共創プロジェクト

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	立命館大学		
【事業内容】	市民、学生、大学教職員などが立場や世代を越えて出会い、つながり、コミュニティを創出するとともに、そこでの交流を通じて新たな気づきや学びを得ることを目的に、地域社会連携等のプロジェクトや一般市民向けの講座を実施し、大学と地域の連携や市民の中心市街地での活動の機会を提供する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市民、学生、大学教職員など多様な主体がプロジェクトを通じて活動し、交流することにより、中心市街地への来街機会が増え、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】大学施設活用促進事業

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	立命館大学		
【事業内容】	大学専用施設の一般利用を促進することで大学施設を地域にも広く活用してもらい、中心市街地への来街機会や活動機会の創出を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市民が大学施設を利用することにより、中心市街地への来街機会が増え、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

【現状の分析と必要性】

本市の中心市街地人口は0～14歳の若年層や20～30代前半、50代を中心に増加傾向である。また、立命館大学の情報理工学部・情報理工学研究科及び映像学部・映像研究科移転に伴う学生層の増加や、最近の社会背景として、郊外に居住する高齢者を中心に利便性の高い中心部への回帰志向が高まっていることなどから、近年では企業社宅跡地等が分譲マンションに転換され、高齢者やファミリー層が中心市街地に居住する動きも一定見られる。市民アンケートにおいては、現在の中心市街地の印象として居住環境（住みごこち）が「充実」と回答した人が47.0%と概ね良い評価を受けているものの、一方で市内外から人が訪れる魅力は「少ない」と回答した人が49.5%と最も多く、現在の中心市街地の弱みであると考えられる。

以上を踏まえ、中心市街地において居住環境の向上を図るためには、中心市街地に魅力的な空間の創出が必要と考えられることから、目標の達成に必要な事業を街なか居住の推進のための事業として基本計画に位置付ける。

【フォローアップの考え方】

基本計画に位置づけた事業について、毎年度末に進捗状況を調査し、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 多世代近居・同居支援事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	茨木市（居住政策課）		
【事業内容】	親世帯と子世帯のいずれかが近居・同居する為に市内に転入し、住宅を取得または持ち家をリフォームする費用の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	多世代が支えあって近居・同居することにより、子育てや介護などの各世代が抱える不安軽減が図られ、本市への定住人口の増加につながることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 いばらき健康マイレージ事業

【事業実施時期】	令和4年度～令和7年度		
【実施主体】	大阪府 / 茨木市		
【事業内容】	大阪府の「おおさか健活マイレージ アスマイル」をベースとして、本市の独自オプション機能を加えた「いばらき健康マイレージ事業」を実施。 アプリ上で、ウォークラリーのチェックポイントを市内任意のスポットに設置し、達成者に抽選で特典と交換が可能なポイントを付与することで、市内の魅力を再発見してもらうとともに、市民の健康活動の実践を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	ウォーキングを通じた身体活動量の増加など、市民の自主的な健康行動の実践をめざすことで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 路上喫煙防止等対策事業

【事業実施時期】	平成21年度～		
【実施主体】	茨木市（市民生活相談課）		
【事業内容】	道路、広場等屋外の公共の場所での路上喫煙を防止する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	路上喫煙の防止について、市、市民等及び事業者等の責務を明らかにし、市民等の安全及び健康的な生活環境を確保することで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】暮らしの中で文化芸術にふれる機会の充実

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	茨木市（文化振興課） / 茨木市文化振興財団 / おにクル指定管理者		
【事業内容】	まちなかでの文化芸術の体験機会を創出し、これまで文化芸術活動の体験・参加機会の少なかった人も、日常の暮らしの中で文化芸術にふれられる機会を充実させる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	これまで文化芸術にふれる機会の少なかった方に対して、商店街や駅等のまちなかでの展開など身近な環境で、気軽に文化芸術活動に参加できる機会・きっかけづくりを行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力向上のための事業及び措置に関する事項

[1] 経済活力の向上の必要性

【現状の分析と必要性】

本市の中心市街地は、昭和45年の大阪万博開催時にJR茨木駅前と阪急茨木市駅前が整備され、現在の市街地が形成されており、両駅間においては古くより複数の商店街が集積している。

中心市街地の商業機能の現状を見ると、中心市街地内の小売業事業所数は、平成26年の258事業所から平成28年に一旦増加したものの、令和3年に244事業所へと減少、売り場面積も平成26年の29,041㎡から令和3年では22,564㎡へと減少しており、市全体に占める割合も減少している。また、小売業年間商品販売額も平成26年の約284億円から平成28年に一旦増加したが、令和3年には約266億へと減少、市全体に占める割合も平成26年の13.4%から令和3年の11.4%へと減少している。

衰退の要因としては、大阪市や京都市といった大都市へのアクセスも良く、中心市街地外の近隣にも大規模商業施設や量販店が複数立地していることや、インターネットでの購買機会の増加といった消費者の消費行動の変化が影響していると考えられる。今後は、大都市や大規模商業施設との棲み分けが必要であり、居心地の良い飲食店や回遊したくなる個性的な店舗の集積など、市民ニーズに沿った商業空間への更新が求められる。

第1期に基づく計画以降、様々な主体によるイベントが実施され、中心市街地への来街者の増加に貢献をしており、本計画においてもこれらの取組を継続して実施するとともに、魅力的な商業空間の整備や滞留・回遊を促す取組を実施することで、中心市街地の賑わいづくり及び経済活力の向上に寄与するものと考えられる。

以上を踏まえ、中心市街地においては、市民ニーズに合致した上質な商業空間の形成や、多様な主体が思い思いに過ごせるサードプレイスの創出が必要だと考えられることから、目標の達成に必要な事業を経済活力向上のための事業として基本計画に位置付ける。

【フォローアップの考え方】

基本計画に位置づけた事業について、毎年度末に進捗状況を調査し、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容等

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

【事業名】 道路空間活用事業

【事業実施時期】	令和4年度～令和11年度		
【実施主体】	FIC ベース株式会社		
【事業内容】	道路の占有の特例を活用し、いばらきスカイパレットにオープンカフェを設置し、まちづくり会社が定期的にマルシェやイベントを実施する等、駅前広場を市の玄関口としてふさわしい設えにすることで、市民が訪れ、集まりたくなる商業の場づくりを推進し、賑わいの創出を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	道路の占有の特例を活用し、日常的にいばらきスカイパレットをマルシェ等のイベント開催、市民の滞在・活動の場として利用できる設えにすることにより、市民が訪れ、集まりたくなる駅前空間を実現することで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	道路の占有の特例（法第41条）		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	
【その他特記事項】			

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

【事業名】 商店街ホリデーマーケット事業

【事業実施時期】	令和6年度～令和11年度		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課） / FIC ベース株式会社/ 事業者ほか		
【事業内容】	中心市街地内の商店街の店舗前空地や買物客用駐輪場等の空地、道路空間等を活用し、商店街との連携によるマルシェ等のイベントの企画・運営を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標2 魅力的な都市空間の整備・誘導 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	これまで商店街をあまり利用していない若年層をはじめ多世代が来街し、利用・回遊したくなる魅力的な商業空間の形成と市民等の滞在・活動の場の創出を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 公共空間活用事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課） / FIC ベース株式会社/ 市民・学生ほか		
【事業内容】	元茨木川緑地やおにクル、中央公園、商店街駐輪場等の公共空間を活用し、まちづくり会社が定期的に蚤の市等のイベントを実施するとともに、活動したい市民や学生等と関係機関をつなぎ、手続き等をサポートすることにより、多様な主体による中心市街地内の公共空間の活用を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	まちなかの公園や広場、緑地等の利活用について市民等に提案することにより、多様な主体による公共空間活用や共創のまちづくりの実現を目指すことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】まちづくり会社運営支援事業

【事業実施時期】	令和1年度～令和11年度		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課）		
【事業内容】	中心市街地の活性化に関する各種事業を行うまちづくり会社の運営支援を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標2 魅力的な都市空間の整備・誘導 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	まちづくり会社が行う賑わいの創出や魅力向上に向けた経費等を支援することにより、中心市街地の活性化を効率的かつ実効的に推進することで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】まちなかソフトマネジメント事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	FIC ベース株式会社		
【事業内容】	まちなかで新しい事業や活動を始めたい事業者・プレイヤー・学生・ステークホルダー・地域住民等を繋ぐことにより、主体的な活動を支援する。市や商工会議所等関係機関との連携による各種相談・助言、新規創業・事業展開支援等を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標2 魅力的な都市空間の整備・誘導 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	多様な人のチャレンジをまちづくり会社等が支援することにより、多様な主体を繋げ、共創の輪を広げるまちなかプラットフォーム「イバラキクラウド」の具現化をめざすことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 市民さくらまつり実施事業

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	茨木市（公園緑地課）		
【事業内容】	桜の開花期に合わせて市民活動団体や学校などとの連携のもと、公共空間でのさまざまな活動やイベントを実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	本市中心市街地への来訪者の増加と賑わいの創出を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 おにクル周年イベント（再掲）

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	茨木市（共創推進課） / おにクル各指定管理者 / 市民活動団体等		
【事業内容】	ホール、子育て支援、図書館、市民活動、プラネタリウムなど多様な機能や、吹き抜け「縦の道」など建築的な特徴を有するおにクルにおいて、機能間の連携、異なる主体の連携により相乗効果を発揮する企画を展開するほか、市民・団体が企画・運営するプログラムを実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	本市の「共創の中心地」「見本市」として、「おにクル」全館をあげて多様な主体が連携した取組や市民活動等を展開することにより、共創施策の推進を図るとともに、各地域の市民・団体等の活動の活発化・活性化につなげることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】IBARAKI JAZZ & CLASSIC FESTIVAL

【事業実施時期】	平成 30 年度～		
【実施主体】	IBARAKI JAZZ CLASSIC FESTIVAL 実行委員会		
【事業内容】	阪急茨木市駅をメインに、中心市街地内の各所に会場を設け、ジャズとクラシックの音楽イベントを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	各所で誰もが上質な音楽を聴き、音楽の面白さを体験する機会を提供し、中心市街地への来街者の増加と回遊性の向上を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 9 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】茨木フェスティバル

【事業実施時期】	昭和 48 年度～		
【実施主体】	茨木フェスティバル協会		
【事業内容】	官民協働の実行委員会により、毎年 7 月下旬にフェスティバル（ステージイベント、模擬店、参加型企画等）を開催する。（2 日間）		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	「みんなで創ろう みんなの祭り」をスローガンに茨木フェスティバルを開催することで、郷土づくりと市民意識の高揚を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 いばらきイルミフェスタ灯

【事業実施時期】	平成 30 年度～		
【実施主体】	いばらきイルミフェスタ実行委員会		
【事業内容】	官民協働の実行委員会により、12月～1月にかけて駅周辺等のメインスポットにイルミネーションを装飾するとともに、商店街や飲食店等にも協力を依頼し、各施設にイルミネーション装飾を行う。点灯期間中、イルミネーションスポットをめぐるWEB版スタンプラリーやフォトコンテストを実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	「まち・ひと・灯り」をスローガンに、イルミネーション及び関連イベントを実施することで、まちの魅力向上と回遊の促進、商業等の活性化を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 BOOK TRAVEL

【事業実施時期】	平成 30 年度～		
【実施主体】	茨木市教育委員会（中央図書館）		
【事業内容】	緑あふれる元茨木川緑地等、野外でゆったりとした雰囲気の中、好きなスタイルで読書や本、本を介した人と人との交流を楽しんでもらうイベント。 木陰の読書スペースのほか、飲食や物販、ワークショップのブース、移動図書館やおはなし会、音楽ステージなど、本や読書を身近に感じることができる催しを年 1 回行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	本市の魅力向上と市民の豊かな生活の実現に向けて「本」を介して「憩い」と「賑わい」を楽しむ場として、元茨木川緑地やおにクル芝生広場等、周辺地域を活用したイベントを実施することで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 次なる茨木グランドデザイン推進事業

【事業実施時期】	令和元年度～		
【実施主体】	茨木市（都市政策課ほか）		
【事業内容】	多様な主体の関わりにより人や活動がつながる機会を創出する「イバラキクラウド」の考え方のもと、大学やまちづくりの担い手と専門家などを交えた勉強会や活動の実践などの取組を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	グランドデザインに関わりしるにしながら、多様な主体との活動や体験といった実践による「人・プロセス重視」の取組を積み重ね、新たな出会いや交流などにより、新たな価値の創出や地域の魅力向上を目指すことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 茨木市創業促進事業補助金

【事業実施時期】	平成15年度～		
【実施主体】	茨木市（商工労政課）		
【事業内容】	市内での新規創業者に対して、中小企業診断士による創業相談を経て、テナントの改装工事費・賃借料及び法人設立経費に要する経費の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	茨木市内で創業する個人又は新たに設立した法人に対し、市が補助金を交付することにより、本市における創業を促進し、もって市内の商工業の振興と地域経済の活性化を図ることで、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金

【事業実施時期】	平成 14 年度～		
【実施主体】	茨木市（商工労政課）		
【事業内容】	市民または市内法人が行う既存の小売店舗等のリニューアル、または、中心市街地・商店街での飲食店・小売店の新規出店について、テナント改装工事費の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	小売店舗等の改築又は改装工事に対して市が補助金を交付することにより、市内の商業施設の活性化を促進し、もって商業の振興を図ることで、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】商店街・小売市場振興事業補助金

【事業実施時期】	昭和 54 年度～		
【実施主体】	茨木市（商工労政課）		
【事業内容】	商店街及び小売市場が実施するハード整備・ソフト事業について、経費の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	市内の商店街及び小売市場が行う商業振興事業に対し、市が補助金を交付することにより、市内商店街及び小売市場の活性化を促進し、もって商業の振興を図ることで、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外 ハード整備に係る経費は支援措置の対象としない。		

【事業名】 まちのにぎわい事業

【事業実施時期】	平成 18 年度～		
【実施主体】	茨木商工会議所		
【事業内容】	<p>ガンバルフェスタ（年 2～3 回）：中心市街地内に会場を設け、市内事業者やハンドメイド作家による出店イベントを実施。</p> <p>まちゼミ：商店主が講師となって、各店舗で消費者を対象とした少人数制のセミナーを開催。</p>		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	<p>目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現</p> <p>目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現</p>		
【目標指標】	<p>平日昼間の歩行者通行量</p> <p>公共空間活用件数</p>		
【活性化に資する理由】	<p>事業者の認知向上及び販売促進の機会の充実を図り、魅力的な商業機能の向上及び来街者の増加を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。</p>		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業名】 地域魅力アップイベント創出育成事業補助金

【事業実施時期】	平成 23 年度～		
【実施主体】	茨木市（商工労政課）		
【事業内容】	<p>市民団体等が実施する、市内外からの誘客を図る一定規模のイベント実施について、その経費の一部を補助する。</p>		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	<p>目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現</p> <p>目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導</p> <p>目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現</p>		
【目標指標】	<p>平日昼間の歩行者通行量</p> <p>計画掲載事業を活用した新規出店数</p> <p>公共空間活用件数</p>		
【活性化に資する理由】	<p>観光客の誘客及び市の知名度向上に寄与するイベントを実施する事業に対し、市が補助金を交付することにより、観光振興及びブランド化を促進し、もって観光がもたらす誘客宣伝効果によって商工業の振興及びまちの活性化を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。</p>		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】 産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業

【事業実施時期】	平成 26 年度～		
【実施主体】	茨木市（商工労政課）、茨木商工会議所、株式会社日本政策金融公庫 吹田支店、北おおさか信用金庫、株式会社きたしん総合研究所		
【事業内容】	茨木市内での新規創業希望者・創業後 5 年未満の者に対して、経営に必要な「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の 4 分野の知識を身につけるための個別指導やセミナー等を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	茨木市内での新規創業希望者・創業後 5 年未満の者に対し、各支援機関が支援制度や支援者の情報を共有し、連携した創業支援を行うことにより、本市における創業を促進し、中心市街地内における居心地よく過ごせる新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内外		

【事業名】 茨木市農業祭

【事業実施時期】	昭和 50 年度～		
【実施主体】	茨木市農業祭実行委員会		
【事業内容】	茨木市、茨木市農業委員会、JA 茨木市や農林業団体など主催 6 団体を中心となって、茨木産農林産物の販売や農林産物品評会の開催、市内産木材を使った木工体験等を実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	市内農林産物の展示・販売を行い、まちと里山の交流を推進することで、市民に農林業の役割について理解と認識を深めていただくとともに、農林業の活性化を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 まちなかにぎわい空間整備事業

【事業実施時期】	令和3年度～令和11年度		
【実施主体】	FIC ベース株式会社		
【事業内容】	まちづくり会社が管理する商店街内のレンタルスペース等にゆったりと過ごすことができる飲食店を誘致するとともに、ハンドメイドクリエイター、新規飲食店創業希望者等が低賃料で出店できるチャレンジショップを運営する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	居心地の良い飲食店の誘致や市内での新たな活動や創業を目指している人へのチャレンジの場の提供により、これまで商店街をあまり利用していない若年層をはじめ多世代が来街し、利用・回遊したくなる魅力的な商業空間の形成を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 いばらき×立命館DAY

【事業実施時期】	平成27年度～		
【実施主体】	茨木市（政策企画課） / 立命館大学		
【事業内容】	市の事業・取組に関するブース出展や、大学教員・学生による研究成果の報告会、ワークショップやステージパフォーマンス、体験教室など、子どもから大人まで参加できる多様な企画を各主体連携のもとで実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	市と大学、地域、企業が連携してイベントを開催することで、地域の魅力発信や参加者間での連携交流を促進し、まちの活性化を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 Asia Week

【事業実施時期】	平成 29 年度～未定		
【実施主体】	立命館大学		
【事業内容】	「国際交流、異文化理解の促進」、「教育・研究の成果発表」、「文化・芸術活動を通じた交流」を中心に、その他「ステージ」、「飲食」、「体験型、展示型企画」をキャンパス内で実施する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	キャンパスの教学コンセプトのひとつである「アジアのゲートウェイ」を具体化する取組として、「国際交流や異文化理解」、「教育・研究における成果発表」「文化・芸術活動の発信」を主な目的としたイベントを実施することで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 立命館ホッケースクール

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	立命館大学		
【事業内容】	世界基準のホッケー場を備えた立命館大学でホッケースクールを開催し、小学生・中学生にホッケーを体験する機会を創出する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	小学生・中学生が中心市街地内でスポーツに親しみ、活動する機会を継続して設けることにより、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 ガンバ大阪ジュニア茨木立命館スクール

【事業実施時期】	平成 30 年度～		
【実施主体】	ガンバ大阪		
【事業内容】	ガンバ大阪による幼稚園児から小学生を対象としたサッカースクールを開講することで、青少年の健全育成を図るとともに、中心市街地での活動機会の増加を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	こどもたちが中心市街地内でスポーツに親しみ、活動する機会を継続して設けることにより、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 主体的な空間の利活用に向けた助言・場づくり支援

【事業実施時期】	令和 5 年度～		
【実施主体】	沿道事業者 / 茨木市（都市政策課）		
【事業内容】	道路空間整備を見据え、沿道事業者等の主体的な空間利活用を促すため、沿道事業者等の興味・関心事の実践に対する助言・支援や利活用空間の創出支援を行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	人の活動が景色となる魅力あるメインストリート（中央通り・東西通り）の形成に向けて、道路と沿道が交わる空間において、沿道事業者等による主体的な空間の利活用を促し、空間に小さな変化を起こしながら段階的に仲間（人とのつながり）や活動を広げていくことで、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 いばらき観光ウォーク

【事業実施時期】	平成 20 年度～		
【実施主体】	茨木市観光協会		
【事業内容】	毎月（7月8月を除く）市内の様々なスポットをボランティアガイドと巡るウォーキングツアーを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	ウォーキングを通して、中心市街地を含めた市内の魅力スポットを紹介することで、市の魅力を感じてもらい、来訪者の増加及び回遊の促進を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 黒井の清水大茶会

【事業実施時期】	平成 12 年度～		
【実施主体】	茨木市観光協会		
【事業内容】	茨木神社において、野点、喫茶コーナー、コンサート、茨木市物産振興協会による物産販売等を実施するほか、観光ガイドによる近隣のガイドウォークを行う。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	名水と言われた茨木神社の「黒井の清水」と「茶の湯」の文化を継承する秋の恒例行事として実施。歴史的魅力を発信し、茨木市の観光分野の発展とまちなかの賑わい創出を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 茨木音楽祭

【事業実施時期】	平成 21 年度～		
【実施主体】	茨木音楽祭実行委員会		
【事業内容】	中央公園グラウンドをはじめ、中心市街地内の施設や店舗等も会場として、各所でプロ・アマチュアのミュージシャンによる音楽イベントを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	「音楽を通じたまちの活性化」をコンセプトに、中心市街地各所で物販や音楽ステージを催すことで、中心市街地への来街者の増加と回遊性の向上を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 茨木麦音フェスト

【事業実施時期】	平成 24 年度～		
【実施主体】	茨木麦音フェスト実行委員会		
【事業内容】	中央公園グラウンドにおいて、全国各地のクラフトビール・地元の飲食店の出店とロックパフォーマンスを組み合わせたイベントを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	全国各地のクラフトビール、地元のフード、ロックミュージックという 3 つの魅力を集めて広域からの誘客を図るとともに、茨木市の認知度向上と総合的な地域活性化を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】IBARAKI DANCE STREET

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	IBARAKI DANCE STREET 実行委員会		
【事業内容】	中央公園グラウンドにおいて、北摂近隣で活躍するダンスインストラクターによるパフォーマンスや参加型のダンスバトル等のイベントを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	市の中心部でダンスパフォーマンスイベントを開催することにより、市内外からの誘客及びまちの活性化を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】阪急沿線観光あるき

【事業実施時期】	平成24年度～		
【実施主体】	阪急沿線観光あるき実行委員会		
【事業内容】	ウォーキングアプリに、「阪急沿線観光あるきコース」を設定し、各市の名所を盛り込んだウォーキングコースを掲載する。 また、観光ボランティアガイドによる、観光スポットや隠れた名所をめぐるウォーキングイベントを実施する。(年1回)		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	阪急沿線の自治体と阪急電鉄株式会社が共同で、地域の魅力を発信することで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 いばらきロカボア

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	いばらきイルミフェスタ実行委員会		
【事業内容】	市内産の農産物・加工品を使った「ロカボア対象商品」の提供を要件に参加店舗を募り、イベント期間中に、対象店舗をスタンプラリー形式で巡る食のイベント。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	「ロカボア」とは、地元を意味する「ローカル」に「～を食べる」の意味を持つ接尾語「vore」をあわせた造語。地産地消の促進と、市内飲食店の認知度向上を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 茨木ヴィンテージカーショー

【事業実施時期】	平成23年度～		
【実施主体】	茨木ヴィンテージカーショー実行委員会		
【事業内容】	中央公園グラウンドにおいて、欧州、アメリカ、日本のヴィンテージカーの展示、飲食店が出店するイベントを開催する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	ヴィンテージカーの展示を通して、オーナーには茨木を知る機会を、市民にはヴィンテージカーを身近に感じて楽しむ機会を提供し、市内外からの誘客とまちの活性化を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 いばらきバル

【事業実施時期】	平成 24 年度～		
【実施主体】	いばらきバルフェスタ協会		
【事業内容】	J R 茨木駅周辺から阪急茨木市駅周辺において、「バルメニュー」の提供を要件に参加店舗を募り、イベント期間中に「バルパスポート」の購入・提示で「バルメニュー」を食べ歩くイベント。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	中心市街地の飲食店を中心とした魅力ある店舗の情報を発信し、来店客獲得につながるイベントを通して、街全体の賑わいを創造し、街も人も元気になるようなイベントをめざすことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 産業活性化プロジェクト促進事業補助金

【事業実施時期】	平成 23 年度～		
【実施主体】	茨木市（商工労政課）		
【事業内容】	市内事業者等が実施する「認知度向上事業」「付加価値向上事業」について、その経費の一部を補助する。 認知度向上事業：市内の事業者及び商品等の認知度を高め、販売促進に資する事業。 付加価値向上事業：市内で付加価値の高い商品等を開発する事業。 ※いずれも、特定の事業者の利益増進に限定される事業は除く。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 2 魅力的な都市空間の整備・誘導		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 計画掲載事業を活用した新規出店数		
【活性化に資する理由】	市内事業者が実施する市内産業の活性化につながる事業に対し、市が補助金を交付することにより、民間の主體的な取組を促進し、もって市内産業の振興及び地域経済の活性化を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加、計画掲載事業を活用した新規出店数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】暮らしの中で文化芸術にふれる機会の充実（再掲）

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	茨木市（文化振興課） / 茨木市文化振興財団 / おにクル指定管理者		
【事業内容】	まちなかでの文化芸術の体験機会を創出し、これまで文化芸術活動の体験・参加機会の少なかった人も、日常の暮らしの中で文化芸術にふれられる機会を充実させる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	これまで文化芸術にふれる機会の少なかった方に対して、商店街や駅等のまちなかでの展開など身近な環境で、気軽に文化芸術活動に参加できる機会・きっかけづくりを行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】公共空間の利活用推進

【事業実施時期】	令和7年度～令和11年度		
【実施主体】	茨木市（文化振興課） / 茨木市文化振興財団 / おにクル指定管理者		
【事業内容】	駅前や道路、公園等を、文化芸術にふれる、文化芸術を表現する「場」として、そこに集う人々の交流や活動がまちの景色となる魅力ある公共空間となるよう利活用を推進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	公共施設に限らず、どこでも文化芸術にふれられる場づくりの実現をめざすことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

【現状の分析と必要性】

本市の中心市街地は、本市の玄関口である JR 茨木駅及び阪急茨木市駅が位置しており、大阪方面から約 15 分、京都方面から約 20 分と快適な交通アクセスが魅力であり、市内の移動についても、両駅から民間バス 3 社の運行により結節され、本市の多様な都市機能や広域交通結節点の機能を有し、多核ネットワーク型都市機能の拠点となっている。

本市では、まちの魅力向上や賑わいに寄与する茨木フェスティバルやまちづくり会社によるえきまねマルシェなど大小様々なイベントが開催されている。また、立命館大学をはじめ、数多くの大学が立地していること、市北部地域の安威川ダム周辺に様々な野外アクティビティを楽しめるダムパークいばきたがオープン（一部整備中）したこと、国内プロサッカーリーグ屈指のチームであるガンバ大阪のホームタウンであり、国際 A マッチが開催可能なスタジアム（隣接市であるが JR 茨木駅が主なアクセス）に近いこと、中心市街地内には中央公園や元茨木川緑地、おにクルなどの公共空間が集積していることなど、多くの地域資源がある。

これらの地域資源を活かすためにも、今後は、歩いて楽しい中心市街地とするための交通環境の充実や、広域ネットワークのハブとなる交通結節機能の強化を進めるとともに、アクセス性の向上とバリアフリー化のさらなる推進、市の玄関口である両駅前の道路空間の活用などが求められる。

以上より、目標の達成に必要な事業を公共交通機関の利便性の増進を図るための事業、特定事業及び措置として基本計画に位置付ける。

【フォローアップの考え方】

基本計画に位置づけた事業について、毎年度末に進捗状況を調査し、改善措置及び効果の実証を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

【事業名】 道路空間活用事業（再掲）

【事業実施時期】	令和4年度～令和11年度		
【実施主体】	FIC ベース株式会社		
【事業内容】	道路の占有の特例を活用し、いばらきスカイパレットにオープンカフェを設置し、まちづくり会社が定期的にマルシェやイベントを実施する等、駅前広場を市の玄関口としてふさわしい設えにすることで、市民が訪れたくなり、集まりたくなる商業の場づくりを推進し、賑わいの創出を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	道路の占有の特例を活用し、日常的にいばらきスカイパレットをマルシェ等のイベント開催、市民の滞在・活動の場として利用できる設えにすることにより、市民が訪れたくなり、集まりたくなる駅前空間を実現することで、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】	道路の占有の特例（法第41条）		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和11年度	【支援主体】	
【その他特記事項】			

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】 JR 茨木駅西口エスカレーター設置事業

【事業実施時期】	令和8年度～令和9年度		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課）		
【事業内容】	JR 茨木駅西口付近において、駅利用者の利便性向上を図るため、エスカレーターを設置する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	JR 茨木駅を介した東西のアクセス性を高めるために、西口近傍にエスカレーターを設置し、歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和8年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】 市役所前線整備事業（仮称）（再掲）

【事業実施時期】	令和8年度～令和10年度		
【実施主体】	茨木市（公園緑地課）		
【事業内容】	市庁舎とおにクルの間に位置する市役所前線を歩行者中心のランドスケープ的な空間として整備することにより、市庁舎と「おにクル」間の移動の安全性を確保するとともに、芝生広場に隣接するパーク機能としての価値向上を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	歩行者中心のランドスケープ的な空間の整備を行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和8年度～令和10年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業名】 阪急茨木市駅西口駅前広場再整備検討事業（再掲）

【事業実施時期】	令和9年度～令和10年度		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課）		
【事業内容】	阪急茨木市駅西口の駅前周辺において、交通の輻輳や施設の老朽化等の課題解決を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、居心地の良い憩える空間づくりを行う駅前再整備の具体化に向けて取り組む。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	市民生活を支える駅前機能を強化するとともに魅力ある都市空間を創造する。「ひと中心のまちなか」の実現に向けて、現在の駅前広場を再整備し、居心地の良い憩える空間づくりを行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業		
【支援措置実施時期】	令和9年度～令和10年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

【事業名】 JR 茨木駅西口再整備検討事業（再掲）

【事業実施時期】	平成 27 年度～		
【実施主体】	茨木市（市街地新生課）		
【事業内容】	JR 茨木駅西口の駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について、再整備を検討し、商業の質の更新や新たな魅力と集いの場の創出を図るとともに、ひと中心の歩いて楽しいまちなかの実現に寄与する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	JR 茨木駅西口の駅前広場と複合商業施設である駅前ビル及びその周辺地区について交通の輻輳やバリアフリー化、施設の耐震性の不足や老朽化等の課題解決を図ることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 路上喫煙防止等対策事業（再掲）

【事業実施時期】	平成 21 年度～		
【実施主体】	茨木市（市民生活相談課）		
【事業内容】	道路、広場等屋外の公共の場所での路上喫煙を防止する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	路上喫煙の防止について、市、市民等及び事業者等の責務を明らかにし、市民等の安全及び健康的な生活環境を確保することで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

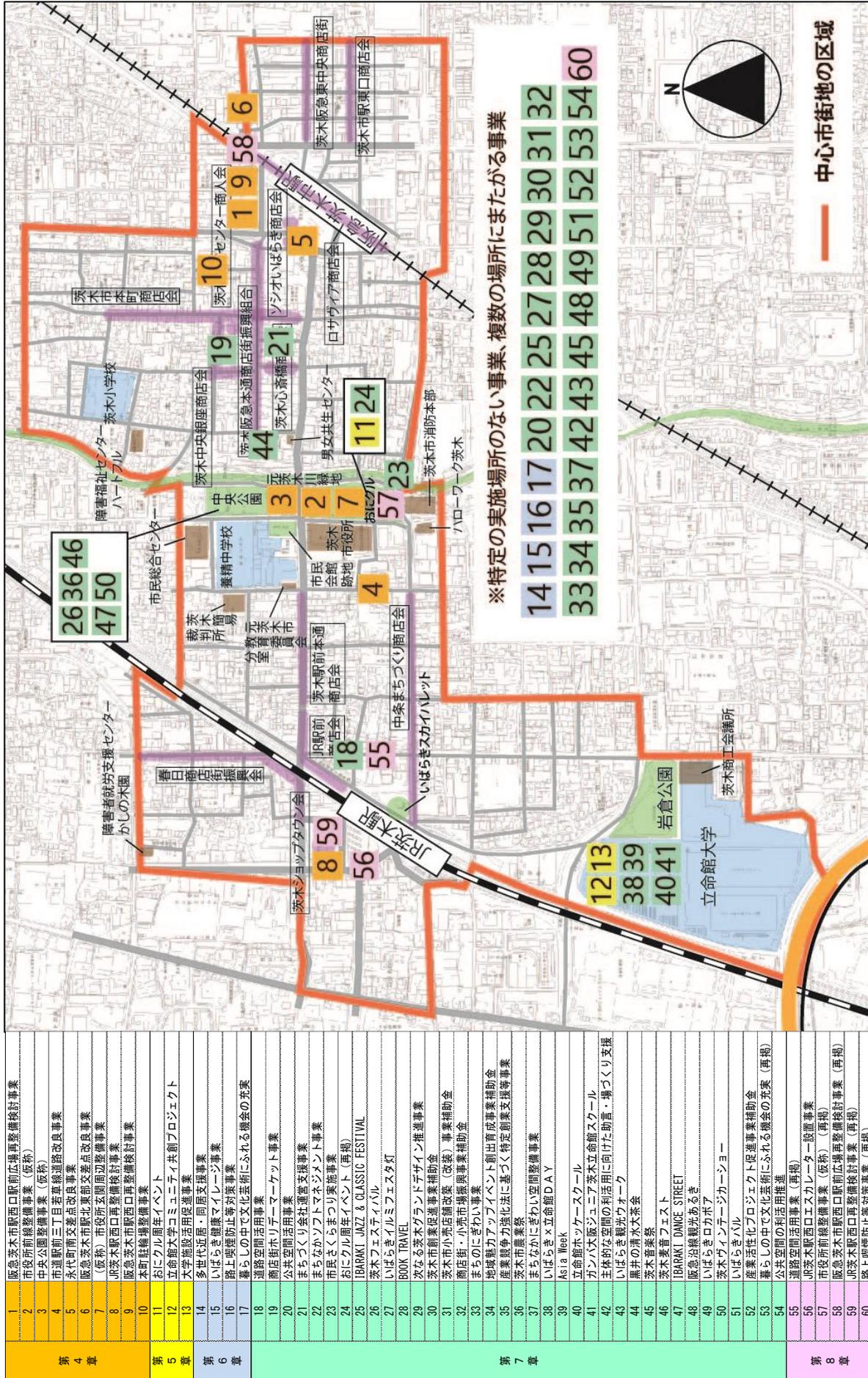


図 8-1 事業区域図

1	緊急茨木市駅西口駅前広場再整備検討事業
2	市役所前線整備事業（仮称）
3	中央公園整備事業（仮称）
4	市道駅前三丁目若草線道路改良事業
5	永代町南文差点改良事業
6	緊急茨木市駅北東部交差点改良事業
7	（仮称）市役所玄関前道路整備事業
8	川茨木駅前口再整備検討事業
9	緊急茨木市駅西口再整備検討事業
10	本町駐輪場整備事業
11	おにぐる周年イベント
12	立命館大学コミュニティ共創プロジェクト
13	大学施設活用促進事業
14	多世代交流・同居支援事業
15	いはらき健康マイレージ事業
16	路上喫煙防止策が策事業
17	暮らしの中で文化芸術にふれる機会の充実
18	運送空間活用事業
19	商店街ホリデーマーケット事業
20	公共空間活用事業
21	まちづくり会社運営支援事業
22	まちなかソフトマネジメント事業
23	市民さくらまつり実施事業
24	おにぐる周年イベント（再掲）
25	IBARAKI JAZZ & CLASSIC FESTIVAL
26	茨木フェスティバル
27	いはらきミルフレスタ灯
28	BOOK TRAVEL
29	次なる茨木ブランドデザイン推進事業
30	茨木市創業促進事業補助金
31	茨木市小売店舗舗設業（仮称）事業補助金
32	商店街・小売店舗賑興事業補助金
33	まちなかにぎわい事業
34	地域観光アップイベント創出育成事業補助金
35	産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業
36	茨木市農業祭
37	まちなかにぎわい空間整備事業
38	いはらき×立命館DAY
39	Asia Week
40	立命館ホテックスクール
41	ガンハバ茨木駅西口再整備事業
42	主役的な空間の活用に向けた助言・場づくり支援
43	いはらき観光ウォーク
44	鼎井の清水大茶会
45	茨木音楽祭
46	茨木善舞フェスト
47	IBARAKI DANCE STREET
48	緊急治癒難病光あそび
49	いはらきロカボア
50	茨木ウインター・ジャンクション
51	いはらきハル
52	産業活性化プロジェクト促進事業補助金
53	暮らしの中で文化芸術にふれる機会の充実（再掲）
54	公共空間の活用推進
55	運送空間活用事業（再掲）
56	川茨木駅西口エスカレーター設置事業
57	市役所前線整備事業（仮称）（再掲）
58	緊急茨木市駅西口駅前広場再整備検討事業（再掲）
59	川茨木駅前口再整備検討事業（再掲）
60	路上喫煙防止等対策事業（再掲）

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

本市では、中心市街地活性化に係る庁内連絡調整のため、茨木市中心市街地活性化連絡会議を組織し、本計画の検討を進めた。

表 9-1 庁内連絡会議の開催状況

開催日		案件
第1回連絡会	令和6年 5月23日	(1) 茨木市中心市街地活性化基本計画策定について (2) 今後の進め方について
第1回幹事会	令和6年 9月25日	(1) 第2期中心市街地活性化基本計画策定状況について (2) 茨木市中心市街地活性化基本計画の策定に向けたパブリックコメント実施について (3) 今後の進め方について

表 9-2 茨木市中心市街地活性化連絡会議 委員

	所 属	役職
1	副市長	
2	総務部	部長
3	企画財政部	部長
4	市民文化部	部長
5	福祉部	部長
6	健康医療部	部長
7	こども育成部	部長
8	産業環境部	部長
9	都市整備部	部長
10	建設部	部長
11	教育委員会 教育総務部	部長
12	総務部	総務課 課長
13	企画財政部	政策企画課 課長
14	企画財政部	財政課 課長
15		財産活用課 課長
16		まち魅力発信課 課長
17	市民文化部	地域コミュニティ課 課長
18		共創推進課 課長
19		文化振興課 課長
20		スポーツ推進課 課長
21	福祉部	地域福祉課 課長
22	健康医療部	医療政策課 課長
23	こども育成部	こども政策課 課長
24		保育幼稚園総務課 課長
25		保育幼稚園事業課 課長
26	産業環境部	商工労政課 課長
27		環境政策課 課長
28	都市整備部	都市政策課 課長

29		居住政策課	課長
30		審査指導課	課長
31		市街地新生課	課長
32	建設部	建設管理課	課長
33		交通政策課	課長
34		道路課	課長
35		公園緑地課	課長
36	教育委員会 教育総務部	教育政策課	課長
37		社会教育振興課	課長
38		歴史文化財課	課長

(令和6年7月現在)

表 9-3 茨木市中心市街地活性化連絡会議 幹事会

	所 属		役職
1	都市整備部		部長
2	産業環境部		部長
3	企画財政部	政策企画課	課長
4		財産活用課	課長
5		まち魅力発信課	課長
6	市民文化部	共創推進課	課長
7		文化振興課	課長
8	健康医療部	医療政策課	課長
9	産業環境部	商工労政課	課長
10	都市整備部	都市政策課	課長
11		居住政策課	課長
12		市街地新生課	課長
13	建設部	建設管理課	課長
14		交通政策課	課長
15		道路課	課長
16		公園緑地課	課長

(令和6年7月現在)

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 茨木市中心市街地活性化協議会の概要

本市では、中心市街地活性化の推進に関して、必要な事項について協議を行うために、中心市街地活性化法第 15 条第 1 項の規定に基づき、茨木市観光協会と茨木商工会議所が共同設置者となり、平成 27 年 7 月 10 日に「茨木市中心市街地活性化協議会」（以下、「協議会」）を設置した。

協議会は、中心市街地整備推進機構である茨木市観光協会、中心市街地における経済活力の向上を総合的に推進する機関である茨木商工会議所のほか、地域の商業者、大学等 7 団体の代表者で構成している。

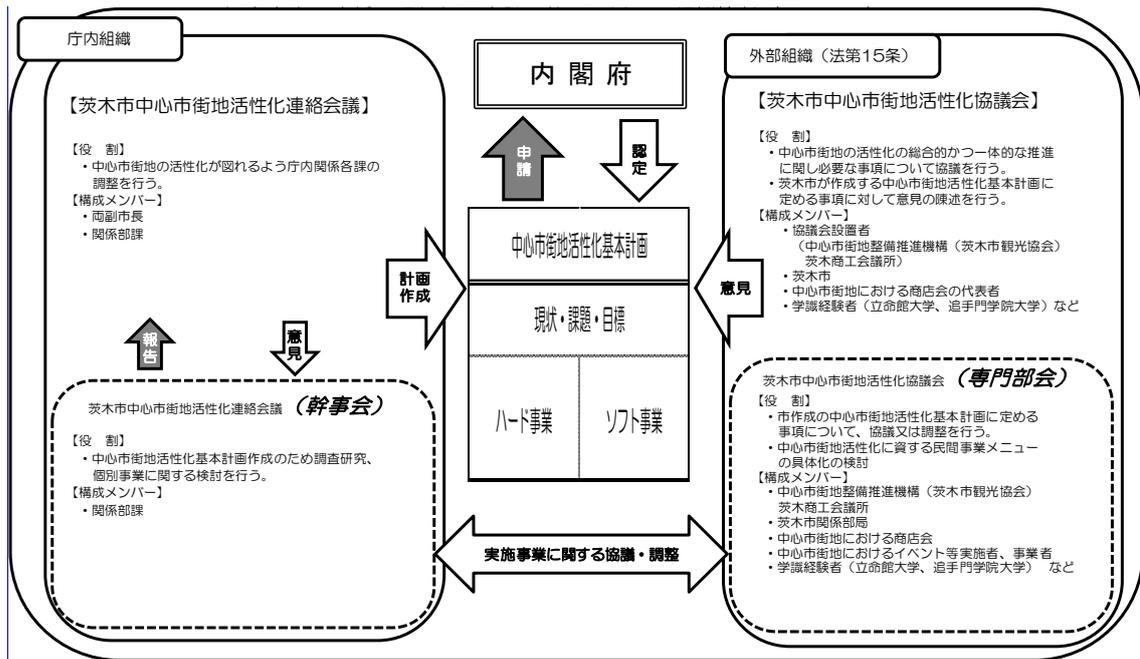


図 9-1 協議会を含む計画作成に向けた組織体制図

表 9-4 協議会委員

団体・役職名		根拠法令
FIC ベース株式会社	代表取締役	法第 15 条第 1 項第 1 号ロ (都市機能の増進)
一般社団法人茨木市観光協会 (中心市街地整備推進機構)	専務理事	法第 15 条第 1 項第 1 号イ (都市機能の増進)
茨木商工会議所	専務理事	法第 15 条第 1 項第 2 号イ (経済活力の向上)
茨木市 都市整備部	部長	法第 15 条第 4 項第 3 号 (市町村)
立命館大学 経営学部	教授	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
追手門学院大学 地域創造学部	准教授	法第 15 条第 8 項 (学識経験者)
茨木市商業団体連合会	会長	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (商業者)
(株)ガンバ大阪 事業本部 パートナー推進部 ホームタウン担当	部長	法第 15 条第 4 項 第 1 号、第 2 号 (事業者)

(令和 6 年 4 月現在)

(2) 協議会・専門部会の開催状況

表 9-5 協議会の開催状況

開催日		主な検討項目
第1回	平成27年 7月10日	・茨木市中心市街地活性化協議会の設立について ・茨木市中心市街地活性化に向けた取組について
第2回	平成28年 2月1日	・基本計画（案）について ・事業者ヒアリングの結果報告
第3回	平成28年 6月28日	・内閣府事前協議の結果報告 ・コア事業に関する意見交換
第4回	平成28年 10月12日	・市民アンケート調査の設計に関する議論 ・公共空間活用についての意見交換
第5回	平成28年 12月22日	・場を開く社会実験に関する意見交換 ・市民アンケート調査結果の報告 ・基本計画案について意見交換
第6回	平成29年 2月21日	・場を開く社会実験の結果報告 ・基本計画案について意見交換
第7回	平成29年 11月15日	・基本計画（案）における数値目標について意見交換 ・まちづくり会社に関する意見交換
第8回	平成30年 2月16日	・内閣府協議結果の概要報告と対応 ・中心市街地の現状分析と課題・方針、主な実施予定事業等
第9回	平成30年 5月14日	・内閣府協議経過 ・まちづくり会社について ・次なる茨木・グランドデザイン（案）
第10回	平成30年 7月23日	・中心市街地活性化基本計画に関する内閣府協議等の経過報告と進捗状況について ・まちづくり会社の検討状況について
第11回	平成30年 11月5日	・中心市街地活性化基本計画策定に向けたパブリックコメントの実施について ・まちづくり会社の検討状況について
第12回	平成31年 3月26日	・中心市街地活性化基本計画策定に向けた現状と課題、基本計画に記載する茨木市中心市街地活性化協議会の意見書について ・まちづくり会社の現状について
第13回	令和2年 4月7日	・茨木市中心市街地活性化協議会委員の追加及び変更について ・茨木市中心市街地活性化協議会規約の改訂について
第14回	令和2年 5月29日	・基本計画の中間フォローアップに関する報告について
第15回	令和3年 5月7日	・基本計画の中間フォローアップに関する報告について

第16回	令和3年 12月20日	・基本計画の変更申請について
第17回	令和4年 4月27日	・基本計画の中間フォローアップに関する報告について
第18回	令和4年 12月19日	・基本計画の変更申請について
第19回	令和5年 4月26日	・基本計画の中間フォローアップに関する報告について
第20回	令和6年 4月30日	・基本計画の中間フォローアップに関する報告について ・茨木市中心市街地活性化基本計画（第2期）の策定に向けた検討状況について
第21回	令和6年 9月18日	・第2期中心市街地活性化基本計画（案）についての意見交換 ・市民アンケート調査結果の報告 ・茨木市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた協議会の意見書について ・茨木市中心市街地活性化基本計画の策定に向けたパブリックコメント実施について

図 9-6 専門部会の開催状況

開催日		主な検討項目
第1回	平成27年 8月24日	・茨木市中心市街地の現状と課題について ・ガンバ大阪提案事業について
第2回	平成30年 5月14日	・基本計画策定状況について ・基本計画掲載事業について

(3) 茨木市中心市街地活性化協議会からの意見書

令和6年9月18日

茨木市長 福岡 洋一 様

茨木市中心市街地活性化協議会
会長 加藤 真一

第2期茨木市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

令和6年9月10日付け茨市街第650号にて貴市より照会のありました「茨木市中心市街地活性化基本計画（案）」について、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出します。

記

茨木市におかれましては、令和元年12月に茨木市中心市街地活性化基本計画の認定を受け、「中心商業機能の質の更新」、「滞在・活動の場の創出」を目標に様々な事業に取り組んでおり、令和7年3月までの計画期間を満了されようとしています。

令和5年11月に主要事業である文化・子育て複合施設「おにクル」が開館し、多くの市民が滞在・活動する景色が見られ、目標指標の歩行者通行量及び新規出店数については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下においても、高水準を維持し、概ね目標を達成している状況にあります。

しかしながら、今後は本市においても人口減少による消費の縮小、働き手の減少等による地域全体の活力の低下が懸念されるほか、交通環境の改善や公共空間の更なる活用は継続して取り組むべきと考えます。

第1期の基本計画の成果と課題をもとに「共創による幸せや豊かさを共感できるひと中心のまちなか」の実現に向けて、中心市街地の活性化を推進するため、当協議会の意見として下記のとおり取りまとめましたので、ご検討を賜りますようお願い申し上げます。

1. 茨木市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見について

第2期基本計画（案）は第1期基本計画の十分な検証結果や当協議会における協議を踏まえた内容であり、茨木市の中心市街地を活性化させる計画として妥当なものと認めます。

2. 中心市街地の活性化の実現に向けて

(1) 歩いて楽しい徒歩圏の実現について

歩いて楽しい徒歩圏として中心市街地が市民に利用されるには、安全・安心に移動できる歩行者空間の確保や渋滞解消といった交通環境の整備、歩きたくなるような沿道空間の利用促進など、「ひと中心のまちなか」の実現に向けた取組を早急に進めていくべきと考えます。

また、まちなかの回遊や滞在時間の向上が図られるよう、定期的なイベント開催などのソフト事業の充実や沿道事業者の機運醸成などの支援体制の強化に努められるよう要望します。

(2) 魅力的な都市空間の整備・誘導について

中心市街地の賑わいと商業機能の活性化を図る上で、市民が立ち寄りやすく訪れる目的となる場所の創出は重要であると考えます。

中心市街地の「2コア1パーク&モール」の都市構造を活かし、阪急茨木市駅、JR 茨木駅周辺の再整備の推進及び広場等の滞留機能の充実や、商店街をはじめとする中心市街地内への魅力的な個店の集積を促すとともに、市民や民間事業者、大学等との連携により、魅力的な沿道空間の形成やまちづくり会社等によるそれらの取組が引続き支援されることを要望します。

(3) 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現について

中心市街地全体の賑わいを創出する上で、公共空間を市民の憩いや活動の場として活用していくことは重要な取組であると考えます。

そのため、多様な主体が日常的に利活用できるような仕組みや環境の整備が必要です。恒常的な賑わいをもたらすため、新たに活動や事業を始めた人への支援及びまちなかの情報発信などのソフト事業の展開とともに、多くの方々がつながり、共感しあえる場・拠点づくりに今後とも取組まれることを要望します。

3. 官民連携による活性化施策の推進について

第2期茨木市中心市街地活性化基本計画（案）を総合的かつ一体的に推進するため、当協議会が中核的な役割を担い、民間活力の導入や情報交換など、茨木市と密接に連携を図りながら官民連携による活性化施策の推進に積極的に取り組んでまいりますので、これからもご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 茨木市中心市街地活性化協議会の規約

茨木市中心市街地活性化協議会規約

(協議会の設置)

第1条 中心市街地整備推進機構（一般社団法人茨木市観光協会）及び茨木商工会議所は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、茨木市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、茨木市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、茨木市が作成する中心市街地活性化基本計画、並びに認定基本計画の実施に関し、必要な事項を協議し、その実施に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 茨木市が作成する中心市街地活性化基本計画及び認定基本計画並びにその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) 中心市街地の活性化のための研修会等の実施
- (6) 中心市街地の活性化に係る事業に関すること
- (7) その他中心市街地の活性化に関すること

(協議会の事務局)

第5条 協議会の事務局は、茨木市岩倉町2番150号の茨木商工会議所内に置く。
2 事務局の運営に必要な事項は、茨木商工会議所が処理する。

(協議会の構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 中心市街地整備推進機構（一般社団法人茨木市観光協会）
- (2) 茨木商工会議所
- (3) 茨木市
- (4) 法第15条第1項第1号ロ（FICベース株式会社）
- (5) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者

- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第5号に該当する者であつて、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合においては、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申出を拒むことができない。
 - 3 前項の申出により協議会の構成員となつた者は、第1項第5号に規定する者でなくなつたとき、又はなくなつたと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(協議会の組織)

第7条 協議会は、会長、副会長、委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第8条 会長は、法第15条第1項第1号ロ（F I Cベース株式会社）の代表取締役をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、茨木商工会議所専務理事及び茨木市都市整備部長の職にある者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第9条 委員は、構成員のうち第6条各号に掲げる者から会長が指名する者とする。

- 2 会長及び副会長、並びに委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員が所属等の異動等により交代した場合は、その職に該当する者が委員の職を引き継ぐものとする。

(会議)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、構成員の半数以上の出席をもって成立し、その議決については出席者の過半数の同意を必要とする。なお、当該構成員が出席できない場合は、当該構成員の指名する者を代理として出席させることができる。
- 5 会議の決議において、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第11条 構成員等がやむを得ない理由のため、会議に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、その構成員は会議に出席したものとみなす。

2 会長は、緊急に要する事項または簡易な事項については、書面により委員及び構成員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。

(協議結果の尊重)

第 12 条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会の設置)

第 13 条 法第 9 条第 2 項各号に掲げる事項について必要な調査又は研究を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第 14 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日とする。

2 協議会の設立の日の属する事業年度は、設立の日から 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成 27 年 7 月 10 日から施行する。

附則

この規約は、令和 2 年 4 月 7 日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(a) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①過去の取組に対する評価

「1. 中心市街地活性化に関する基本的な方針」の「[1] これまでの中心市街地の活性化に関する取組」において、取組の効果と課題等について記載。

②統計的データ等による客観的な把握・分析

「参考資料」の「[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」において、データを活用した地域の現状等について記載。

③地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

令和6年5～6月に茨木市中心市街地活性化基本計画策定に関するアンケートを実施。「参考資料」の「[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析」において、アンケート調査を活用した地域住民の意向等の分析を記載。

⑤ 基本計画（案）に対する市民の意見

(b) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

本市の中心市街地では、平成16年11月に策定された旧茨木市中心市街地活性化基本計画に基づき、空き店舗活用や多種多様なイベントの開催等、市民・事業者等による主体的な取組が盛んに行われてきた。

平成30年には文化複合施設の整備に向けて、市民会館跡地エリア「IBALAB（イバラボ）市民会館跡地活用」と称し、中央公園北グラウンド南側に実験的に設置した芝生広場において、ワークショップを経て出されたアイデアを元に様々な市民主体の取組を実施してきた。また、第一期中心市街地活性化基本計画の期間中は、市民や商工会議所、民間事業者と協力しながら、公共空間を活用した社会実験を実施してきた。

本計画においても、これまでの取組を継承しつつ、中心市街地活性化協議会において、市民・事業者等と連携した取組を一体的に推進することで、より大きな相乗効果を発揮することを目指す。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

●茨木市都市計画マスタープラン（令和7年3月策定予定）

茨木市都市計画マスタープランでは、めざす暮らしのイメージとして暮らしやすさを形成する、「山」と「まち」の暮らしのイメージを設定した上で、中心市街地を「まち」の中心部として位置づけている。

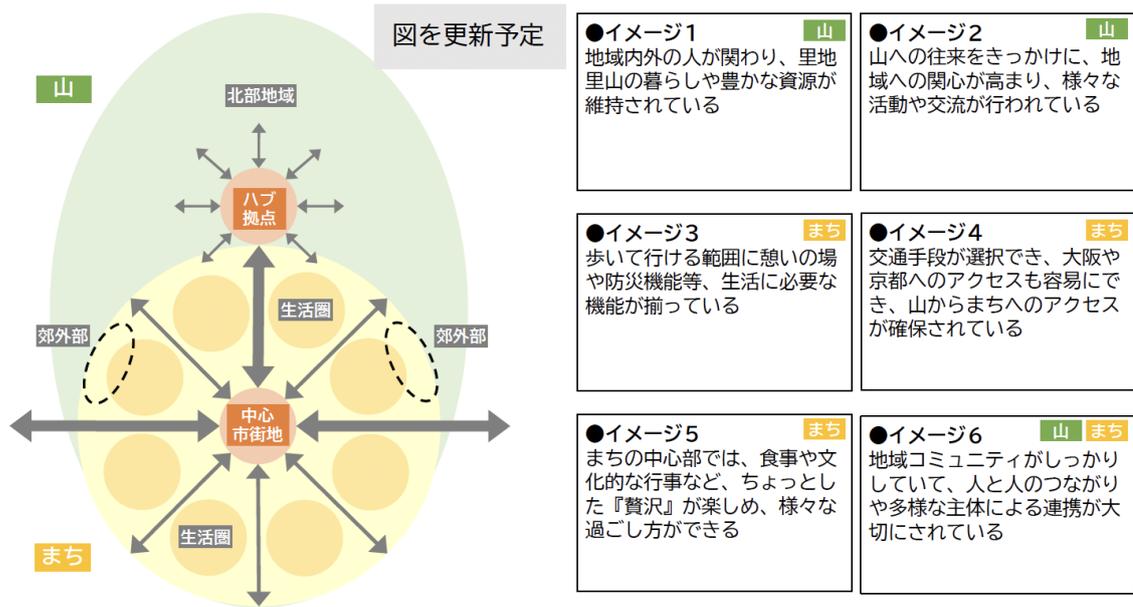


図 10-1 めざす暮らしのイメージ

また、めざす暮らしのイメージの実現に向け「都市拠点」として位置付けられており、誰もがやすいと思える都市づくりに向けて、拠点とし強化を図るものとしている。

都市づくりを分野横断かつ重点的に進めている実現に向けた4つの戦略が掲げられているが「都市拠点」として、魅力や強みを活かすことや、を推進することとされている。



図 10-2 ビジョン実現に向けた4つの戦略

■都市づくり戦略（戦略1「山」と「まち」を活かす・つなぐ）における

中心市街地（まちなか）を活かす戦略（抜粋）

○2 コア1パーク&モールの都市構造を活かした「ひと中心」の居心地がよいまちなか形成

○駅前ならではの質の高い都市機能の誘導

○既存ストックや公共空間活用による魅力ある都市空間の創出



《「2コア1パーク&モール」の都市構造》

■2 コア（JR 茨木駅・阪急茨木駅の両駅周辺）

・2つの駅周辺エリアでは、医療施設や子育て等、市民の生活利便に応える施設機能を組み込み、市民の定期的な来訪の増加を図るとともに、交通や商業などの機能性だけでなく、安全で居心地の良い空間づくりを行っていくことで、周辺エリアの魅力と回遊性を高めていきます。



JR 茨木駅



阪急茨木駅

■1 パーク（おにクル、市役所、中央公園、元茨木川緑地）

・中心市街地の真ん中に公共空間を集積した「パーク」では、おにクルと広場の活用とともに、中央へと歩いて訪れる目的を創ることで恒常的な賑わい創出を図っていきます。



おにクル



中央公園 (IBALAB@広場)

■モール（東西軸）

・中心市街地の東西軸となる2つの通りを歩きたくなる空間デザインのストリートとしていくことで、商店街をはじめとする商業空間や公共空間との連続性を形成していきます。



みちクルプロジェクト（東西軸）

■元茨木川緑地（南北軸）

・エリアを南北に横断する元茨木川緑地は、豊かな緑やさくら並木など市民に親しまれている空間であり、老木の増加や施設の老朽化が進みつつあるため、この再生を目指して市民とともに「元茨木川リ・デザイン」を推進していきます。



元茨木川緑地

図 10-3 中心市街地(まちなか)を活かす戦略(抜粋)

※茨木市都市計画マスタープランについては令和6年10月時点では改訂中であり、今後記載内容に変更が生じる可能性がある

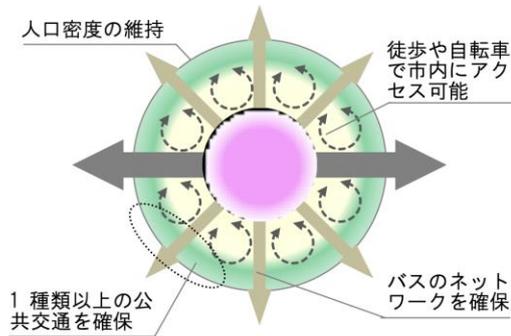
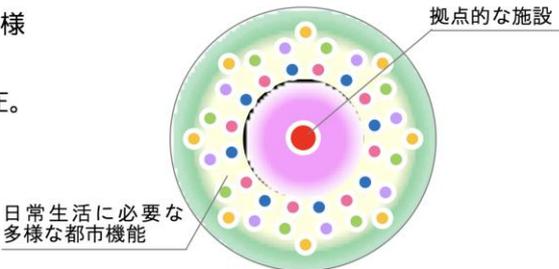
●茨木市立地適正化計画（平成 31 年 3 月策定）

茨木市立地適正化計画では、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」※の考え方にに基づき、本市の目指す都市の将来像を「郊外部の居住環境の持続と魅力ある中心市街地の再生による、暮らし続けたい・暮らしてみたいまち」として掲げている。また、現状の暮らしやすい環境を維持し、より一層の充実を図っていくことを土台に据え、郊外部における暮らしやすさの低下や中心市街地における拠点としての機能の低下を防ぐことを基本方針として設定し、中心市街地を市全体の中でも都市機能を集積していく地域として明確に位置付けている。

中心市街地に『次なる茨木』の魅力の向上に資する都市機能を誘導するため、具体的には、中心市街地を基本に都市機能誘導区域を設定し、区域内に誘導する誘導施設として、具体化が進む市民会館跡地エリア活用における各機能（子育て世代包括支援センター、図書館、ホール、市民利用諸室、市民活動センター、天文観覧室、飲食店、物品販売店等）を位置づけている。なお、誘導にあたっては、公共施設等マネジメント基本方針に基づき、施設の複合化・最適化を図ることとしている。

※人口減少・高齢化社会においても、持続可能な都市を維持していくため、福祉施設、商業施設などの生活利便施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできる、という考え方

表 10-1 茨木市立地適正化計画が目指す都市構造の特徴

本市の立地適正化計画が目指す都市構造の特徴	
居住地域と公共交通	<ul style="list-style-type: none"> • 計画的なまちづくりにより、居住地域における一定の人口密度を維持。 • 居住地域と中心市街地を繋ぐ、公共交通のネットワークが市域を網羅していることで、市内だけでなく、市外への移動の利便性も確保。 • 平野部では、徒歩や自転車で中心市街地へアクセスすることも可能。 • 郊外部では、1 種類以上の公共交通が整備されており、移動の手段を確保。 
都市機能配置	<ul style="list-style-type: none"> • 居住地域の中に、日常生活に必要な多様な都市機能が存在。 • 中心市街地には、拠点的な施設が存在。 

■茨木市立地適正化計画における中心市街地（都市機能誘導区域）内に誘導する

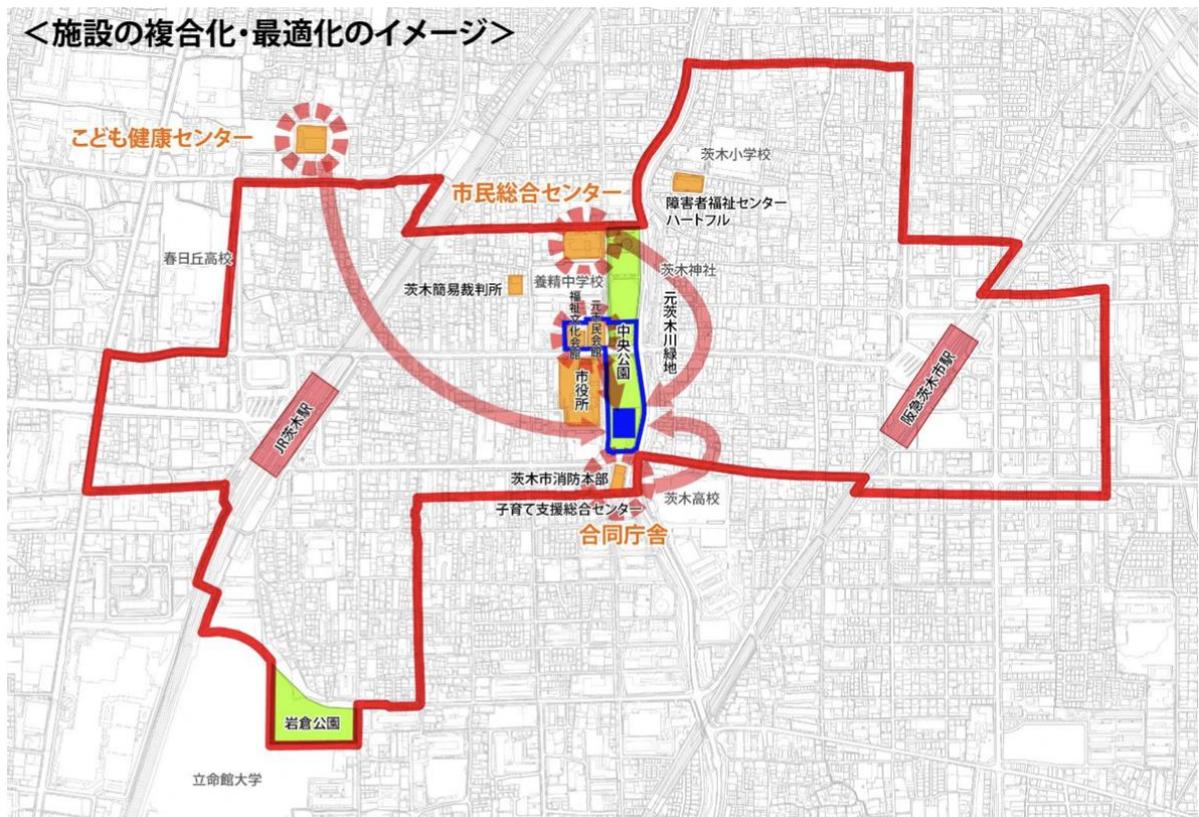


図 10-4 施設の複合化・最適化のイメージ

[2] 都市計画手法の活用

令和7年3月に策定予定の茨木市都市計画マスタープランにおいては、できるだけ市街地の拡大を抑制する都市づくりを進めてきたコンパクトな都市構造を引き継ぐとともに、中心市街地（都市拠点）や各地域の拠点（生活拠点、地域拠点）の機能とそれらを結ぶ交通のネットワークといった「拠点とネットワーク」の維持・充実を図り、市民の「暮らし」の質の向上につなげていくこととしている。

「都市拠点」として位置付けられている中心市街地は、立地適正化計画における都市機能誘導区域としても設定されており、都市機能を向上・集積するエリアとして明確に位置付けられている。

中心市街地の周辺では、社会経済情勢や地域の実情に応じた適切な土地利用を計画的に進めるとともに、交通環境など広域に影響を及ぼす可能性のある大規模集客施設等の立地については適正な開発指導を行い、関係機関と連携・協議することとしている。

[3] 都市機能の集積のための事業等

中心市街地における、行政関連施設、教育施設などの公共公益施設の立地状況は以下の通りである。

表 10-2 公共公益施設等一覧

分類	施設名
行政関連施設	市役所
	商工会議所
	障害者就労支援センター
	障害福祉センター
	茨木簡易裁判所
	茨木市消防本部
	男女共生センター
	ハローワーク茨木
文化施設	文化・子育て複合施設おにクル
	市民総合センター（クリエイトセンター）
	茨木城跡
	茨木神社
	茨木別院
教育関係施設	立命館大学
	養精中学校
	茨木小学校
	中央保育所
公共交通	JR茨木駅
	阪急茨木市駅
	路線バス停留所

[4] その他の事項

「4. 市街地の整備改善のための事業」から「8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業」において示した以下の事業を実施することにより、中心市街地への都市機能の集積を図る。

4. 市街地の整備改善のための事業

- ・中央公園整備事業
- ・JR 茨木駅西口再整備検討事業
- ・阪急茨木市駅西口再整備検討事業

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

- ・立命館大学コミュニティ共創プロジェクト
- ・大学施設活用促進事業

6. 住宅の供給および住宅環境の向上のための事業

- ・多世代近居・同居支援事業

7. 商業の活性化のための事業及び措置

- ・まちなかにぎわい空間整備事業
- ・茨木市創業促進事業補助金
- ・茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金
- ・まちづくり会社運営支援事業

8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・道路空間活用事業
- ・市役所前線整備事業

1.1. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1] 都市計画との調和

(1) 第6次茨木市総合計画（令和7年3月策定予定）との整合性

第6次茨木市総合計画は、計画期間を令和7年度～令和16年度としており、基本構想では、7つの分野においてまちの将来像を掲げている。中心市街地に関わるまちづくりの将来像としては、「(5) 産業・都市」の分野において、「個性あふれる茨木らしさで活気あふれるまち」、「山とまちが調和した、魅力的で過ごしやすく暮らしやすいまち」、「安心・安全・快適に移動できるまち」の3つの将来像が示されている。

また、上記の将来像を実現するための施策と取組を位置付ける前期基本計画では、施策「5-2 都市計画」における取組「5-2-2 魅力ある中心市街地の整備」が設定されており、「中心市街地活性化基本計画の推進やまちづくり会社等が行う活動により、中心市街地の魅力を高めます。」と定められ、本計画との整合は図られている。

表 11-1 前期基本計画における取組「5-2-2 魅力ある中心市街地の整備」

1	取組番号	5-2-2
2	取組名	魅力ある中心市街地の整備
3	現状と課題	中心市街地では、おにクルの開館や元茨木川緑地リ・デザインの整備により、多様な人々が活動し、思い思いに過ごしている景色が日常的に見られるようになりました。 中心市街地の2コア1パーク&モールの都市構造を強みと捉え、これらの景色や様々な取組を「点」で終わらせることなく、「線」でつなぎ、エリア全体に「面」へと波及させることにより、中心市街地の魅力を高め、活性化を図る必要があります。
4	めざすべき姿	市民会館跡地エリアや駅周辺など中心市街地の整備が進み、多様な人々が活動し、思い思いに過ごしている景色が中心市街地全体に広がっています。 また、起業家への支援などにより魅力的な商店等が生まれるとともに、公共空間の活用による日常的なイベントなどの様々な「ひと・プロセス重視」の共創の取組が継続され、茨木らしい豊かさや幸せを共感できる中心市街地になっています。
5	取組むこと	市民会館跡地エリア、阪急茨木市駅及びJR茨木駅周辺の整備、両駅間道路の歩きやすく歩きたくなる空間デザインなどにより、魅力ある居心地のいい空間の創出を図ります。 また、中心市街地活性化基本計画の推進やまちづくり会社等が行う活動により、中心市街地の魅力を高めます。 さらに、次なる茨木グランドデザインにおいて積み重ねてきたプロセスを次のまちづくりにつなげる「ひと中心の茨木まちなか戦略」により、中心市街地の将来像や価値観を共有し、共感を広げ、多様な主体を巻き込みながら様々な事業・活動の創出とコーディネートに取り組めます。

※第6次茨木市総合計画は令和6年10月時点では策定中であり、今後記載内容に変更が生じる可能性がある

(2) 茨木市都市計画マスタープラン（令和7年3月）との整合性

茨木市都市計画マスタープラン（令和7年3月策定予定）では、本市の都市構造・土地利用の考え方として、中心市街地を「都市拠点」に位置づけ、JR茨木駅と阪急茨木市駅周辺

（2コア）、複数の商店街や中央通り・東西通りの東西軸（モール）、おにクル・中央公園・元茨木川緑地（1パーク）などの、ポテンシャルのある都市構造を「2コア1パーク&モール」と捉え、ひと中心のまちなか形成を図ることとしている。

また、茨木市全体のめざす暮らしのイメージとして、暮らしやすさを形成する都市構造の特性とイメージを基本に、“山”と“まち”の暮らしのイメージを設定しており、中心市街地は“まち”の中心部として位置付けられるとともに、多様な都市機能を確保し、充実を図る「都市拠点」として、取組を推進し、中心市街地を面的な視点で捉えた上で、多様な機能を確保し、都市機能の充実を図ることとしている。

また、分野別の都市づくり方針においても、各分野において本計画の方針や施策と整合が図られているほか、地域別構想（地域づくりの方針）では本市の都市拠点として中心市街地を位置付け、都市機能の誘導と活性化を特に進めていく地域として区分している。



図 11-1 茨木市都市計画マスタープランにおける地域区分

※茨木市都市計画マスタープランについては令和6年10月時点では改訂中であり、今後記載内容に変更が生じる可能性がある

(3) 茨木市立地適正化計画（平成31年3月）との整合性

茨木市立地適正化計画は、市民と将来像を共有し、今後のまちづくりを市民一人ひとりが考え、豊かな暮らしとコミュニティ形成につなげるためのきっかけづくりになることを期待して、顕在化する課題の解決に向けた取組を推進していくための羅針盤として策定するものである。中心市街地の多くの施設は大阪万博のときに整備されたもので、現在施設の老朽化が課題となっており、商店街をはじめとした各種商業機能の衰退など賑わいの低下が見られ、都市としての活力の向上、魅力の向上に向けての茨木らしい中心市街地の再生が求められている。

中心市街地においては、主要な施設が更新時期を迎えていることを契機とし、様々なプロジェクトが進行していることから、そうした取組を踏まえ、『次なる茨木』の魅力の向上に資する都市機能を誘導するため、中心市街地活性化基本計画における中心市街地を基本に都市機能誘導区域を設定している。立命館大学の区域については、地区計画において、用途が大学施設等に限定されていることから、都市機能誘導区域には含めていない。

茨木市中心市街地活性化基本計画は、中心市街地の産業に関連した計画として位置づけられており、立地適正化計画が目指す都市の将来像として「郊外部の居住環境の持続と魅力ある中心市街地の再生による、暮らし続けたい・暮らししてみたいまち」が謳われている。基本方針としても、現状の暮らしやすい環境の維持・充実を図りつつ、『郊外部』と『中心部』での課題解決を両輪として、バランス良く取組、将来にわたり持続可能なまちの形成を図ることを目指している。

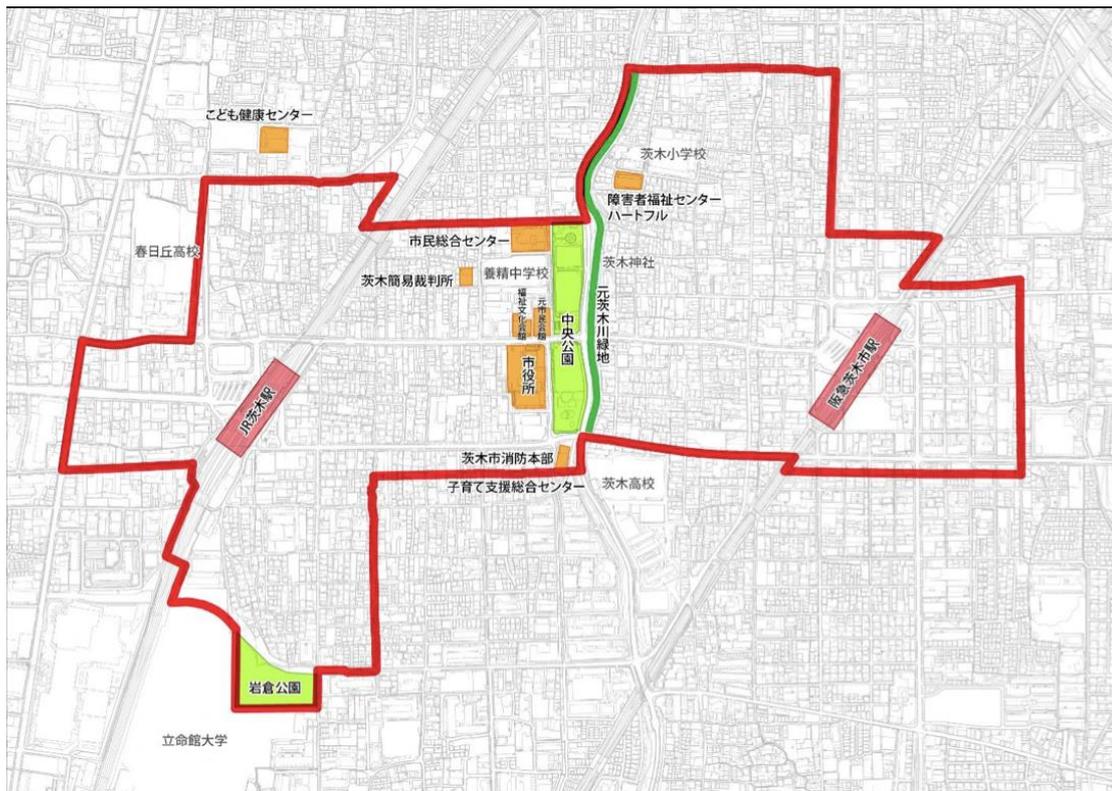


図 11-2 茨木市立地適正化計画における都市機能誘導区域

(4) 第3期茨木市産業振興アクションプラン（令和4年3月）との整合性

茨木市産業振興アクションプランにおいては、「商業の活性化」、「企業活動への支援」、「地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成」の3つが基本的な取組として示されている。この中で、中心市街地に関しては、「商業の活性化」の目指すべき姿として、商店街が、利便性が高く居心地の良い場となり、大型ショッピングセンターと共生していること、また、まちなかに魅力ある商店が集まり、多様なイベントが開催され、楽しみに訪れた人々で賑わっていることが示されており、本計画の将来像とも合致している。また、基本的な取組として、商店街振興に向けた支援や駅前商業の活性化に向けた支援、活気ある店舗の創出支援の取組が位置づけられており、本計画との整合は図られている。

表 11-2 茨木市産業振興アクションプランにおける商業による賑わいの創出に向けた基本的な取組

○商業によるにぎわいの創出

基本的な取組	説明
商店街振興に向けた支援	地域住民の生活を支え、利便性の向上やまちなかににぎわい創出などに取組む商業団体の取組を支援します。
駅前商業の活性化に向けた支援	まちづくり会社をはじめ、様々な主体と連携し、市民会館跡地の活用や駅前再整備といった新たなまちづくりの動きとも連動した商業の活性化に取り組みます。
活気ある店舗の創出支援	集客力のある魅力的な店舗の創出・継続に向けて、新規出店や事業承継などを支援し、産業の新陳代謝を促進します。

(5) 茨木市総合交通戦略（平成26年3月策定・平成31年3月中間見直し）との整合性

茨木市にふさわしい交通のあり方について検討し、概ね20年間で達成すべき目標や施策の方向性について定める茨木市総合交通戦略では、将来の交通体系づくりの基本理念として「地域特性を活かし、「住みやすい・移動しやすい」と実感できる交通体系づくり」を定め、基本理念に基づく施策を進めるための基本方針として、「1. 自動車に過度に依存しない、人と環境にやさしく安全な交通環境の構築」、「2. 多様な都市活動を支え、利用しやすい交通環境の構築」、「3. まちの魅力を高める交通環境の構築」の3つを定めている。

中心市街地については、基本方針「3. まちの魅力を高める交通環境の構築」に基づく取組として、人が集中する中心部においては通過交通が抑制され、活性化施策と一体となって市民や茨木市を訪れる人が心地よく回遊できる交通環境を構築するための施策を推進することとしている。また、交通に対する利用者のマナーや意識の向上と一体となり、市民が快適に移動できる交通環境を構築するための施策を推進することを位置付けている。

具体的な施策としては、「中心部での回遊性の高い空間の創出」に向けて、「歩行スペースの拡大、自転車と歩行者の分離を目的とした道路空間の再配分の検討」、「中心市街地の活力創出に向けた JR 茨木駅～阪急茨木市駅間の一方通行化」や、「利用者マナー・意識の向上」に

向けた「モビリティ・マネジメントの推進」や「歩行者・自転車・自動車利用者の交通ルール・マナーの啓発」を位置付けている。

[2] その他の事項

(a) 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

基本計画に掲げた事業について、実践的・試行的な活動を行っているもの等を以下に記す。

・市民等による公共空間の利活用

中心市街地の中心部に位置する中央公園や JR 茨木駅東口のいばらきスカイパレット等の公共空間では、茨木フェスティバルや茨木音楽祭、茨木麦音フェストなど、市民が主体となったイベントや、まちづくり会社による催し等が数多く行われている。

今後、更なるまちの賑わいを創出するため、中央公園や元茨木川緑地、歩道空間の整備と併せた道路空間の活用、JR 茨木駅東口のいばらきスカイパレットをはじめ JR 茨木駅・阪急茨木市駅の鉄道駅周辺での公共空間の活用のあり方を検討するため、社会実験等の取組を市民・民間事業者等と連携して継続展開する予定である。

【参考資料】

[1] 地域の概況

(1) 茨木市の位置・地勢・気候

①茨木市の位置・地勢

本市は、淀川の北、大阪府の北部に位置し、大阪市と京都市のほぼ中間に位置している。

北は京都府亀岡市、東は高槻市、南は摂津市、西は吹田市・箕面市・豊能郡豊能町にそれぞれ隣接している。市域は、東西 10.07 km、南北 17.05 km の南北に長い地形をしており、市域面積は 76.49 km²である。

主要な河川には、安威川・佐保川・茨木川・勝尾寺川・大正川があり、市の中央部を流れる佐保川は、中流で勝尾寺川と西河原で合流して茨木川となり、北部を源とする安威川と合流している。また、市域の南西部では、大正川が摂津市域に流れている。

なお、市域中南部及び北部に位置する彩都を中心に、約 33.98 km²が市街化区域に指定されている。

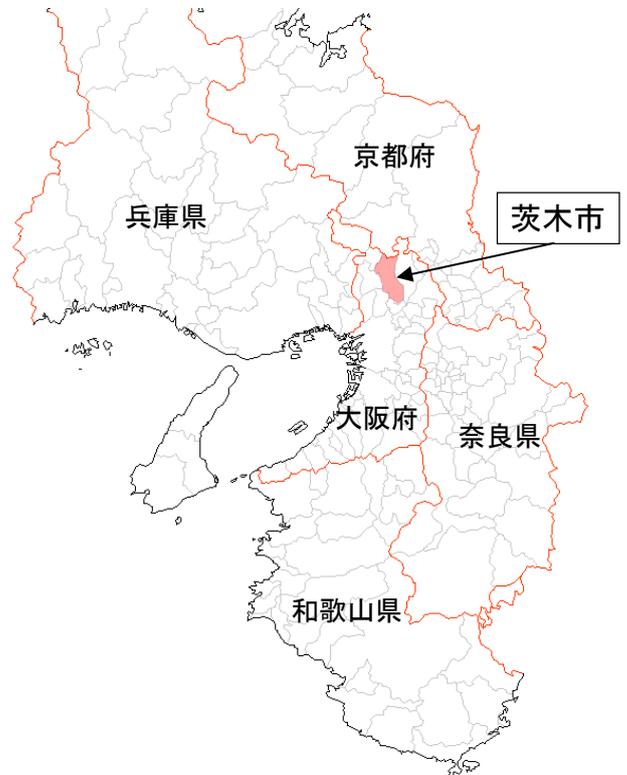


図 12-1 茨木市周辺図

②広域交通ネットワーク

市内には名神高速道路、新名神高速道路、近畿自動車道のほか、国道 171 号、大阪中央環状線など多くの国土幹線や広域幹線道路が走る。

鉄道は、JR 東海道本線（茨木駅、JR 総持寺駅）や阪急京都線（茨木市駅、南茨木駅、総持寺駅）が並走し、市内を走る大阪モノレールには、本線と彩都線（宇野辺駅、南茨木駅、沢良宜駅、阪大病院前駅、豊川駅、彩都西駅）が整備されている。

また、JR 茨木駅は快速、阪急茨木市駅は特急・通勤特急の停車駅であり、新幹線が発着する JR 新大阪駅へは JR 茨木駅から約 7 分、大阪国際空港（伊丹空港）へは大阪モノレール南茨木駅から約 24 分でアクセスが可能であり、多くの広域幹線軸が交差する交通の要衝となっている。

③気候

市域の北半分は、丹波高原の老の坂山地の麓で、南半分には大阪平野の一部をなす三島平野が広がっている。気候は穏やかな瀬戸内気候区に属し、日照が多く比較的温暖な気候に恵まれている。

なお、本市の令和4年の気象に関するデータは下記の通りである。

年間平均気温：17.5℃

最高月平均気温：29.5℃（令和4年8月）

最低月平均気温：5.5℃（令和4年2月）

降水日数（1mm以上）：87日

年間降水量：1058.0mm

表 12-1 日平均気温と合計降水量

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計	年平均
日平均気温（℃）	5.6	5.5	11.4	16.8	20	24.4	28.4	29.5	26.2	19	15.2	7.9	-	17.5
合計降水量（mm）	23	15	100.5	125	77.5	147	198.5	205.5	213	89.5	108	18	1321	110.0
月別降水日数	2	2	8	9	9	7	10	11	11	6	7	5	87	7.3

※降水量・降水日数については茨木観測所のデータを引用、気温については枚方観測所のデータを引用
（出典：気象庁）

④自然・公園・緑地

市北部は、棚田が広がり、農業の場であるだけでなく、美しい景観が広がっている。準絶滅危惧種であるオオタカ等の野鳥の他、多様な動植物が生息している。また、複数の自然歩道が通っており、豊かな自然を身近に感じることができる。

市中心部は、桜をはじめ40種類以上約7万本の樹木が植えられた全長5kmにも及ぶ元茨木川緑地が位置しており、毎年春には「茨木市民さくらまつり」が開催されている等、市民の憩いの場として親しまれている。

他にも、市の花であるバラを180品種、1750株を有する「若園公園バラ園」が市南部に、また、水と緑を身近に感じることのできる本市初の防災機能を備えた西河原公園が整備されている。



清溪地区の棚田（北部地域）

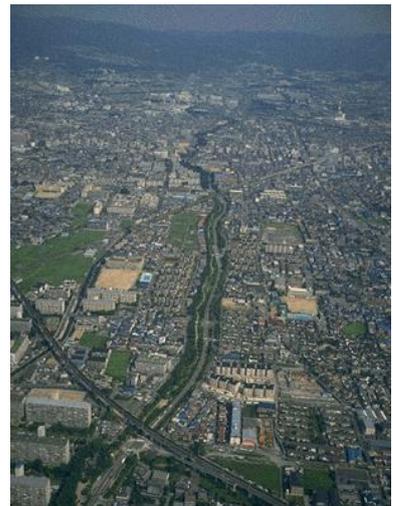


茨木市民さくらまつり（元茨木川緑地）

(2) 茨木市全体及び中心市街地の沿革（まちの成り立ち）

①茨木市全体の沿革

本市は歴史上早くから拓けた地域で、古くは弥生時代から多くの人々が生活し、その跡が残されている。なかでも東奈良遺跡から発見された銅鐸の鋳型は有名であり、古墳時代を通じて各時期の古墳が数多く残されている。平安時代には、市域中央部を東西に走る街道の往来が盛んになり、室町時代には、茨木城が築かれたと考えられている。江戸時代になると参勤交代などで大名らが郡山宿本陣（椿の本陣）を宿泊に利用し、現在も、西国街道沿いに建つ本陣は、往時の面影を残している。また、北部地域には「聖フランシスコ・ザビエル像」などの遺物が発見された千提寺、下音羽の隠れキリシタンの里などが今に伝わっている。明治4年（1871年）には、廃藩置県により大阪府の管轄となり、後の郡制の実施で、明治31年（1898年）、三島郡に属した。この年の10月、茨木村は茨木町となり、その中心地として栄えた。



俯瞰した茨木市

明治以降は、三島郡の行政・経済・文化・教育の中心地であり、豊かな米作地であった。昭和23年（1948年）1月には、茨木町・春日村・三島村・玉櫛村の1町3村が合併し、茨木市が誕生し、その後、8か村の合併、編入を経て、現在に至っている。

また、本市は、明治9年（1876年）に国鉄茨木駅が開設され、昭和3年（1928年）に阪急茨木市駅、昭和11年（1936年）に阪急総持寺駅が開設され、大阪市の衛星都市として成長し、昭和28年（1953年）には国道171号が開通し、商工業ともに旧三島郡を経済圏として発達してきた。昭和30年代に入ると内陸工業地の適地として着眼され、近代的大工場が進出し、幹線道路に接する一帯は、京阪神工業地帯の一角を形成している。昭和38年（1963年）に開通した名神高速道路のインターチェンジや昭和39年（1964年）に開通した大阪中央環状線などの多くの広域幹線道路が交差し、交通の要衝にある本市には、倉庫業等の流通関連企業も多く進出している。市南部の近畿自動車道、名神高速道路に近接した位置には昭和48年（1973年）「北大阪流通業務地区」が整備され、地区内に大阪府中央卸売市場が開設された他、昭和57年（1982年）には、国鉄貨物連絡線が営業開始している。

さらに、平成16年（2004年）に本市北部の彩都西部地区がまちびらきし、住宅や公園が整備され、彩都のシンボルゾーンでは、大阪府と連携して「関西イノベーション国際戦略総合特区」等を活用し、新しい研究開発拠点であるライフサイエンスパークには、インキュベーション施設も立地し、新規産業の創出などに取り組む上で大きな資源となっており、今後も積極的なPRや相互連携を進めていく必要がある。



大阪府中央卸売市場（島・野々宮地区）



ライフサイエンスパーク（彩都）

近年では、平成 20 年（2008 年）にサッポロビール大阪工場や東芝大阪工場が閉鎖され、跡地にはそれぞれ、平成 27 年（2015 年）4 月に立命館大学（大阪いばらきキャンパス）、平成 31 年（2019 年）4 月に追手門学院大学が新キャンパスを開設する等、都市機能の転換が進んでいる。その他、本市内には梅花女子大学、看護・医療系の藍野大学、大阪行岡医療大学の合計 6 つの大学が立地している。中でも追手門学院大学、立命館大学は学生数が 8,000 人以上の規模であり、追手門学院大学は経済・経営系学部のほか、平成 26 年 4 月に地域づくりに係る地域創造学部が設置されている。また、JR 茨木駅南側の交通アクセスが良好な中心市街地において、立命館大学は経営学部、政策科学部等が開設されているほか、「地域に開かれたキャンパス」をコンセプトに校舎が建設されており、一般市民も利用可能なホール等を設置するなど、地域コミュニティの活性化に寄与している。

表 12-2 本市内の大学の概要

大学	学部	学生数（全体） 令和 6 年 5 月時点
立命館大学（大阪いばらきキャンパス）	経営学部/政策科学部/総合心理学部/グローバル教養学部/情報理工学部/映像学部	9,654人
追手門学院大学	法学部/経済学部/経営学部/地域創造学部/社会学部/心理学部/国際学部/文学部/理工学部（2025 年新設）	8,791 人
藍野大学	医療保健学部	1,227 人
藍野大学短期大学部（※）	第一看護学科/地域看護学専攻	291 人
梅花女子大学	文化表現学部/看護保健学部/心理こども学部/食文化学部	1,893 人
大阪行岡医療大学	医療学部理学療法学科	200 人

※（令和 7 年 4 月に市外へ移転）

表 12-3 都市基盤の変遷

年月日	事項
明治9年8月	国鉄茨木駅 開設
昭和3年1月	阪急茨木市駅 開設
昭和11年4月	阪急総持寺駅 開設
昭和28年11月	国道171号開通
昭和38年7月	名神高速道路茨木インターチェンジ 開設
昭和39年9月	府道大阪中央環状線 開通
昭和43年12月	北大阪流通業務地区 都市計画決定
昭和48年3月	北大阪流通業務地区 工事完了
昭和57年11月	国鉄貨物連絡線 営業開始
平成2年6月	大阪モノレール 一部営業開始
平成4年3月	阪急茨木市駅付近鉄道高架化事業 完成
平成4年5月	彩都 都市計画決定
平成16年4月	彩都西部地区まちびらき
平成23年12月	関西イノベーション国際戦略総合特区指定

表 12-4 市域の変遷

年月日	事項	市域面積(km ²)
明治4年11月	廃藩置県により大阪府の管轄となる	—
明治31年10月	茨木村が町制施行	—
昭和23年1月1日	茨木町・三島村・春日村・玉櫛村が合併して市政施行	20.55
昭和29年2月10日	安威村、玉島村を合併	28.70
昭和30年4月3日	福井村・石河村・清溪村・見山村が合併	69.69
昭和30年4月15日	東能勢村との境界変更	65.96
昭和31年12月25日	豊川村東部を編入(箕面市との境界変更)	75.19
昭和32年3月30日	三宅村を合併	78.26
昭和32年4月1日	箕面市との境界変更	77.56
昭和32年7月1日	三島町との境界変更	77.26
昭和33年1月1日	吹田市との境界変更	77.82
昭和34年4月1日	高槻市との境界変更	77.82
昭和35年4月1日	三島町との境界変更	75.16
昭和48年4月1日	摂津市との境界変更	75.15
昭和52年12月1日	吹田市との境界変更	75.15
昭和55年12月1日	摂津市との境界変更	75.15
昭和63年10月1日	国土地理院による面積値改定	76.56
平成4年10月1日	国土地理院による面積値改定	76.51
平成8年10月1日	国土地理院による面積値改定	76.52
平成11年2月1日	箕面市との境界変更	76.52
平成27年3月6日	国土地理院による面積値改定	76.49

②中心市街地の沿革

中心市街地においては、室町時代に茨木氏によって茨木城が築かれ、城下町が形成された。その後、江戸時代初期の一国一城令による廃城後は、地域商業の中心地であるとともに、酒造業や人力搾油業等の産業を中心に、在郷町として繁栄した。明治9年(1876年)には、官設鉄道(現在のJR東海道本線)が敷設され、昭和初期には新京阪鉄道(現在の阪急京都線)が敷設され、交通の要衝として発展していった。この頃の「大日本職業別明細図」を見ると、現在のJR茨木駅前には商店がほとんど見られず、材木店や運送業者が立地していたことが分かる。一方、現在の阪急茨木市駅から当時の茨木町役場にかけては、多数の商店や銀行、郵便局などの金融機関が立地していた。さらに両駅間の市街地には工場もいくつか含まれており、商工混在の用途利用となっていた。現在の阪急茨木市駅東側はほとんど開発が行われていなかったことも分かる。この昭和初期に両駅間の地区が中心市街地として形成された。

高度経済成長期以降、中心市街地は神社、仏閣、町家など歴史的な資産も残しつつ、個店が集まった商店街や駅前の商業ビルの建設等により、商業集積地として更に発展していった。それに加え、マンションをはじめとする宅地開発が急速に進み、商業地及び宅地が併存する市街地が形成されていった。

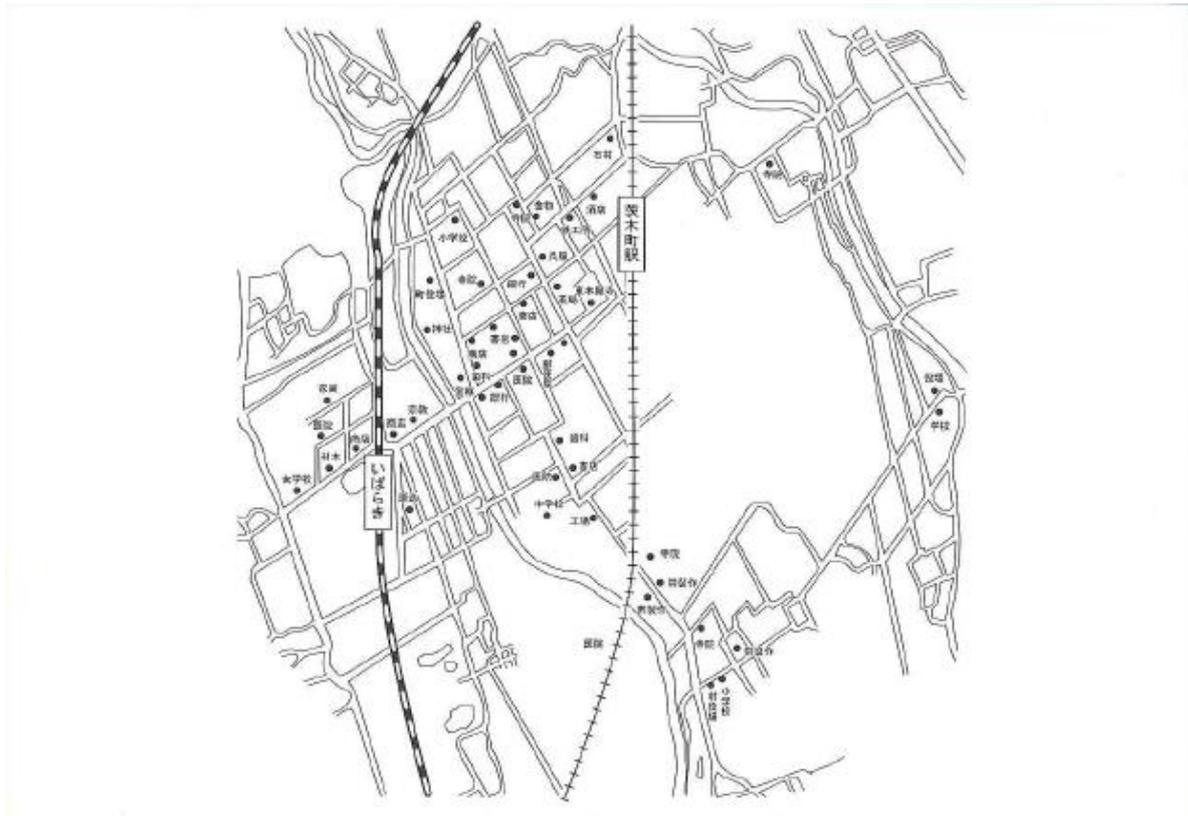


図 12-2 昭和初期の茨木町市街地

(出典:「大日本職業別明細図」第246号より作成)

(3) 中心市街地の概況

本市の中核である JR 茨木駅及び阪急茨木市駅を含む地域には、商業・文化・行政関連の施設が集積している。

特に、阪急茨木市駅西側から元茨木川緑地にかけての地域は、古くから在郷町として栄えた本市の中心地であり、複数の商店街が形成されているほか、旧茨木城の櫓門が復元されている茨木小学校や茨木神社、茨木別院等の歴史的・文化的資源をはじめ、男女共生センターローズ WAM や障害福祉センターハートフル等の公共施設等が立地している。

阪急茨木市駅周辺及びその東側地域にも、近年に建設された商業ビル、店舗等が多く立地している。

元茨木川緑地から JR 茨木駅周辺にかけても、市役所や市民総合センター等の公共施設をはじめ複数の商店街が形成されており、平成 27 年度には、立命館大学大阪いばらきキャンパスが JR 茨木駅南側に開学した。当初、約 6,000 人の学生数から平成 28 年 4 月には総合心理学部が、平成 31 年 4 月にはグローバル教養学部が、令和 6 年 4 月には映像学部・情報理工学部が開設され、現在約 9,000 人規模に拡大された。

また、令和 5 年度には、中央公園が位置していた場所に、第 1 期茨木市中心市街地活性化基本計画の主要事業であるおにクルが 11 月 26 日に開館し、開館日に想定を大きく上回る 15,000 人の来館、開館から約半年で累計来館者数が 100 万人を超える等、高い集客効果を誇っている。おにクルが開館したことから、市民会館跡地や福祉文化会館は閉館し、その跡地は都市公園としての再整備を予定している。

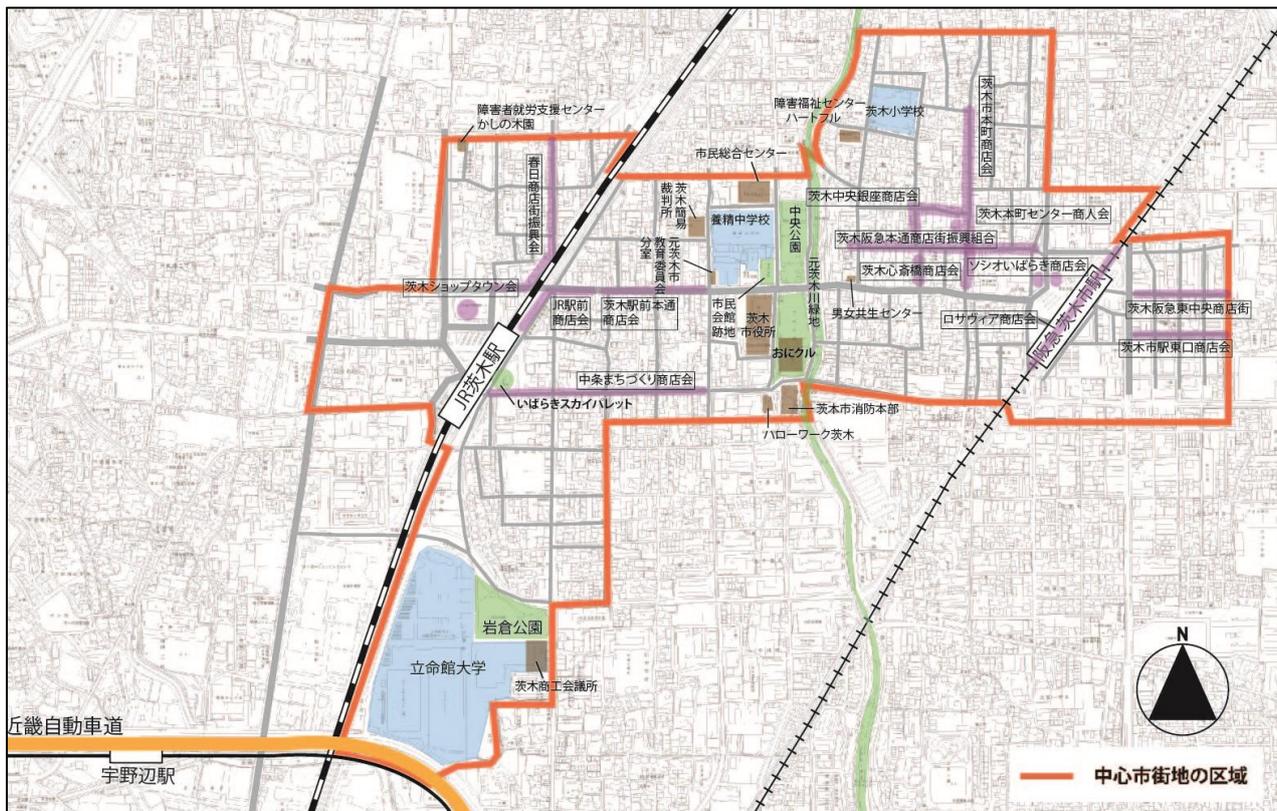


図 12-3 中心市街地の概況(再掲)

(4) 茨木市における中心市街地の歴史的・文化的役割

中心市街地においては、かつての茨木城跡地（現在の茨木小学校）で旧茨木城の櫓門が復元されている他、元町や大手町を中心に残存する町家をはじめ、807年に創建された茨木神社や本源禅寺、茨木別院等、神社仏閣も多く残存している。中心市街地を南北に流れていた茨木川は、現在は全長約5km、1500本の桜をはじめ多数の樹木が植えられた「元茨木川緑地」として整備され、大阪みどりの百選に選出されている。毎年春には「茨木市民さくらまつり」が開催されるなど、市民の憩いの場となっている。

JR茨木駅及び阪急茨木市駅の中間に位置するおにクルや中央公園、IBALAB@広場等を含めた周辺には、上記の元茨木川緑地など複数のオープンスペースが立地しており、2日間で延べ約20万人を集客する茨木フェスティバルをはじめ様々なイベントが年間を通じて開催されており、多くの来訪者があり、市民の賑わいの場となっている。

また、サークルや団体でのスポーツや大会、文化的活動など市民活動の場としても利用されており、日常においては市民の憩いの場となっている。JR茨木駅東口の「いばらきスカイパレット」では、まちづくり会社「FICベース株式会社」が手掛けるカフェもオープンする等、市民の憩いの場の形成が進められている。

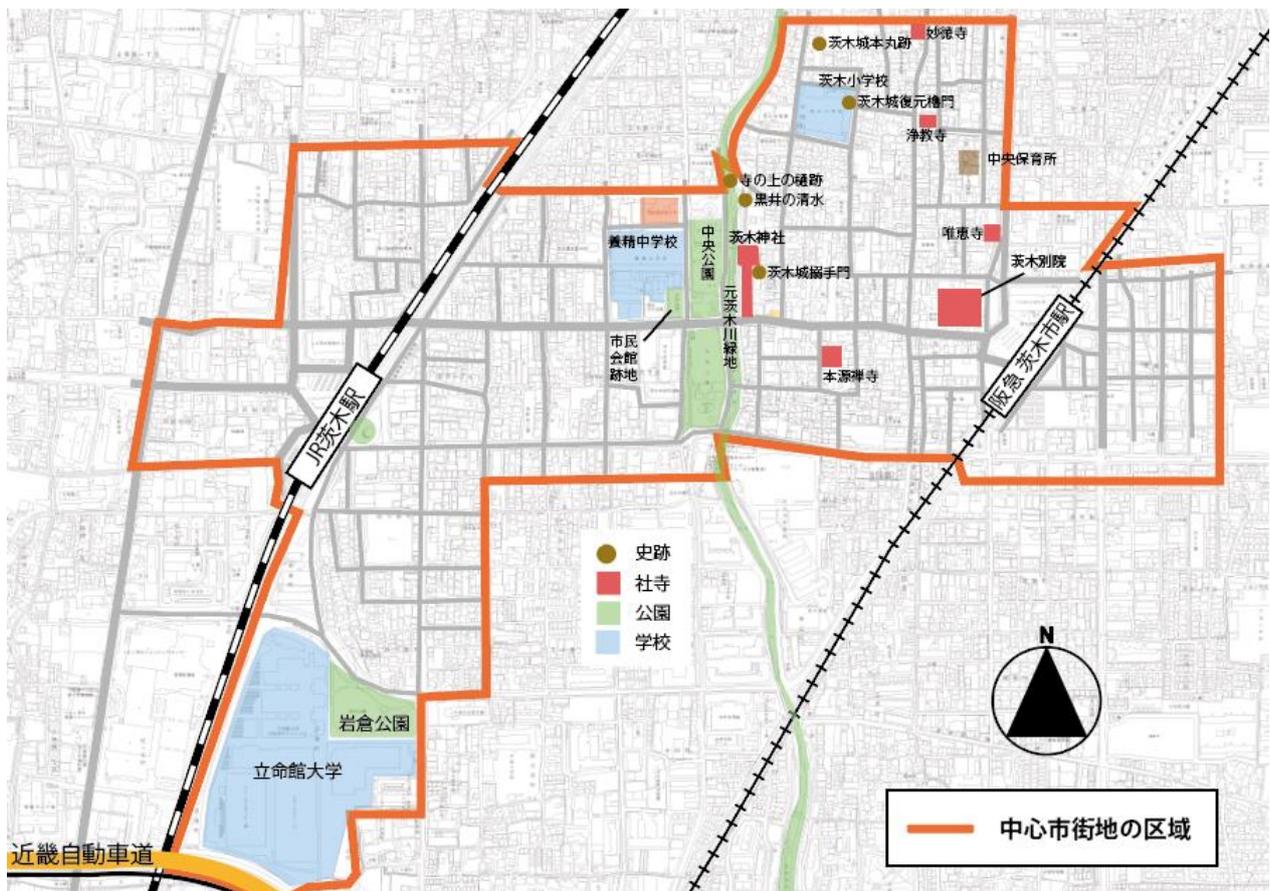


図 12-4 史跡・社寺・公園の位置



元茨木川緑地



茨木神社



中央公園



IBALAB@広場



いばらきスカイパレット



文化・子育て複合施設おにクル

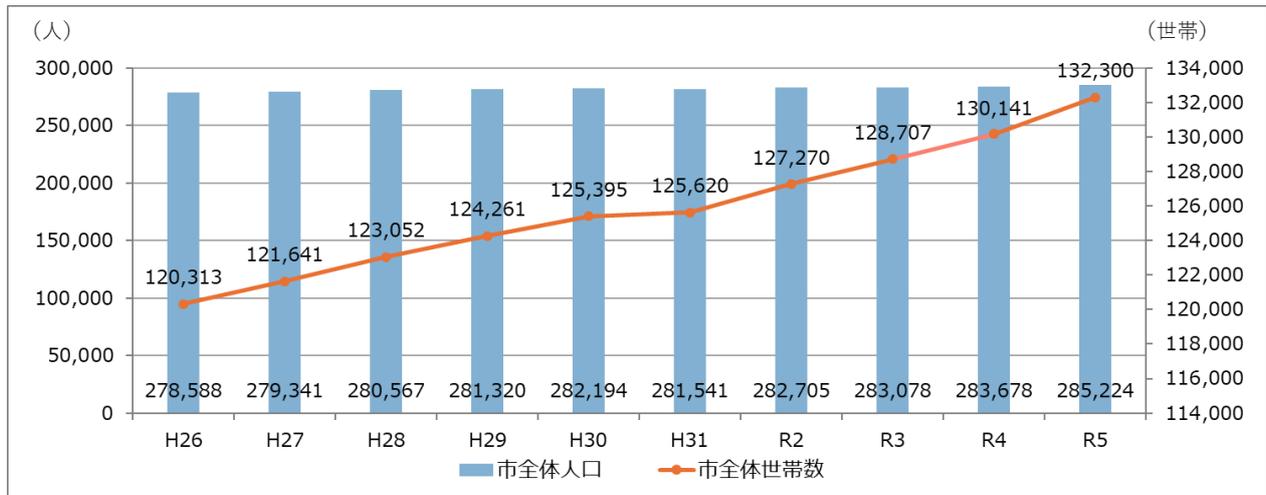
表 12-5 中心市街地で開催されている主なイベント

開催時期	イベント名称	開催場所	主催者
1月9-11日	茨木十日戎	茨木神社	茨木神社
3月下旬-4月上旬	茨木市民さくらまつり	元茨木川緑地	茨木市
4月下旬	みんな集まれ!! ボランティア in いばらき	中央公園	ボランティアの集い実行委員会
5月上旬	茨木音楽祭	中央公園	茨木音楽祭実行委員会
5月中旬	キッズスポーツフェスタ	中央公園	茨木市・茨木市体育協会
5月中旬	いばらき×立命館 DAY	立命館大学大阪いばらきキャンパス、岩倉公園	立命館大学・茨木市
6月30日	大祓 茅の輪くぐり神事	茨木神社	茨木神社
7月下旬	茨木フェスティバル	中央公園	茨木フェスティバル協会
10月~11月	黒井の清水大茶会	茨木神社	茨木市観光協会
10月上旬	茨木麦音フェスト	中央公園	茨木麦音フェスト実行委員会
10月上旬	IBARAKI DANCE STREET	中央公園	IBARAKI DANCE STREET 実行委員会
10月中旬	A s i a W e e k	立命館大学大阪いばらきキャンパス	立命館大学
10月	BOOK TRAVEL	元茨木川緑地、おにクルほか	茨木市
10月~11月	IBARAKI JAZZ & CLASSIC FESTIVAL	阪急茨木市駅前ほか	IBARAKI JAZZ CLASSIC FESTIVAL 実行委員会
11月上旬	茨木蚤の市	元茨木川緑地ほか	FIG ベース株式会社
11月上旬	いばらきバル	主に中心市街地内の飲食店等	いばらきバルフェスタ協会
11月中旬	茨木市農業祭	中央公園	茨木市農業祭実行委員会
11月中旬	いばらき環境フェア	R4・5 クリエイトセンター、 IBALAB@広場 R6~おにクル、中央公園	茨木市
11月下旬	茨木ヴィンテージカーショー	中央公園	茨木ヴィンテージカーショー 実行委員会
12月~1月	いばらきイルミフェスタ灯（イ ルミネーション）	JR 茨木駅前ほか	いばらきイルミフェスタ実 行委員会
1月~2月	いばらきロカボア	市内一円（飲食店）	いばらきイルミフェスタ実 行委員会
毎月第2土曜	えきまえマルシェ	いばらきスカイパレット	FIG ベース株式会社
年2~3回	ガンバルフェスタ	茨木神社、おにクルほか	茨木商工会議所

[2] 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

(1) 中心市街地の現状分析

①人口及び世帯数

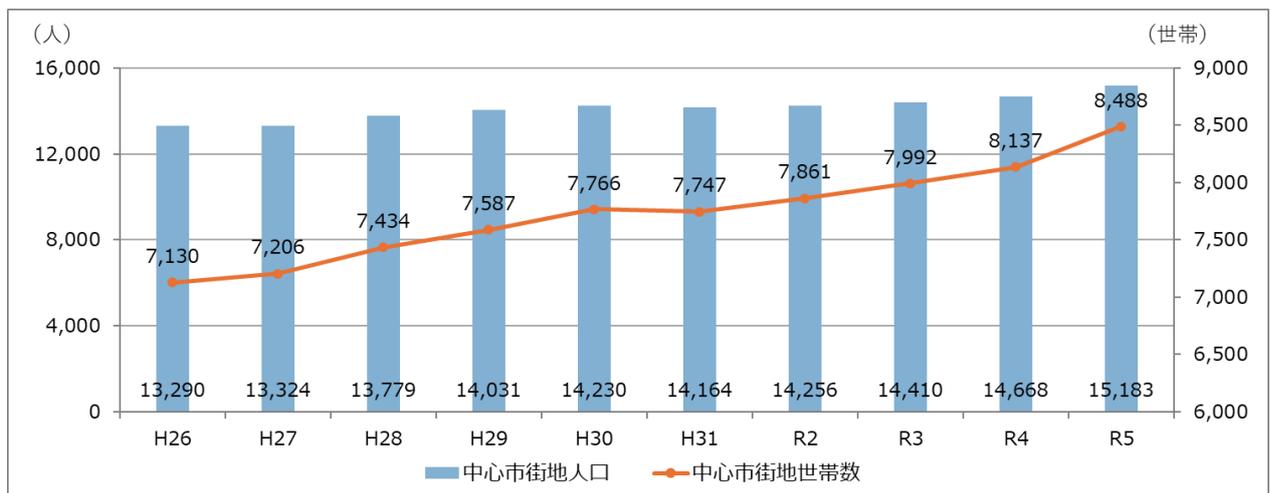


(資料：住民基本台帳、各年3月)

図 12-5 市全体の人口及び世帯数

平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間の本市の人口及び世帯数の推移は、人口 6,636 人、世帯数 11,987 世帯の増加となっている。平成 26 年度から令和 5 年度の 10 年間に於ける、1 世帯あたりの人口は 2.32 人から 2.16 人へと推移しており、単身又は小世帯化が進行している。

また、同期間における本市の中心市街地の人口及び世帯数の推移をみると、人口 1,893 人、世帯数 1,358 世帯の増加となっている。



(資料：住民基本台帳、各年3月)

図 12-6 中心市街地の人口及び世帯数

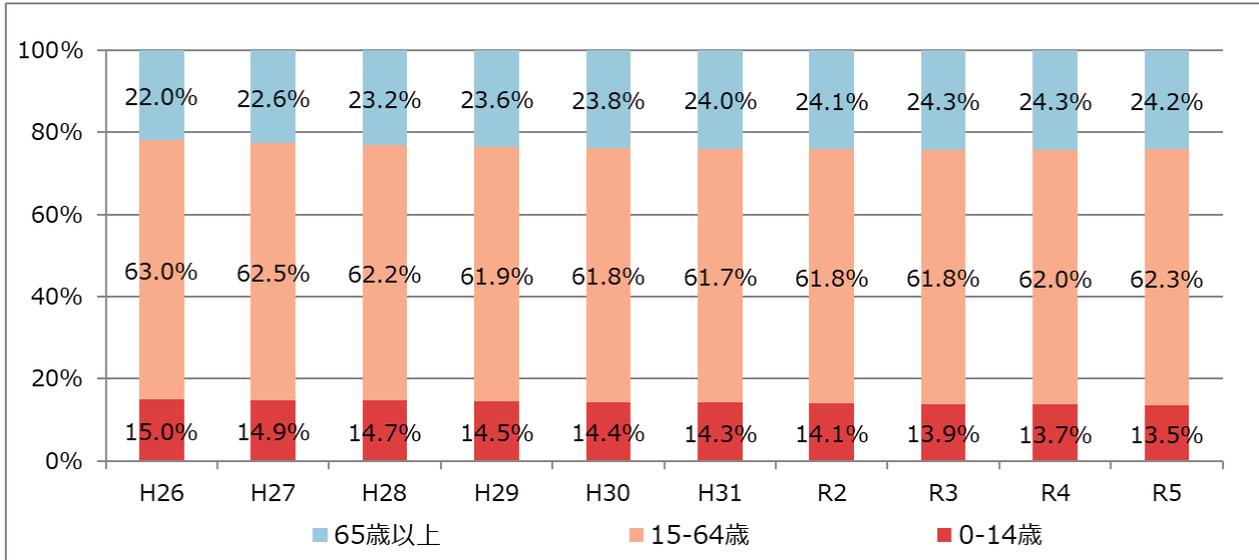
中心市街地区域 16 町丁目

(春日一丁目、西駅前町、駅前一～四丁目、西中条町、岩倉町、片桐町、元町、大手町、本町、宮元町、別院町、永代町、双葉町)

②年齢別人口

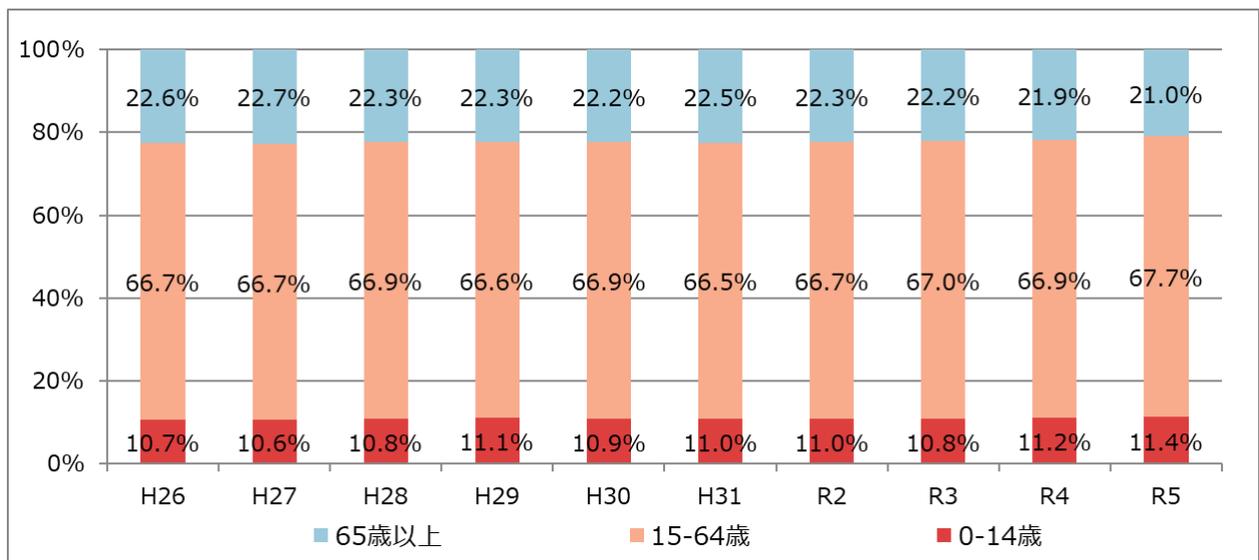
平成26年度から令和5年度までの10年間の本市全体の年齢別人口の推移では、65歳以上人口については、22.0%から24.2%と2ポイント以上の増加となっている。15～64歳人口については、63.0%から62.3%と、約1ポイント減少している。また、0～14歳人口については15.0%から13.5%と、約2ポイントの減少となっている。

同じく中心市街地での推移をみると、65歳以上人口については、22.6%から21.0%と約2ポイントの減少、15～64歳人口については、66.7%から67.7%へと1ポイント増加、0～14歳人口については10.7%から11.4%と0.7ポイント増加と、市全体推移の傾向と逆となっている。



(資料：住民基本台帳、各年3月)

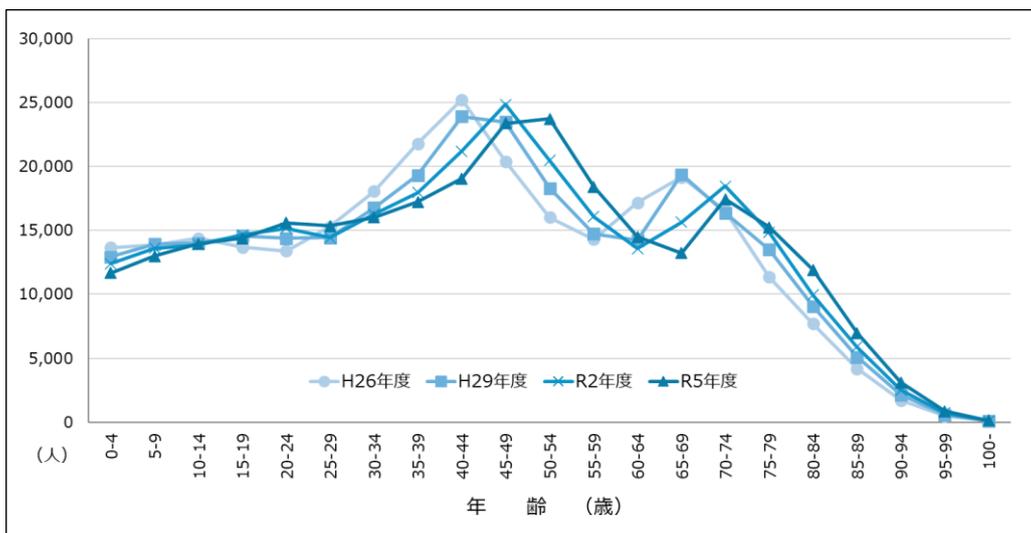
図 12-7 全市の年齢別人口



(資料：住民基本台帳、各年3月)

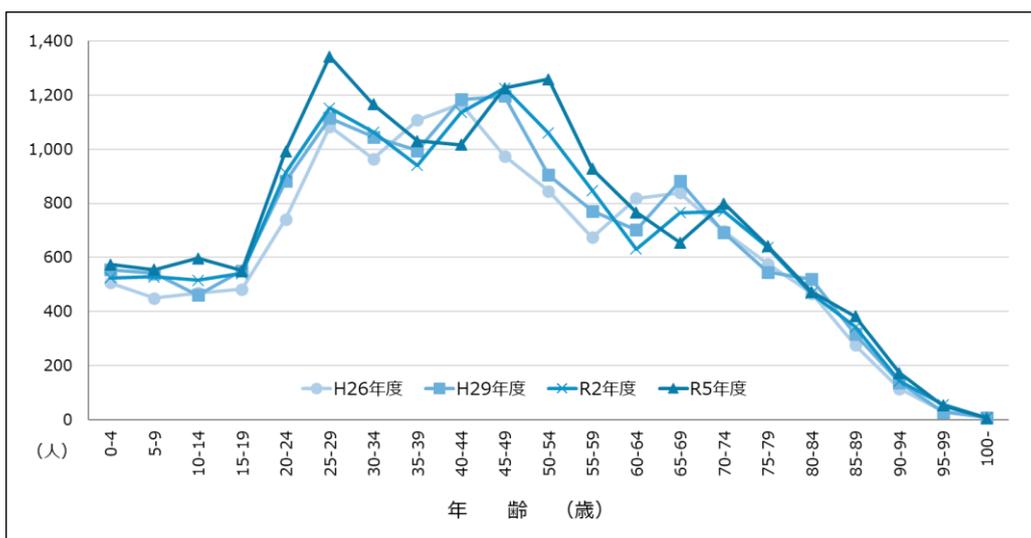
図 12-8 中心市街地の年齢別人口

令和5年度における5歳階級別の年齢別人口は、市全体では50～54歳、中心市街地では25～29歳が最も多い。



(資料：住民基本台帳、各年3月)

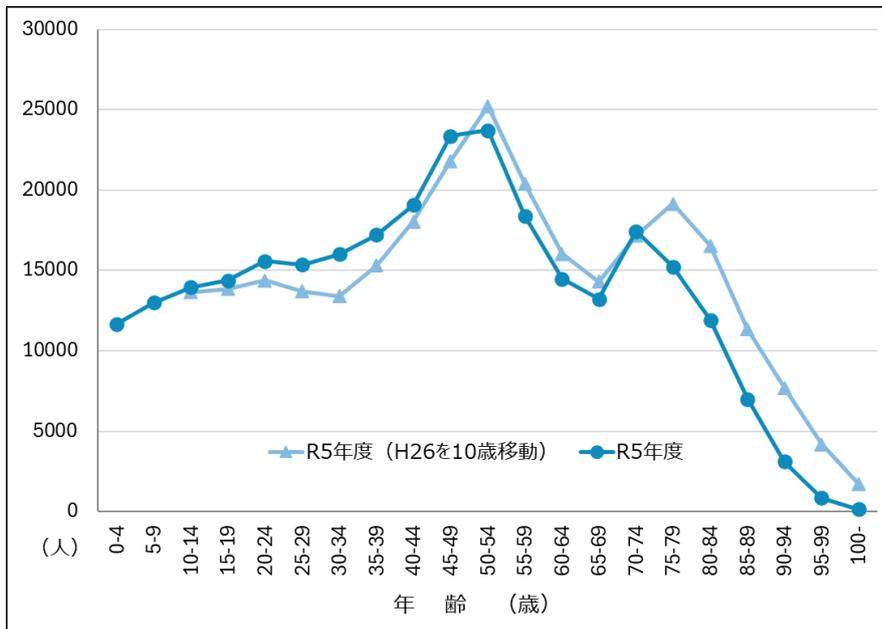
図 12-9 全市の年齢別人口



(資料：住民基本台帳、各年3月)

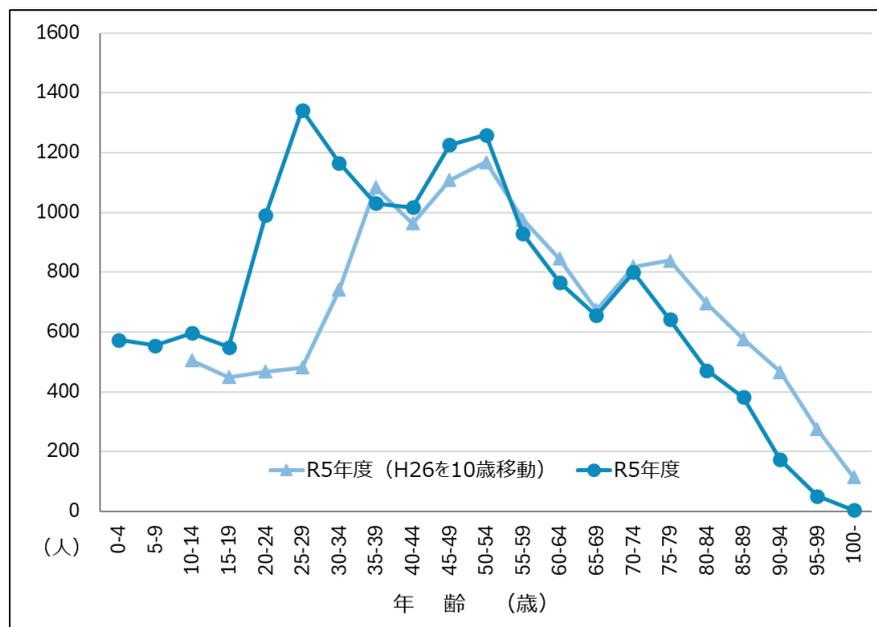
図 12-10 中心市街地の年齢別人口

平成 25 年度における年齢別人口を 10 年移動させた数値と、令和 5 年度における年齢別人口とを比較すると、市全体では人口移動（転入転出）に大きな変化は見られないが、中心市街地では 20～39 歳の人口流入が多く、若い世代の人口が増加していることがうかがえる。



(資料：住民基本台帳、各年 3 月)

図 12-11 年齢別人口の 10 年間推移(全市)(再掲)



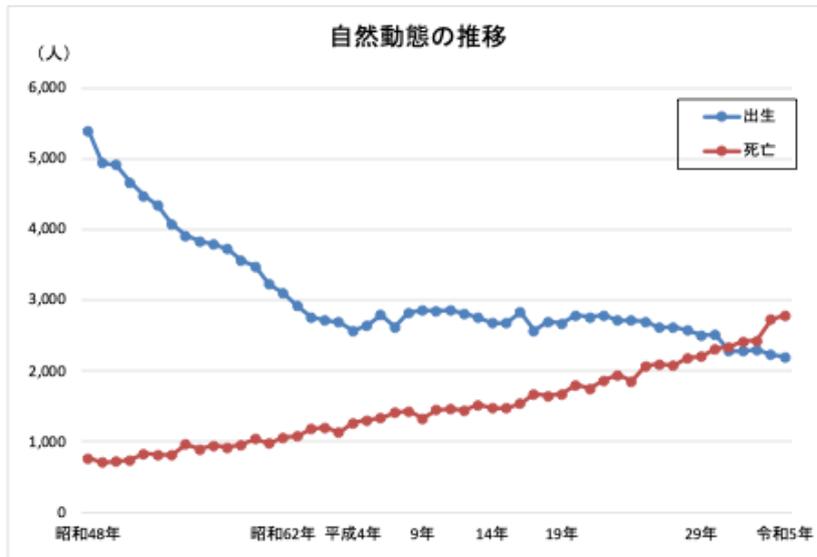
(資料：住民基本台帳、各年 3 月)

図 12-12 年齢別人口の 10 年間推移(中心市街地)(再掲)

③人口動態

本市全体の自然動態をみると、令和4年の出生は2,230人、死亡は2,727人で、死亡が出生を497人上回り、令和元年以降は自然減となっている。自然動態の推移をみると、出生は、昭和48年の5,399人をピークに減少し続け、平成に入って以降ほぼ横ばいであったが、令和元年に大きく減少し、そのままほぼ横ばいとなった。

また、本市全体の社会動態をみると、令和5年の転入は13,371人、転出は12,067人で転入が転出を上回り、1,304人の社会増であった。社会動態の推移をみると、昭和59年までは、概ね転入が転出を上回り、社会増となっていたが、昭和60年以降は、概ね転出が転入を上回り、社会減が続いた。しかし、増減を繰り返しながらも、彩都の開発やマンションの建設等により、平成21年以降は社会増の傾向にある。



(資料：茨木市統計書)

図 12-13 全市 自然動態の推移



(資料：茨木市統計書)

図 12-14 全市 社会動態の推移

(3) 全市の産業構造

①生産額からみた産業構造

RESAS を活用し、本市の生産額（総額）から産業の構成割合をみると、3次産業が67.9%と全国よりも高い割合となっている。

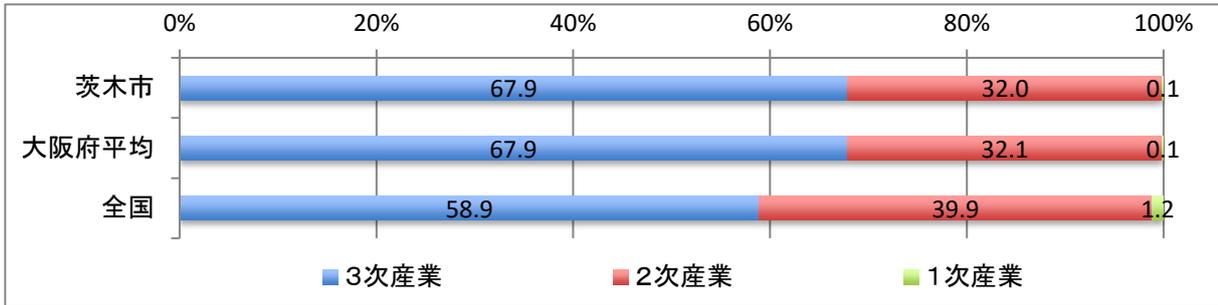


図 12-15 地域内産業の構成割合(生産額(総額))2018

また、本市における3次産業の内訳を見ると、「住宅賃貸業」、「運輸・郵便業」、「教育」が全国、大阪府より高くなっている。

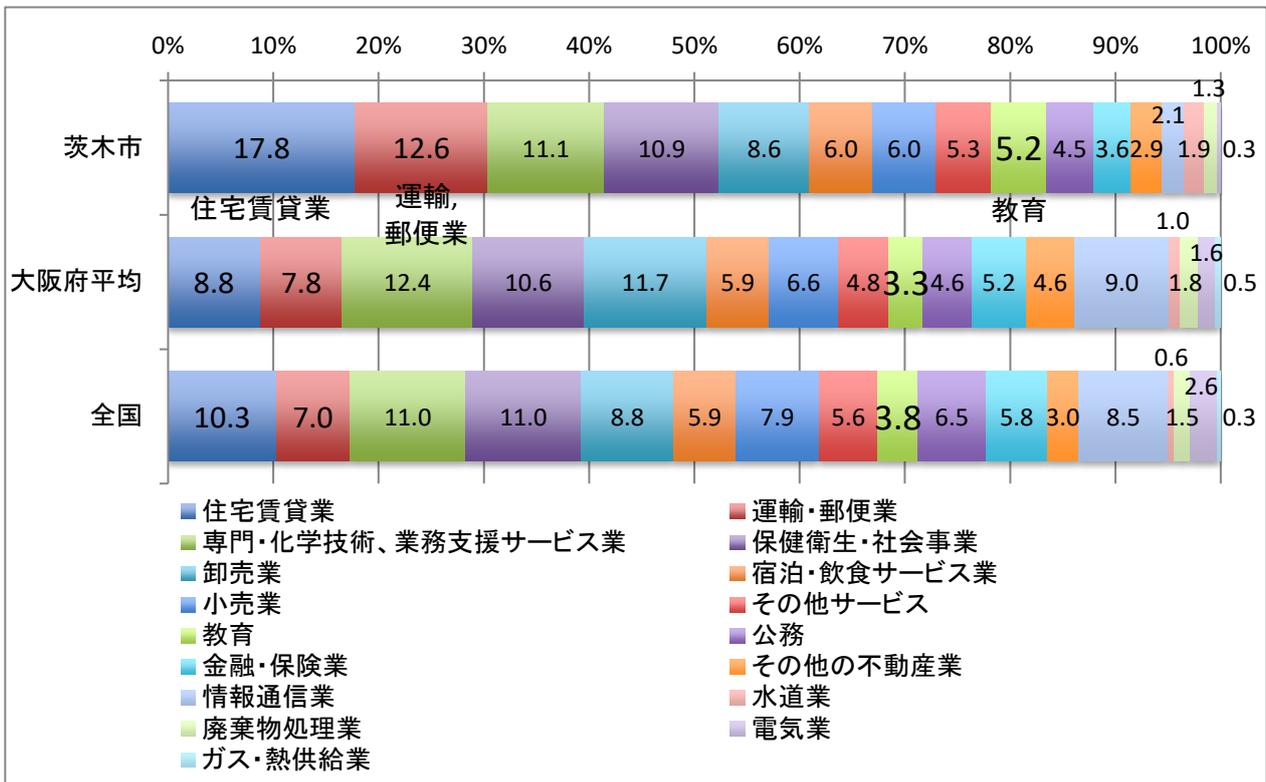


図 12-16 地域内産業の構成割合 3次産業(生産額(総額))2018

②事業所数・売上高・付加価値額からみた産業構造

RESAS を活用し、事業所数から本市の産業構造をみると、「運輸業、郵便業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」が大阪府、全国よりも高い構成比となっている。

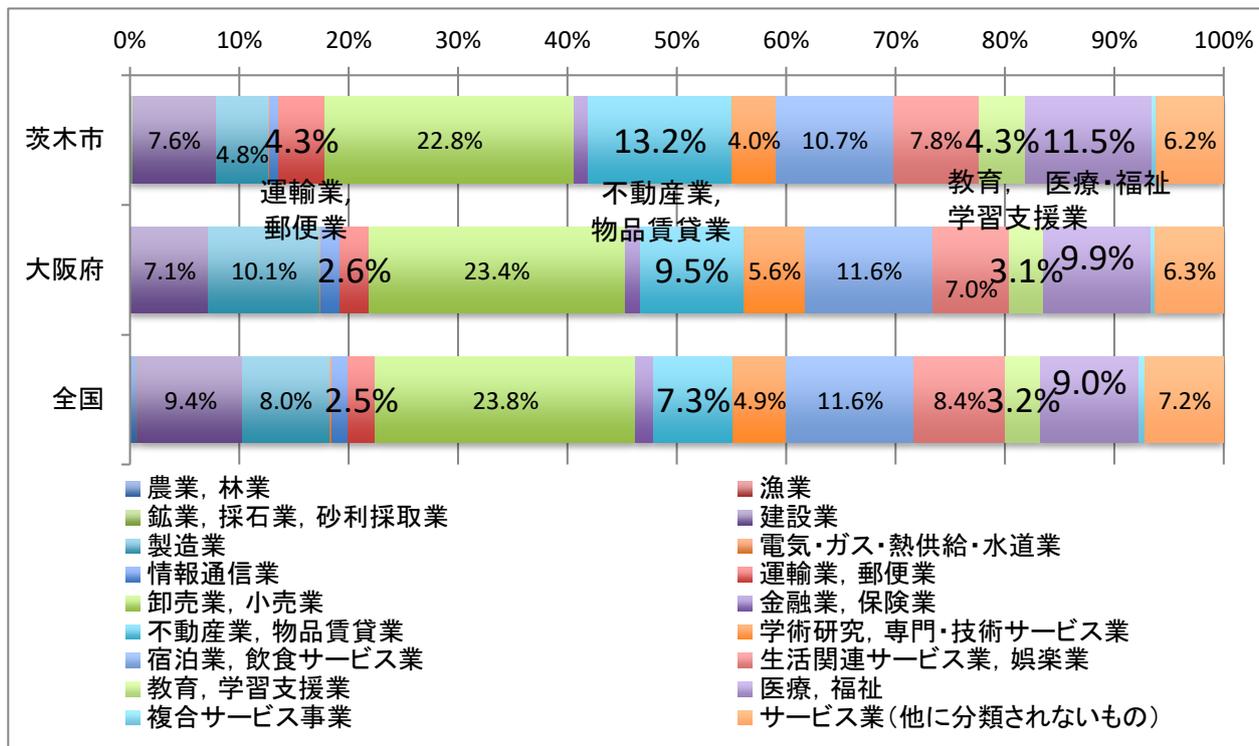


図 12-17 事業所数(事業所単位)2021

また、売上高から本市の産業構造をみると、「製造業」、「卸売業、小売業」が全体に占める割合が高く、大阪府、全国よりも高い構成比となっている。

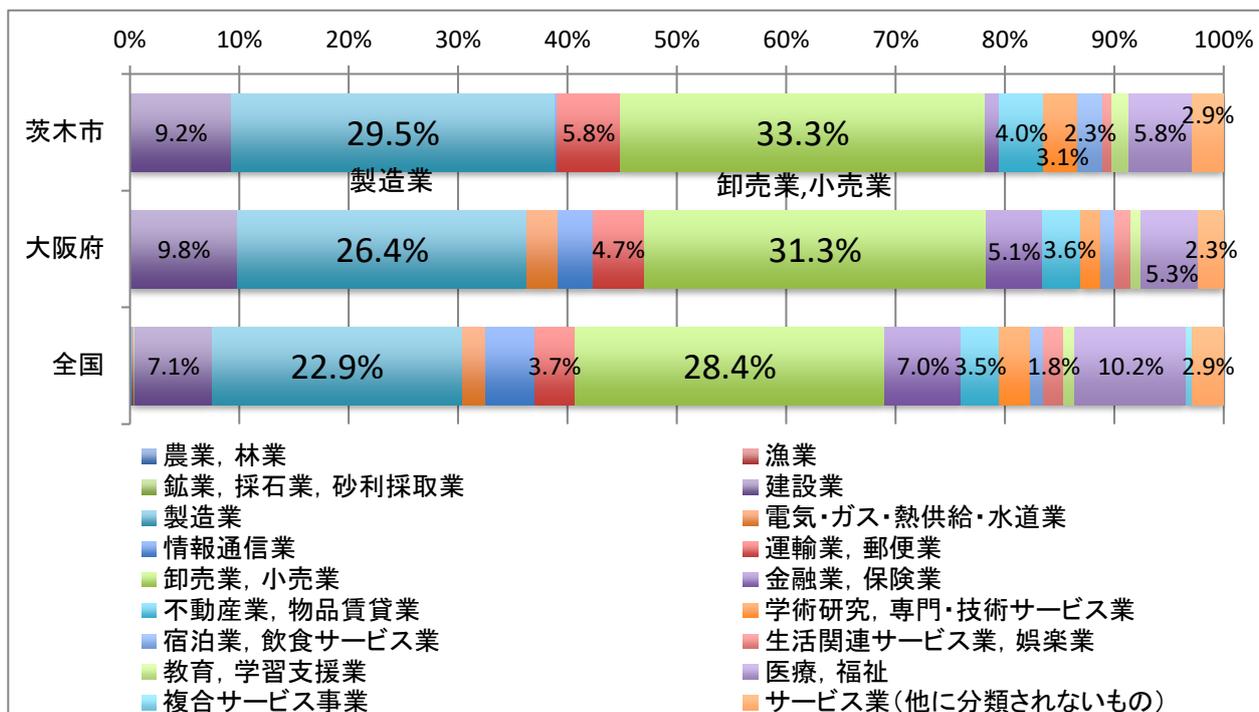


図 12-18 売上高(企業単位)2021

付加価値額から本市の産業構造をみると、「製造業」が全体に占める割合も高く、大阪府、全国よりも高い構成比となっている。また、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」で大阪府、全国よりも高い構成比となっている。

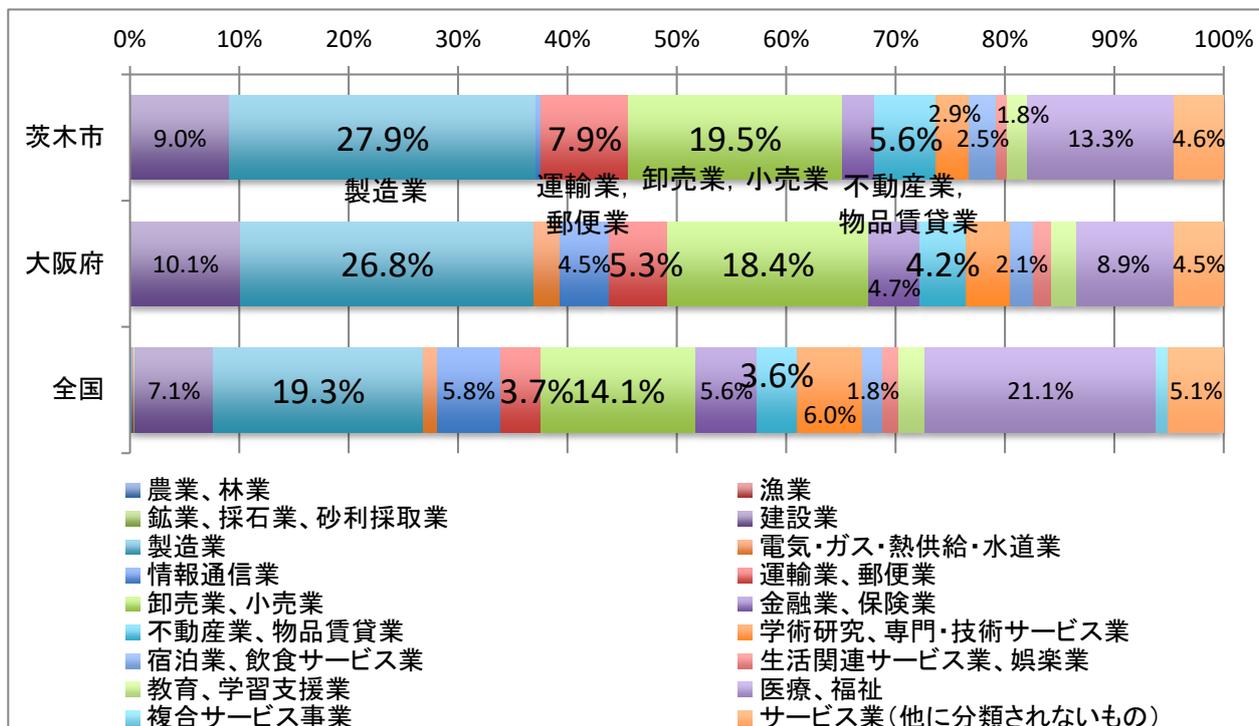


図 12-19 付加価値額(企業単位)2021

(4) 商業に関する現状分析

①市全体及び中心市街地の小売業事業所数・従業員数・年間商品販売額・販売面積推移

商業統計及び経済センサスより、市全体及び中心市街地の小売業の動向をみると、市全体では、事業所数が平成 26 年から平成 28 年にかけて増加したものの、平成 28 年から令和 3 年にかけては減少し、1,120 事業所となっており、年間商品販売額も同様の推移となっている。従業員数と販売面積については、平成 26 年から令和 3 年にかけて増加を続けている。

中心市街地では、平成 26 年から平成 28 年にかけて事業所数は増加したものの、平成 28 年から令和 3 年にかけては減少し 244 事業所にまで落ち込み、年間商品販売額も同様の推移となっている。従業員数は平成 26 年から令和 3 年にかけて増加を続けているが、販売面積は平成 26 年から令和 3 年にかけて減少を続けている。

また、事業所数、従業員数、年間商品販売額、販売面積全てにおいて、対市シェア率は減少を続けている。

表 12-6 小売業事業所数・従業員数・年間商品販売額・販売面積の推移

		H26	H28	R3
小売業事業所数 (事業所)	市全体	1,067	1,200	1,120
	中心市街地	258	280	244
	対市シェア率	24.18%	23.33%	21.79%
小売業従業員数 (人)	市全体	10,782	12,440	12,711
	中心市街地	1,950	2,124	2,154
	対市シェア率	18.09%	17.07%	16.95%
小売業年間商品販売額 (百万円)	市全体	212,938	246,013	233,696
	中心市街地	28,430	31,305	26,668
	対市シェア率	13.35%	12.72%	11.41%
小売業販売面積 (㎡)	市全体	180,008	190,585	199,844
	中心市街地	29,041	27,799	22,564
	対市シェア率	16.13%	14.59%	11.30%

(資料：商業統計調査 (H26)、経済センサス (H28・R3))

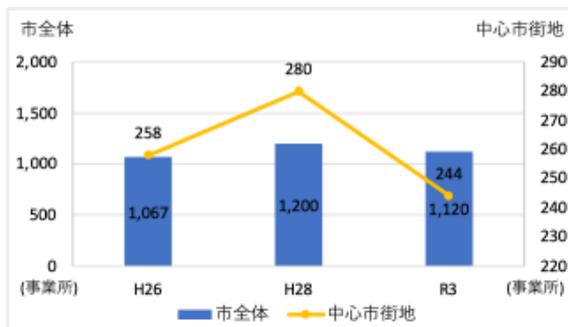


図 12-20 小売業事業所数

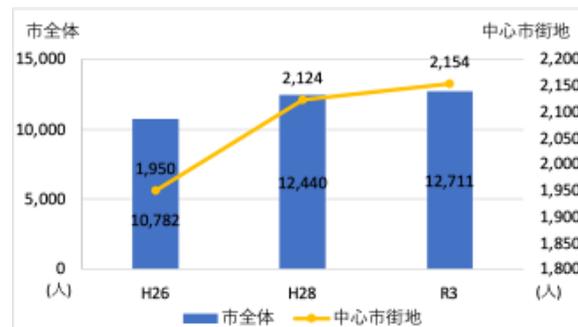


図 12-21 小売業従業員数

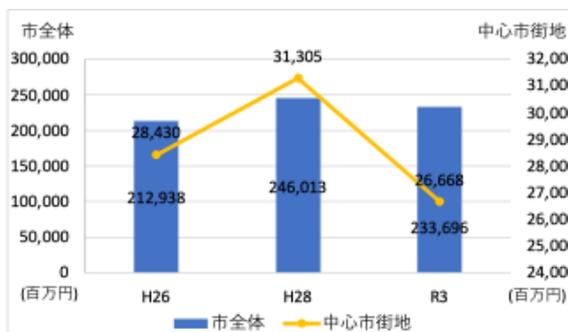


図 12-22 小売業年間商品販売額

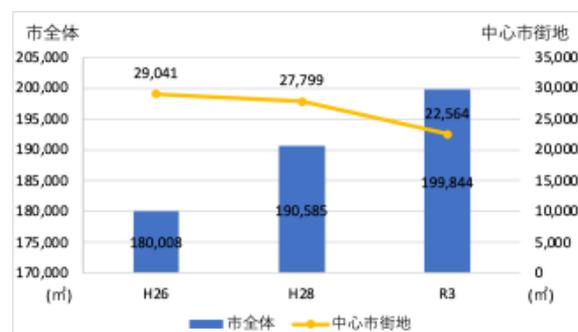


図 12-23 小売業販売面積

②中心市街地のエリア別小売業事業所数・従業員数・年間商品販売額・販売面積推移

商業統計及び経済センサスより、中心市街地のエリア別に小売業の動向をみると、令和 3 年で事業所数が最も多く商業集積が進んでいるのは「阪急茨木市駅西エリア」となっている。

事業所数の推移をみると、「阪急茨木市駅西エリア」と「JR 茨木駅西エリア」では平成 26 年から平成 28 年にかけて増加したものの、平成 28 年から令和 3 年にかけては減少している。「JR 茨木駅東エリア」、「阪急茨木市駅東エリア」については概ね横ばいで推移している。

従業員数は「JR 茨木駅西エリア」と「阪急茨木市駅西エリア」で平成 26 年から平成 28 年にかけて増加したものの、平成 28 年から令和 3 年にかけて減少している。一方、「JR 茨木駅東エリア」と「阪急茨木市駅東エリア」では平成 26 年から平成 28 年にかけて減少したが、平成 28 年から令和 3 年にかけては増加している。

年間商品販売額については、「JR 茨木駅東エリア」のみ平成 26 年から令和 3 年にかけて増加を続けており、それ以外のエリアでは平成 26 年から平成 28 年にかけて増加したものの平成 28 年から令和 3 年にかけて減少している。また、販売面積は全てのエリアで平成 28 年から令和 3 年にかけて減少している。

表 12-7 エリア別小売業事業所数・従業員数・年間商品販売額・販売面積の推移

		H26	H28	R3
小売業事業所数 (事業所)	阪急茨木市駅西エリア	163	174	147
	阪急茨木市駅東エリア	24	25	26
	JR 茨木駅東エリア	32	31	30
	JR 茨木駅西エリア	39	50	41
小売業従業員数 (人)	阪急茨木市駅西エリア	942	1,169	940
	阪急茨木市駅東エリア	253	232	292
	JR 茨木駅東エリア	360	199	535
	JR 茨木駅西エリア	395	524	387
小売業年間商品販売額 (百万円)	阪急茨木市駅西エリア	10,211	12,363	10,337
	阪急茨木市駅東エリア	5,854	6,142	5,153
	JR 茨木駅東エリア	5,707	6,039	6,269
	JR 茨木駅西エリア	6,657	6,761	4,909
小売業販売面積 (㎡)	阪急茨木市駅西エリア	13,487	10,658	10,029
	阪急茨木市駅東エリア	5,841	6,733	3,652
	JR 茨木駅東エリア	4,464	5,894	4,755
	JR 茨木駅西エリア	5,249	4,514	4,128

(資料：商業統計調査 (H26)、経済センサス (H28・R3))

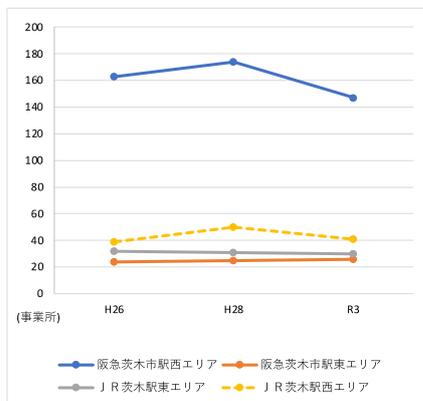


図 12-24 小売業事業所数(エリア別)

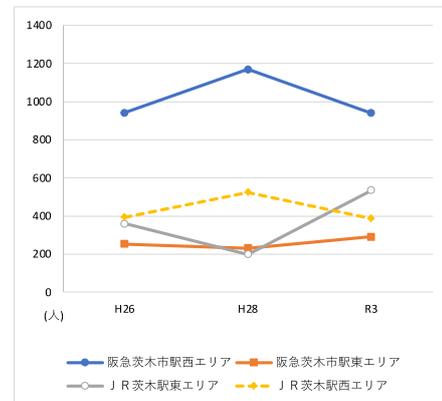


図 12-25 小売業従業員数(エリア別)

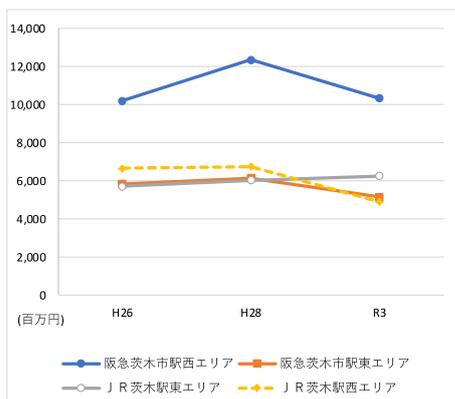


図 12-26 小売業年間商品販売額(エリア別)

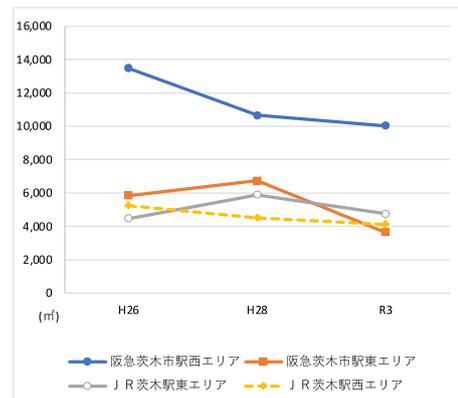


図 12-27 小売業販売面積(エリア別)

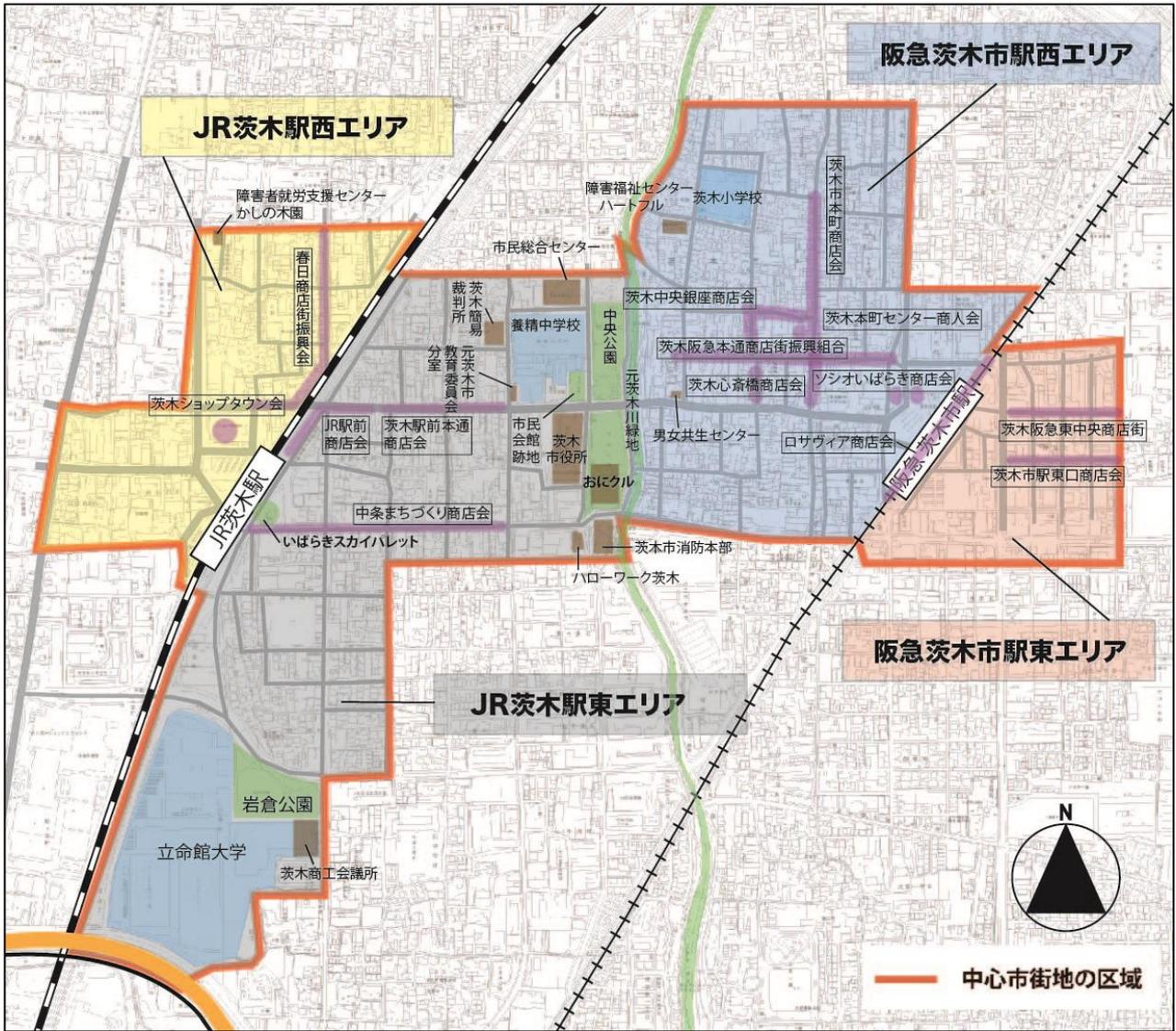


図 12-28 中心市街地内エリア図

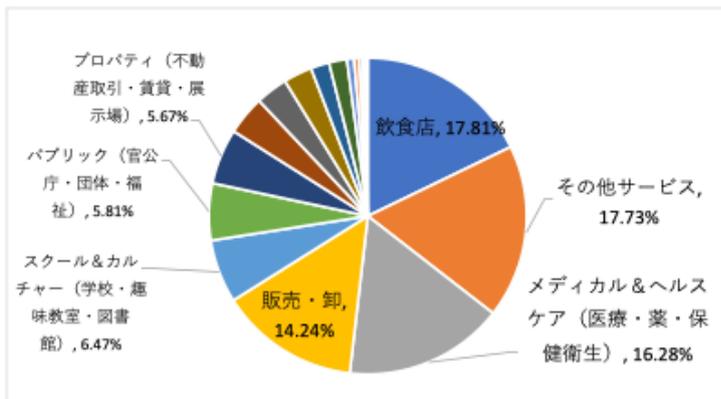
③ 中心市街地における業種別事業所数の推移

RESAS を活用し、図 12-29 の範囲を中心市街地として設定し、エリア内の事業所数の業種別分析を行ったところ、産業構造は、「飲食店」、「その他サービス」「メディカル&ヘルスケア」「販売・卸」が多くなっている。また、2011 年から 2023 年にかけての事業所数の推移を見ると、全体的に減少している。



* 事業所数のデータは、日本ソフト販売株式会社「電話帳データ」、国際航業株式会社「住所正規化コンバータ R7」に基づく
 * 業種分類については日本ソフト販売株式会社による独自調査に基づく。各年データは、7月時点の電話帳掲載情報から作成されているが、電話帳の更新タイミングの変更等により年次間で掲載情報に変化が生じないケースがある。

図 12-29 RESAS で設定した茨木市中心市街地の範囲



飲食店	245	17.81%
その他サービス	244	17.73%
メディカル&ヘルスケア (医療・薬・保健衛生)	224	16.28%
販売・卸	196	14.24%
スクール&カルチャー (学校・趣味教室・図書館)	89	6.47%
パブリック (官公庁・団体・福祉)	80	5.81%
プロパティ (不動産取引・賃貸・展示場)	78	5.67%
二次産業 (製造・加工)	55	4.00%
建設・工事	45	3.27%
マネー&ファイナンス (金融・保険・証券)	40	2.91%
スポーツ&レジャー (スポーツ・趣味娯楽・レジャー)	26	1.89%
ドライブ (自動車・オートバイ・自転車・ドライブ)	25	1.82%
トランスポート (交通・運輸・倉庫)	10	0.73%
出版・印刷	7	0.51%
ライフライン (電気・ガス・通信・放送・新聞)	5	0.36%
トラベル (旅行・観光・温泉・旅館・ホテル)	4	0.29%
一次産業 (農林・水産・鉱業)	3	0.22%
計	1,376	100.00%

図 12-30 茨木市中心市街地の産業構造(2023 年)

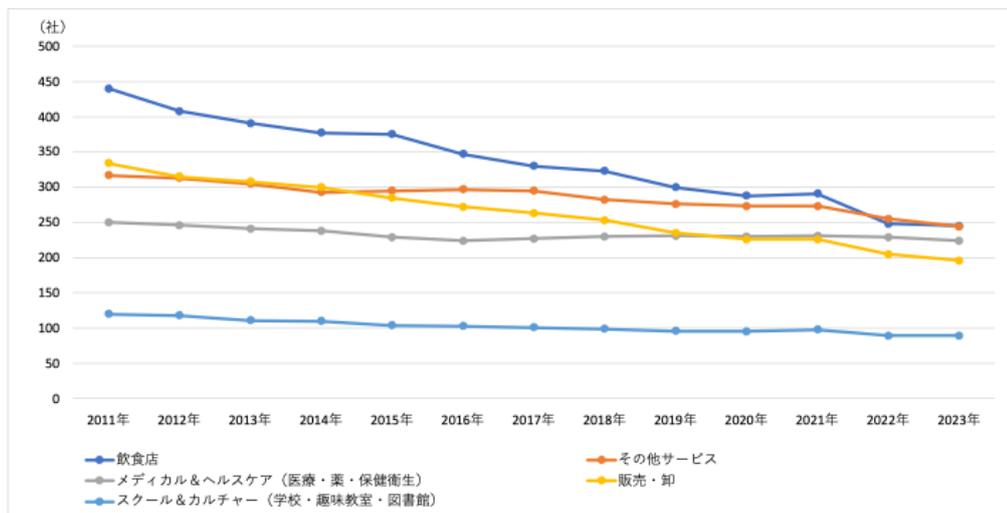


図 12-31 茨木市中心市街地の業種別事業所数推移(2011~2023 年)

⑥ 中心市街地における新規出店の動向

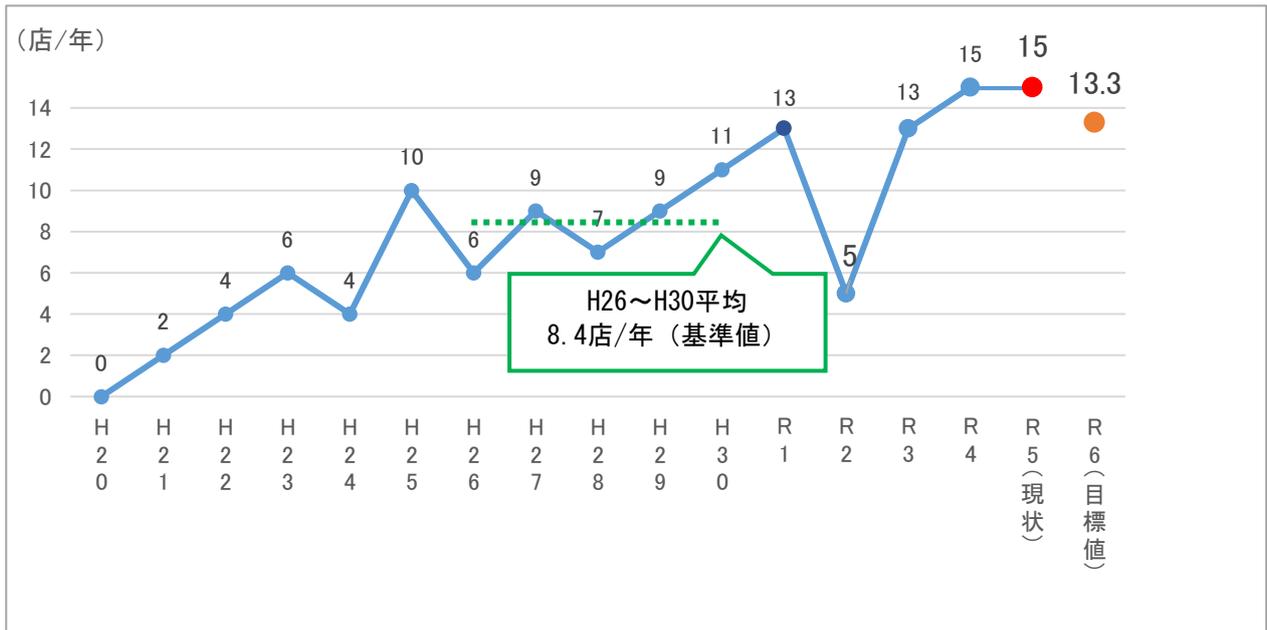


図 12-32 茨木市中心市街地における新規出店の推移

表 12-8 茨木市中心市街地における新規出店数

年	(単位)
H26~H30 平均	8.4 (基準年値)
R1	13
R2	5
R3	13
R4	15
R5	15
R6	13.3 (目標値) ※ただし R1~R6 平均

令和5年度の「茨木市創業促進事業補助金」及び「茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金」の活用件数と、「商店街にぎわい空間整備事業」及び「クリエイターズマーケット整備事業」並びに「まちづくり会社による店舗誘致事業」の中心市街地内での活用状況をみると、茨木市創業促進事業補助金での開業が13店舗、茨木市小売店舗改築（改装）事業補助金の活用が2店舗となっており、計画掲載事業を活用した新規出店数は15店舗/年の実績となっている。

FIC ベース株式会社による、商店街にぎわい空間整備事業及びクリエイターズマーケット整備事業として、古民家を改装したカフェとハンドメイドの複合施設「omo café+c」が令和4年5月に開業、令和6年1月には、まちづくり会社の新事務所1階に「交流スペース」が整備され、令和5年11月のおにクル開館と合わせ、令和4年～5年の直近の2年間に中心市街地活性化エリア全体の集客や滞在の魅力向上に貢献する拠点が複数できた。その結果、新規出店・創業環境としての魅力を維持・向上していることが伺える。

(5) 中心市街地を取り巻く商業環境に関する現況分析

中心市街地を取り巻く大規模小売店舗（茨木市内の店舗は売り場面積 1,000 m²以上、茨木市周辺の店舗は売り場面積 10,000 m²以上のものを対象とする）の立地状況をみると、市内最大のイオン茨木店（売り場面積 50,690 m²）が中心市街地に隣接している他、中心市街地周辺部に総合スーパーや食品スーパー等も多数立地している。また、近隣市にも百貨店・総合スーパーや、ホームセンターなどの専門店といった、様々な業種の大規模小売店舗があり、平成 27 年には隣接する吹田市に延床面積約 223,000 m²の大型複合商業施設「EXPOCITY」が開業するなど、中心市街地周辺には多数の大型商業施設が立地している。

表 12-9 茨木市近隣の大規模小売店舗の立地・規模(2023 年6月時点)

番号	店舗の名称【所在地】	開店年	売り場面積(m ²)	番号	店舗の名称【所在地】	開店年	売り場面積(m ²)
1	イオンモール茨木(イオンスタイル茨木)【茨木市】	2001年	50,690	22	スギ薬局茨木豊川店、東京靴流通センター【茨木市】	2022年	1,516
2	平和堂アルプラザ茨木【茨木市】	2000年	19,521	23	関西スーパー三島丘店【茨木市】	1979年	1,474
3	茨木ショッピングセンター(イオンスタイル新茨木)【茨木市】	1986年	12,000	24	郡山団地マーケット(食彩マーケット郡山)【茨木市】	1971年	1,309
4	イオンタウン茨木太田【茨木市】	2021年	11,500	25	阪急オアシス茨木駅前店【茨木市】	2020年	1,230
5	茨木ショッピングプラザ【茨木市】	2000年	7,411	26	業務スーパー茨木上穂東店【茨木市】	2024年	1,656
6	ニトリ茨木北店【茨木市】	2004年	6,840	27	ニトリ茨木南目垣店【茨木市】	2023年	5,066
7	MEGA ドン・キホーテ茨木店【茨木市】	1986年	5,917	28	高槻阪急、関西スーパー高槻店【高槻市】	1974年	33,853
8	ガーデンモール彩都(平和堂フレンドマート彩都店)【茨木市】	2007年	5,790	29	イオン高槻店【高槻市】	1994年	24,986
9	ホームセンターコーナン茨木店【茨木市】	1985年	3,653	30	松坂屋高槻店【高槻市】	1979年	20,642
10	大阪府食品流通センター【茨木市】	2021年	3,607	31	ホームセンターコーナン高槻城西店【高槻市】	2003年	14,310
11	ホームセンターコーナン茨木安威店【茨木市】	1996年	3,572	32	(アクトアモーレ) 平和堂アルプラザ高槻【高槻市】	2004年	13,820
12	ロピア茨木東太田店【茨木市】	2024年	3,537	33	高槻デポマート(ホームセンターコーナン高槻上牧店)【高槻市】	2000年	12,436
13	茨木トップセンター(平和堂真砂店)【茨木市】	1987年	3,309	34	ホームセンターコーナン高槻上牧店【高槻市】	2000年	14,553
14	茨木ショッパタウン【茨木市】	1970年	2,900	35	摂津富田ビル(イオンフードスタイル摂津富田店)【摂津市】	1980年	10,977
15	ジョーシン茨木店【茨木市】	2019年	2,854	36	カインズ高槻店【高槻市】	2008年	10,919
16	ロサヴィアいばらき【茨木市】	1991年	2,440	37	テックランド高槻大塚本店、ニトリ高槻店【高槻市】	2004年	10,800
17	イングイバラキ(麒麟堂沢良宜店)【茨木市】	1997年	2,231	38	ららぽーと EXPOCITY【吹田市】	2015年	61,000
18	ラ・ムー彩都店【茨木市】	2019年	2,044	39	吹田さんくす(イオン吹田店)【吹田市】	1979年	20,600
19	コープ茨木白川【茨木市】	—	1,644	40	イズミヤ千里丘店【吹田市】	1976年	15,488
20	ダイエー上穂積店・イオンフードスタイル【茨木市】	1996年	1,643	41	トナリエ南千里アネックス【吹田市】	1987年	14,690
21	ピエラ茨木新中条(デリーカナートイズミヤ新中条店)【茨木市】	2019年	1,636	42	イオン北千里店【吹田市】	1994年	14,000

※茨木市内の店舗は売り場面積 1,000 m²以上、茨木市周辺の店舗は売り場面積 10,000 m²以上の店舗を掲載

(資料：全国大型小売店総覧、2023 年版)

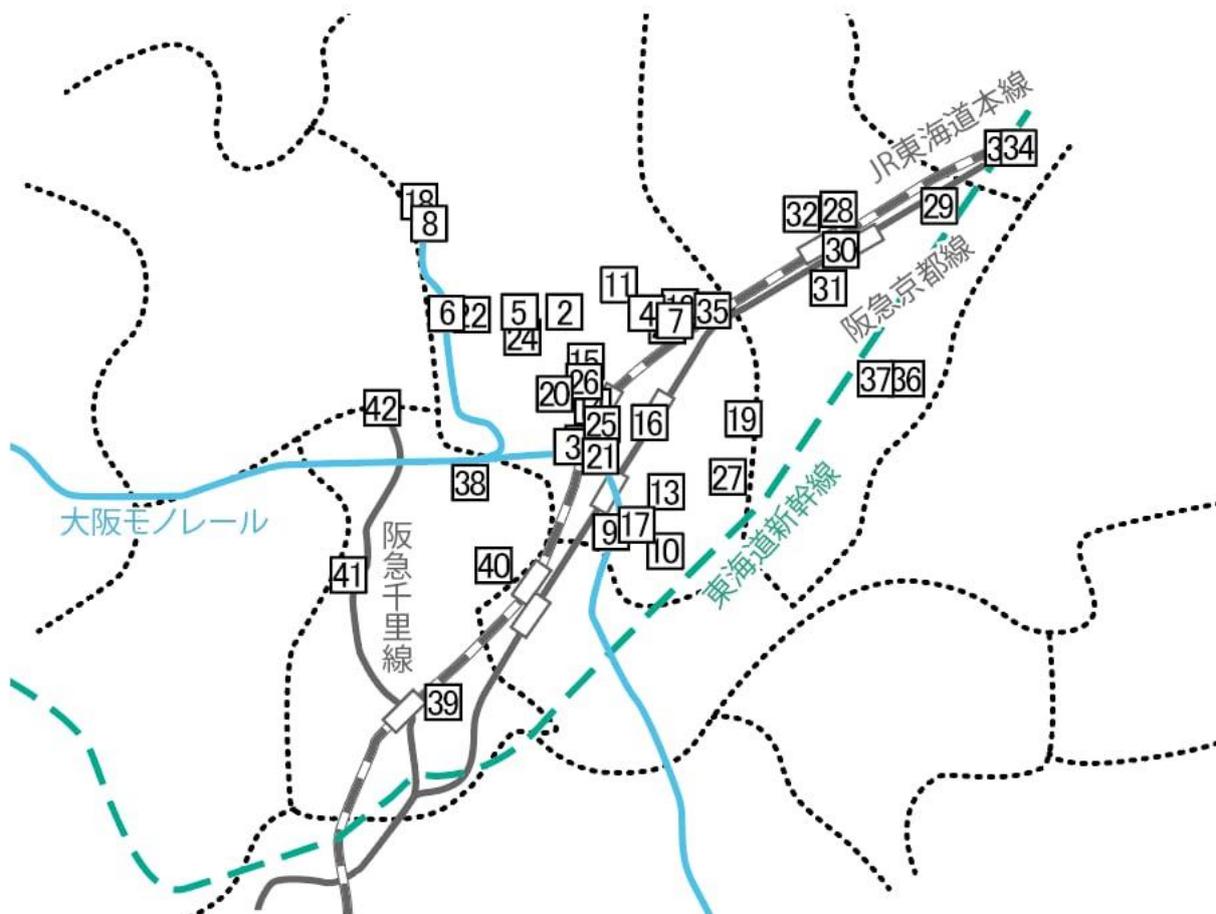


図 12-33 中心市街地を取り巻く大規模小売店舗の立地状況

(6) 交通量に関する現況分析

① 鉄道

市内では、阪急電鉄(株)、西日本旅客鉄道(株)および大阪高速鉄道(株)の3社の鉄道路線が運行しており、JR東海道線(茨木駅・JR総持寺駅)、阪急京都線(茨木市駅、南茨木駅、総持寺駅)、大阪モノレール(宇野辺駅、南茨木駅、沢良宜駅、彩都西駅、豊川駅、阪大病院前駅)が整備され、大阪市内や京都市内、大阪国際空港(伊丹空港)等を結んでいる。

市内11駅の中で、乗降客数の統計数値が最も多いのは阪急茨木市駅であるが、乗客数だけが公開されているJR茨木駅も相当程度の乗降客数が見込まれる。

また、市内各駅の年間利用者数の推移をみると、全体的に新型コロナウイルスの影響を大きく受けていることがわかる。少しずつ以前の乗降客数に戻ってきているが、オンラインでの授業やテレワークなど暮らし方の変化による影響が今後も乗降客数に響く可能性も考えられる。



図 12-34 本市内の鉄道路線図

表 12-10 茨木市内に位置する鉄道各駅の乗降者数(単位:千人)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
JR	茨木駅	乗車	17,873	17,657	13,180	13,819	15,177
		降車	—	—	—	—	—
	JR 総持寺駅	乗車	1,662	2,761	2,317	2,781	3,220
		降車	—	—	—	—	—
阪急	茨木市駅	乗車	13,058	12,687	9,135	9,616	10,745
		降車	13,628	13,454	9,741	10,334	11,683
	総持寺駅	乗車	3,746	2,973	2,338	2,494	2,711
		降車	3,861	3,082	2,462	2,629	2,883
	南茨木駅	乗車	8,815	8,693	6,634	6,710	7,669
		降車	9,183	9,117	6,865	7,051	8,222
モノレール	宇野辺駅	乗車	1,414	1,396	1,109	1,178	1,309
		降車	1,354	1,345	1,081	1,156	1,275
	南茨木駅	乗車	5,683	5,650	4,255	4,545	5,192
		降車	5,528	5,546	4,179	4,474	5,107
	沢良宜駅	乗車	678	690	615	660	728
		降車	641	657	586	633	704
	阪大病院前駅	乗車	1,418	1,490	1,183	1,303	1,431
		降車	1,458	1,521	1,201	1,308	1,452
	豊川駅	乗車	565	552	454	475	517
		降車	552	533	438	459	500
	彩都西駅	乗車	1,861	1,976	1,553	1,594	1,789
		降車	1,888	1,994	1,575	1,625	1,834

(資料: 茨木市統計書、令和5年度)

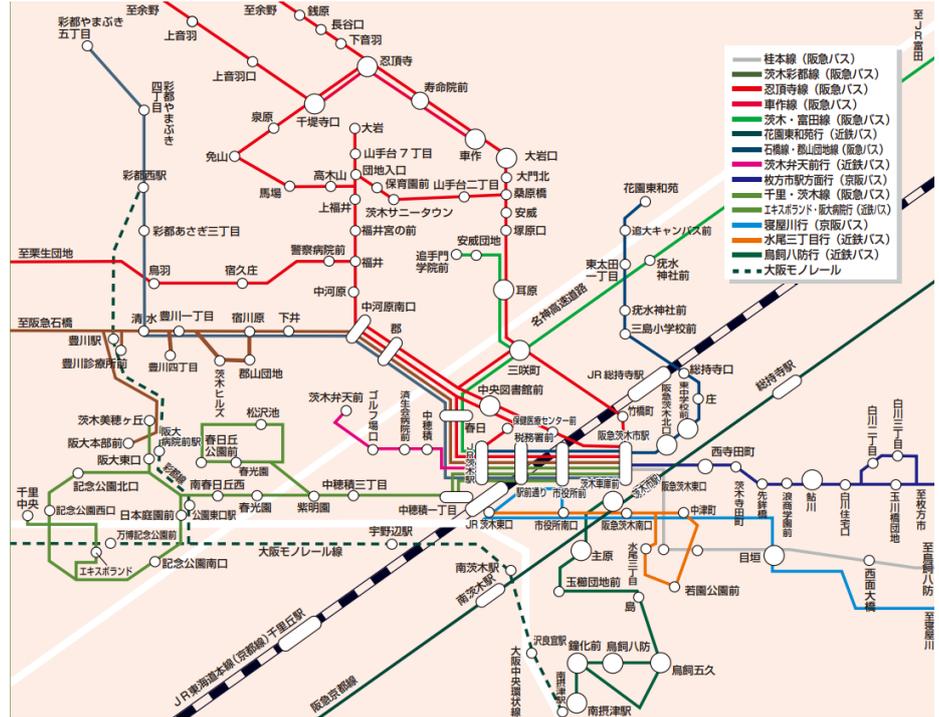
※JR各駅は、降車の集計は行っていない。

※JR総持寺駅は、平成30年3月17日に開業

②路線バス

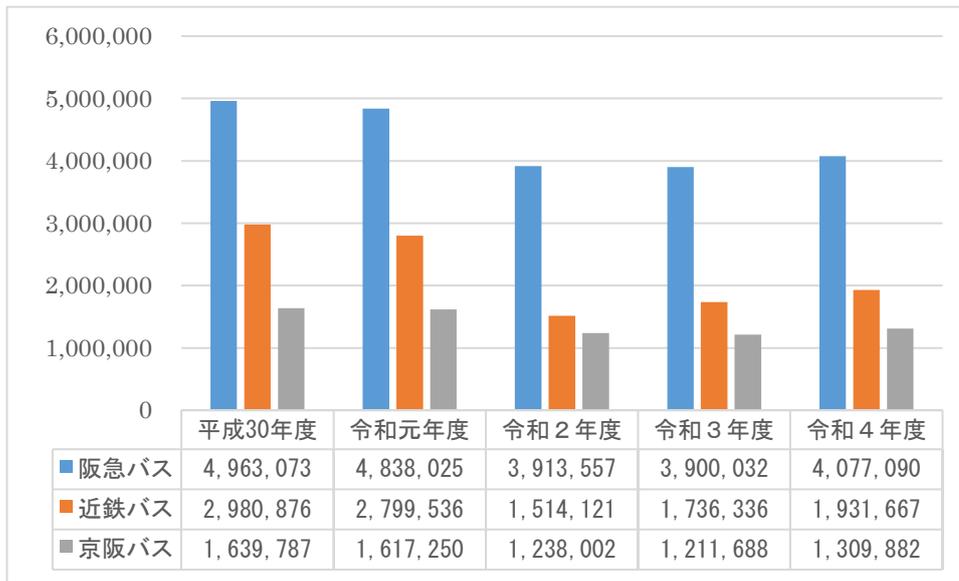
市内の路線バスは阪急バス、近鉄バス、京阪バスの3社が運行しており、阪急バスが中心地域と北部地域、近鉄バスが中心地域と南部地域、京阪バスが市内中心部と南東部との間の地域を主に運行している。

また、各社の路線バス利用者数の推移は、阪急バス及び京阪バスは横ばい傾向であるが、近鉄バスは令和4年で増加傾向を示している。



(資料：茨木観光協会 ひとめぐりマップより抜粋)

図 12-35 市内の路線バス運行図



(資料：茨木市統計書、令和5年度)

※市内のバス会社毎の乗車数

図 12-36 茨木市内路線バス利用者数の推移

③平日昼間の歩行者通行量

中心市街地における「平日昼間の歩行者通行量」に関する調査を、平成29年から毎年11月に中心市街地内の10地点において午前7時から午後7時までの12時間で計測を行っている。

表 12-11 歩行者通行量調査方法

調査方法	歩行者・自転車通行者、毎年11月の平日に中心市街地内10地点において午前7時から午後7時までの12時間計測
調査月	令和5年11月
調査主体	茨木市
調査対象	中心市街地内10地点（A①JR茨木駅商店街エスカレーター、A②JR茨木駅商店街居酒屋前、B①JR茨木駅阪急オアシス前エスカレーター、B②JR茨木駅阪急オアシス前、C JR茨木駅立命館方面エスカレーター、D 市民会館跡地、E①本通り商店街（阪急茨木市駅方面）、E②本通り商店街（城跡方面）、F 阪急茨木市駅商店街側、G 阪急茨木市駅市役所側）

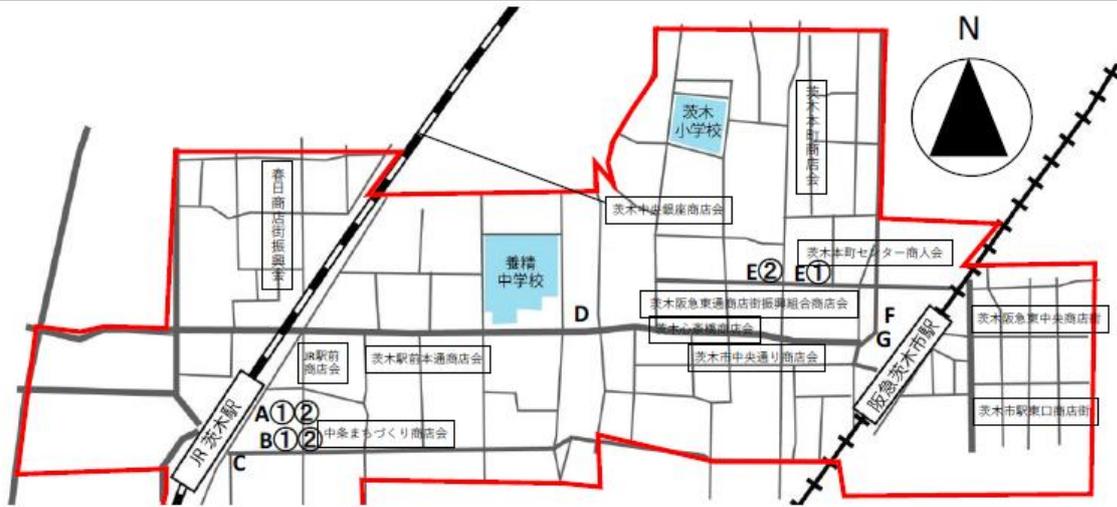


図 12-37 歩行者通行量調査地点図

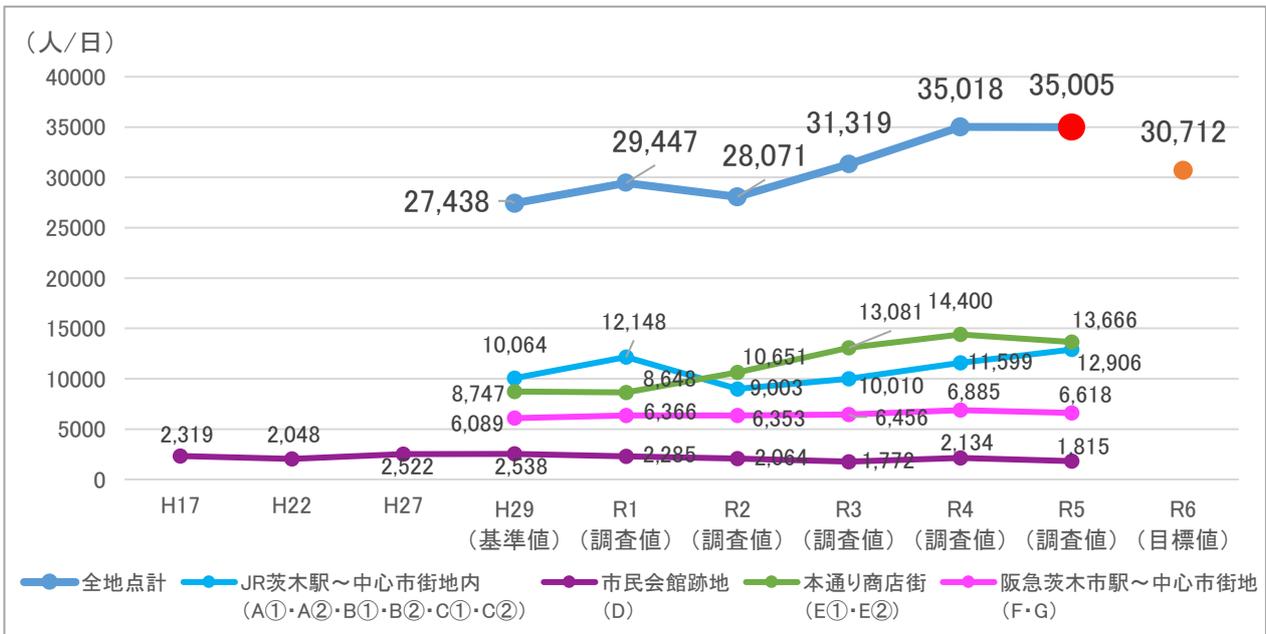


図 12-38 中心市街地エリアの平日昼間の歩行者通行量の推移

表 12-12 中心市街地エリアの平日昼間の歩行者通行量(9時～17時までの通行量)

		H29 (基準値)	H30 (調査値)	R1 (調査値)	R2 (調査値)	R3 (調査値)	R4 (調査値)	R5 (調査値)
A①	JR 茨木駅商店街側 エスカレーター	2,316	1,733	1,833	1,904	1,870	2,198	2,150
A②	JR 茨木駅商店街側 居酒屋前	261	168	247	228	188	195	174
B①	JR 茨木駅阪急オア シス前エスカレーター	2,039	1,785	2,758	2,375	2,362	2,446	2,794
B②	JR 茨木駅阪急オア シス前	963	658	1,490	1,000	849	1,043	1,258
C①②	JR 茨木駅立命館方 面エスカレーター	4,485	748	5,820	3,496	4,741	5,717	6,530
D	市民会館跡地	2,538	3,315	2,285	2,064	1,772	2,134	1,815
E①	本通り商店街 (阪急茨木市駅方面)	7,573	7,888	8,129	8,609	9,179	8,624	7,985
E②	本通り商店街 (城郭方面)	1,174	2,504	519	2,042	3,902	5,776	5,681
F	阪急茨木市駅 商店街側	4,109	4,445	3,867	3,557	3,616	3,877	3,644
G	阪急茨木市駅 市役所側	1,980	2,774	2,499	2,796	2,840	3,008	2,974

「平日昼間の歩行者通行量」では、調査開始時の平成29年度の27,438人/日を基準年値とし、令和6年度の30,712人/日を目標値としている。令和5年度では、目標値を上回り35,005人/日と、令和4年度と比較して概ね横ばいの結果となった。

各調査地点の増減をみると、JR茨木駅の立命館大学方面への人流3地点以外は微減傾向にあるが、数値としては令和4年度からの高い水準を維持している状況であり、エリア内での人口増加の影響が、全体として継続していることが推察される。

JR茨木駅周辺での「平日昼間の歩行者通行量」の増加については、新型コロナウイルスが5類感染症へ移行し、各種行動制限が本格的に緩和されたことで大学を中心に通勤・通学の鉄道利用者が戻り、通行量も増加したものと考えられる。

特に減少率が高かった調査地点は、中心市街地の中央に位置する市民会館跡地地点で前年度比-15%となった。この要因として、「おにクル」会館直前に本調査が行われたため、施設整備に伴い各種施設が閉鎖され、利用できなかったことによる影響があったものと推察される。

しかし、調査実施後の令和5年11月26日に開館した「おにクル」では、会館日に想定を大きく上回る15,000人が来館、開館から1か月で累計来館者数が19万人を超える等、高い集客効果を誇っており、今後は施設整備による波及効果をエリア内の回遊性の向上に繋げていくことなどを目指している。今後、「おにクル」の「平日昼間の歩行者通行量」への波及効果を図るために、調査地点を見直す。

④ 駐車場・駐輪場

中心市街地における主な市営駐車場、駐輪場の整備状況を見ると、自動車約 720 台、バイク約 2,000 台、自転車約 10,000 台の駐車・駐輪スペースが整備されている。



(資料：茨木市交通政策課)

図 12-39 中心市街地の市営駐車場・駐輪場位置及び収容可能台数

表 12-13 茨木市駐車場収容台数

令和6年3月1日現在

駅	No.	駐車場名	自動車	バイク	自転車	計
JR茨木駅周辺	1	JR 駅前ビル駐車場	52	0	0	52
	2	西駅前町自転車駐車場	0	550	1,300	1,850
	3	松ヶ本町自転車駐車場	0	0	600	600
	4	JR 茨木西口自転車駐車場	0	293	230	523
	5	春日自転車駐車場	0	0	920	920
	6	JR 茨木北駐車場	28	0	450	478
	7	JR 茨木駅東口自転車駐車場	0	0	2,405	2,405
	8	JR 茨木南自転車駐車場	0	100	0	100
	9	JR 駅前北自転車駐車場	0	0	84	84
	10	JR 駅前広場自転車駐車場	0	16	90	106
		計	80	959	6,079	7,118
阪急南茨木駅周辺	11	南茨木駅前(第1)自転車駐車場	0	30	700	730
		南茨木駅前(第2)自転車駐車場	0	0	1,200	1,200
		南茨木駅前(第3)自転車駐車場	0	30	300	330
		南茨木駅前(第4)自転車駐車場	0	30	440	470
		南茨木駅前(第5)自転車駐車場	0	0	210	210
		計	0	90	2,850	2,940
	12	南茨木駅北自転車駐車場(1.2階)	0	49	640	689
南茨木駅北自転車駐車場(3階)		0	0	250	250	
	計	0	49	890	939	
		計	0	139	3,740	3,879
モノレール各駅	13	モノレール沢良宜駅自転車駐車場	0	105	480	585
	14	モノレール宇野辺駅(第1)自転車駐車場	0	55	480	535
		モノレール宇野辺駅(第2)自転車駐車場	0	0	215	215
		計	0	55	695	750
	15	モノレール阪大病院前駅自転車駐車場	0	50	100	150
	16	モノレール豊川駅自転車駐車場	0	35	248	283
17	モノレール彩都西駅自転車駐車場	0	78	410	488	
		計	0	323	1,933	2,256
阪急茨木市駅周辺	18	阪急茨木西口駐車場	1	900	151	1,052
		別院町自転車駐車場(西棟)	0	0	1,090	1,090
		別院町自転車駐車場(東棟)	0	0	614	614
		計	0	0	1,704	1,704
	20	阪急茨木北口駐車場	0	0	300	300
	21	阪急茨木東口駐車場	21	0	0	21
双葉町駐車場		0	170	1,811	1,981	
22	(新)双葉町駐車場	0	0	779	779	
	計	0	170	2,590	2,760	
		計	22	1,070	4,745	5,837
寺駅周辺持	23	総持寺自転車駐車場	0	210	2,390	2,600
	24	総持寺駅南駐車場	40	50	600	690
		計	40	260	2,990	3,290
持寺駅 JR総	25	JR総持寺駅南自転車駐車場	0	52	685	737
	26	JR総持寺駅北自転車駐車場	0	0	85	85
		計	0	52	770	822
市内	27	中央公園駐車場	308	0	0	308
	28	市役所駐車場	102	0	0	102
		計	410	0	0	410
		合計	552	2,803	20,257	23,612

(資料：茨木市交通政策課)

(7) 各種施設の利用に関する現況分析

① 主な公共施設の年間利用件数

中心市街地内の主な公共施設の年間利用件数の推移をみると、最も利用件数の多い市民総合センター（クリエイトセンター）では、平成26年から令和元年にかけて緩やかに減少し、令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて大幅に減少した。令和3年以降は徐々に回復し、令和5年は約18,600件（時間）の利用があった。

福祉文化会館は、平成28年から令和2年にかけて減少傾向となっていたが、令和3年以降は増加傾向が強まっており、市民会館の施設利用が流れているものと思われる。

令和5年11月におにクルが開館し、約6か月で来場者が100万人を突破するなど予想を大幅に上回る数値で推移している。令和6年6月に福祉文化会館が閉鎖により、今後もおにクルの施設利用がさらに活発になることが見込まれることから、多くの市民等による利活用が期待できる。

5施設の合計利用件数の推移をみても、今後は福祉文化会館の閉鎖による影響が出てくる恐れもあることから、中心市街地における市民活動の場が失われることがないようにすることが重要である。

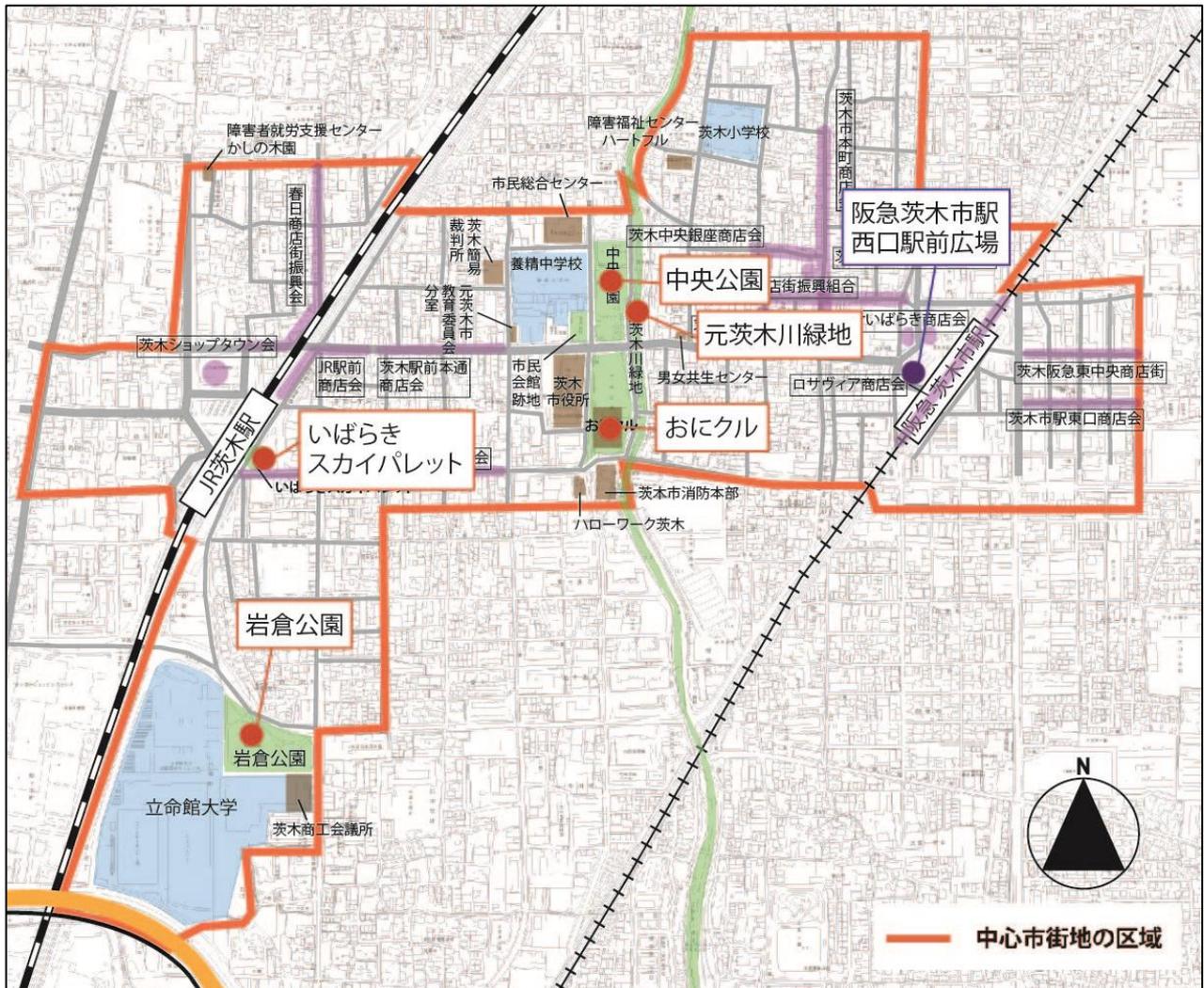
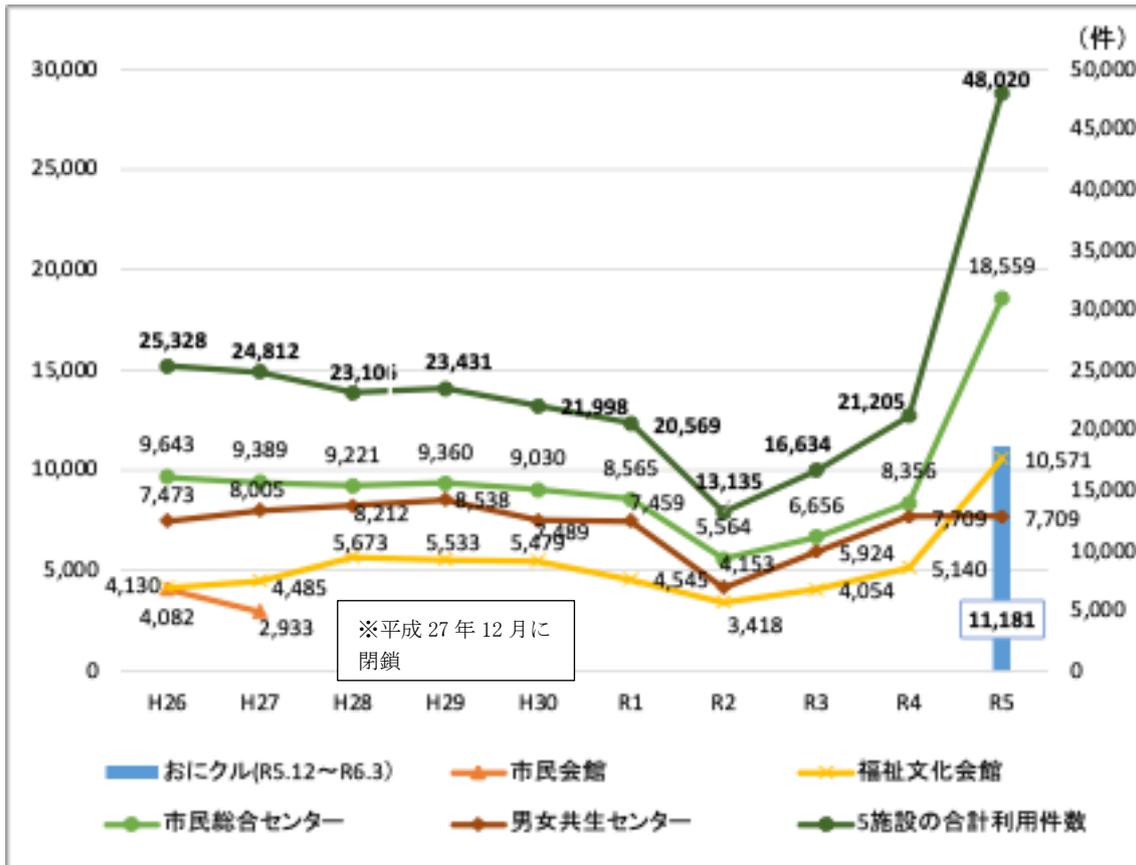


図 12-40 中心市街地の主な公共施設

表 12-14 中心市街地の主な公共施設

名称	施設
福祉文化会館 * R6年6月閉館	文化ホール、会議室
市民総合センター * H23年施設再編	センターホール、多目的ホール、その他一般利用施設、教育センター、労働センター、消費生活センター
男女共生センター	ローズホール、ワムホール、会議室・セミナー室・研修室、その他貸室
文化・子育て複合施設おにクル * R5年11月開館	ホール、図書館、プラネタリウム、市民活動センター、子育て支援コーナー



(資料：文化振興課、人権・男女共生課、共創推進課、令和5年)

注記：福祉文化会館及び市民総合センターについては令和5年から集計方法の変更があった。

(件数から時間数を計上) おにクルの単位は「件」

図 12-41 公共施設利用状況(主な公共施設の利用件数)

②公共空間の活用件数

中心市街地の公共空間（公園、道路）の平成27年～令和5年の過去9年間のイベントなどでの活用状況をみると、いばらきスカイパレットで61件（平均6.7件/年）、中央公園グラウンドで453件（平均50.3件/年）、立命館大学と一体的に整備された岩倉公園で64件（平均7.1件/年）、令和5年11月に開館したおにクルで29件となっている。

IBALAB@広場は、社会実験の為、公共空間活用件数には計上しないが、令和2年～5年の4年間で、568件（142件/年）のイベントが開催されている。道路沿いから見えやすい立地に位置しているため中心市街地エリアではいつもどこかでイベントが開催されているという認識を市民に根付かせるような役割を担っている。

表 12-15 公共空間活用件数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
いばらきスカイパレット	6	11	13	10	5	1	1	3	11	61
中央公園グラウンド	60	58	72	72	46	20	37	38	50	453
岩倉公園	6	6	6	7	6	11	8	5	9	64
おにクル	—	—	—	—	—	—	—	—	29	29
公共空間活用社会実験	(0)	(6)	(11)	(2)	(0)	(0)	(0)	(1)	(2)	(19)
合計 (社会実験を除く)	72	69	80	87	57	32	46	46	99	588

【参考】

阪急西口デッキ	—	—	—	—	—	—	—	2	2	4
IBALAB@広場 (社会実験)	—	—	—	—	—	45	84	244	195	568
元茨木川緑地 (参考)	—	—	—	—	7	10	9	7	2	35

(資料：市街地新生課、令和5年)

※阪急西口デッキの活用は合計に含まれるが、他の公共空間と同一イベントまたは同日開催のものは1件として他の公共空間に計上している

※IBALAB@広場の活用は社会実験のため、参考として計測しており、公共空間活用件数としては含まない

※おにクルは、屋外（大屋根広場・芝生広場）の活用を計上している

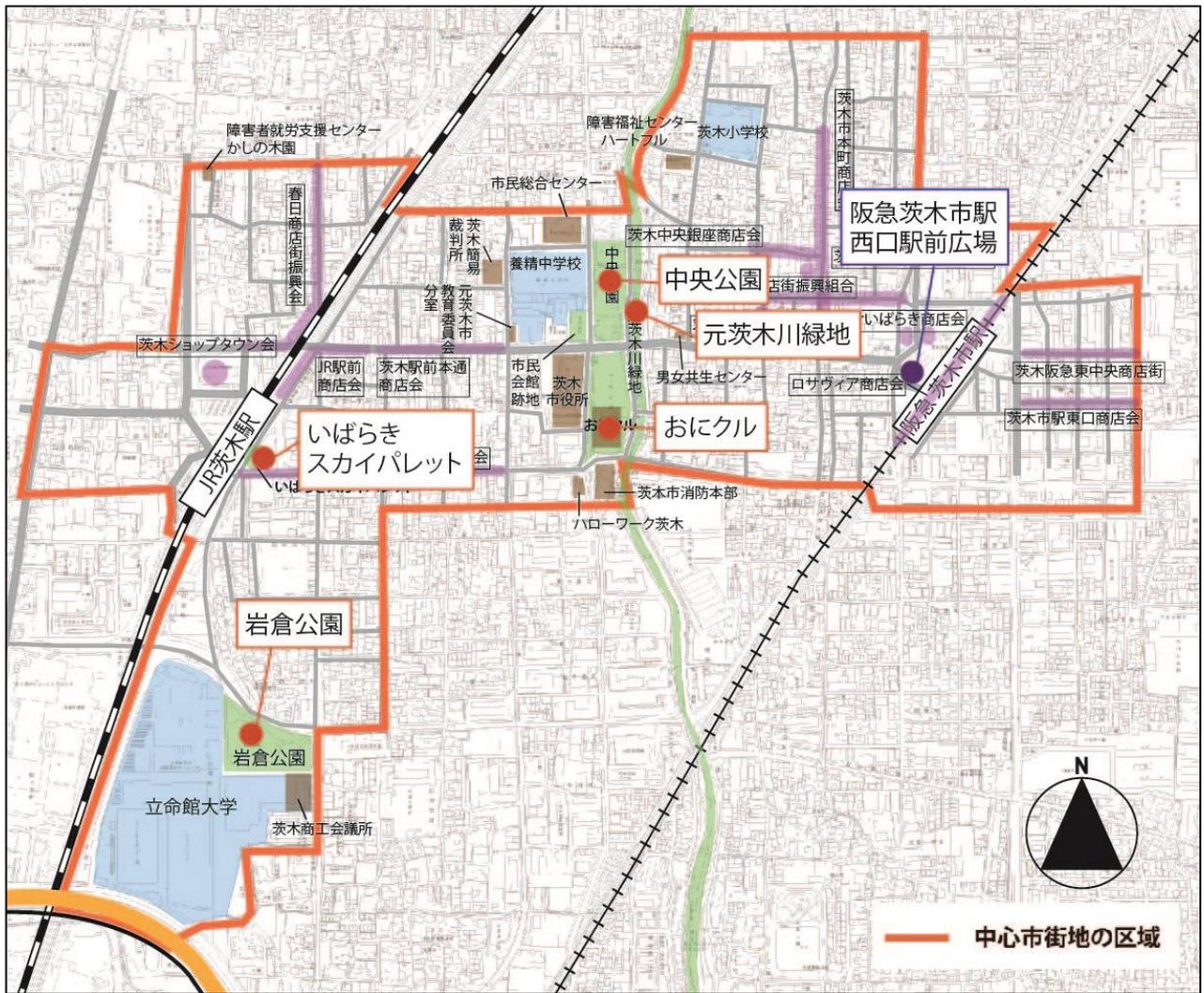


図 12-43 公共空間位置図(再掲)

(8) 茨木市の不動産取引の推移

RESAS を活用し、茨木市の不動産取引の動向を見ると、住宅地は大阪府、全国平均より高い価格で取引されている。一方、商業地の価格は大阪府の価格より低い、全国の価格よりも高い価格で概ね推移しているものの、2019年及び2022年では、茨木市の商業地の価格は大幅に増加し、大阪府の価格も超えた。中古マンションなどは大阪府、全国より安い価格で推移している。

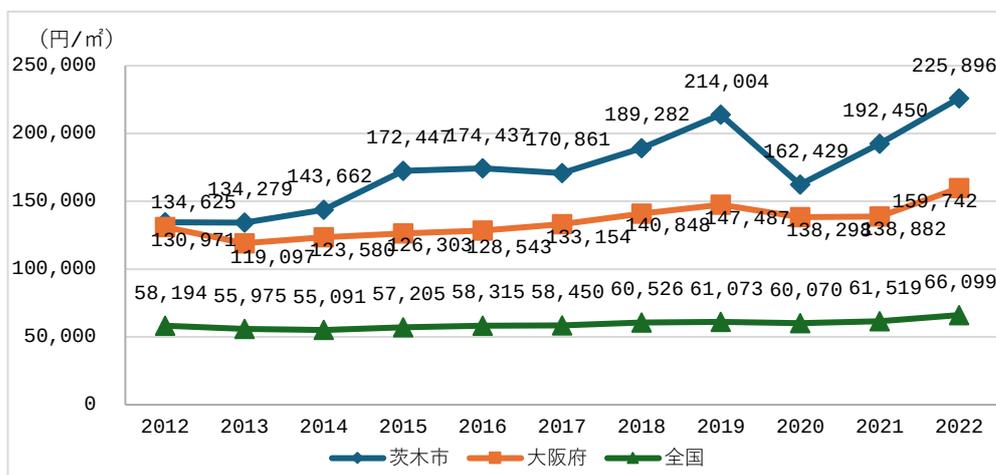


図 12-44 取引面積1平米あたりの取引価格の平均の推移(住宅地)

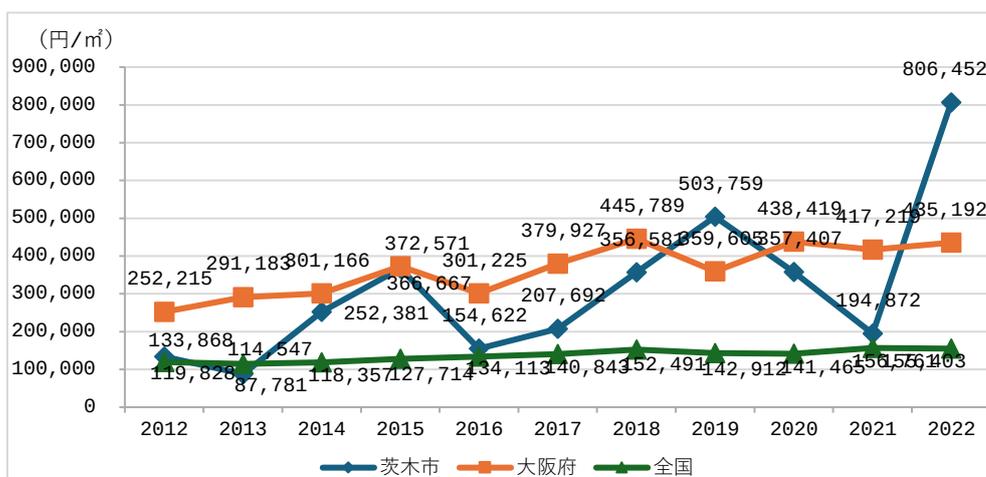


図 12-45 取引面積1平米あたりの取引価格の平均の推移(商業地)

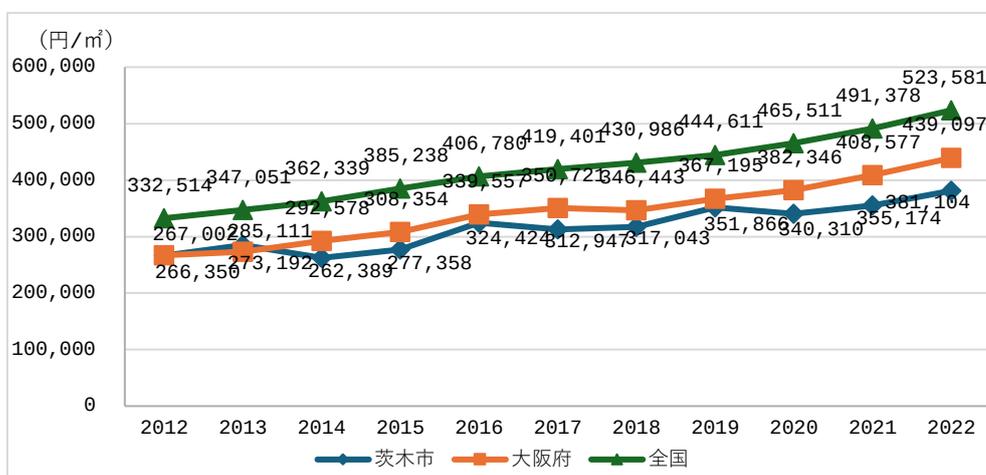


図 12-46 取引面積1平米あたりの取引価格の平均の推移(中古マンションなど)

[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析

調査概要

- ①実施期間：令和6年5月25日(土)～令和6年6月10日(月)
- ②調査対象者：茨木市に居住する18歳以上の市民2,000人
- ③調査手法：調査対象者を無作為に抽出し、郵送により調査票を配布・回収
- ④回答数：602票 (30.1%)

買い物・消費行動の場所について

中小商店の利用が多いのは「ヘルスケア」「飲食」

中心市街地の利用が多いのは「ヘルスケア」、「アミューズメント」、「食料品、日用雑貨」、「飲食」

普段の買物で利用する店の種類についてみると、「大型店」では、「食料品、日用雑貨」、「衣類、靴、装飾品」、「家具、家電、耐久品」の利用が多く、「中小商店」では、「理・美容院、エステ、マッサージなどヘルスケア」、「飲食、喫茶」が多い。また、普段の買物で利用する店の場所のうち、「中心市街地」が多いのは「理・美容院、エステ、マッサージなどヘルスケア」、「ゲーム・カラオケなど娯楽・アミューズメント」、「食料品、日用雑貨」、「飲食、喫茶」と3割以上、もしくは前後の数値となっている。

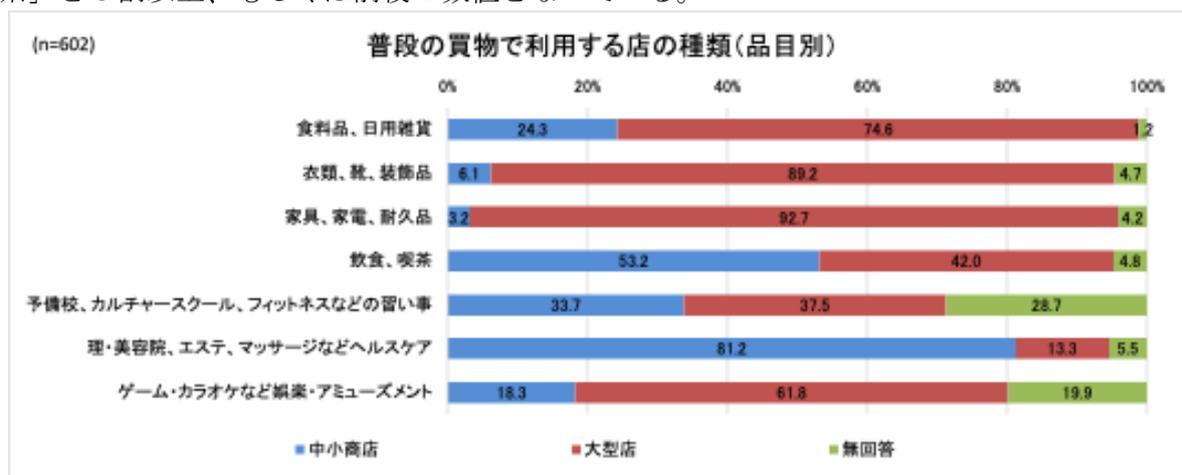


図 12-47 普段の買物で利用する店の種類(品目別)

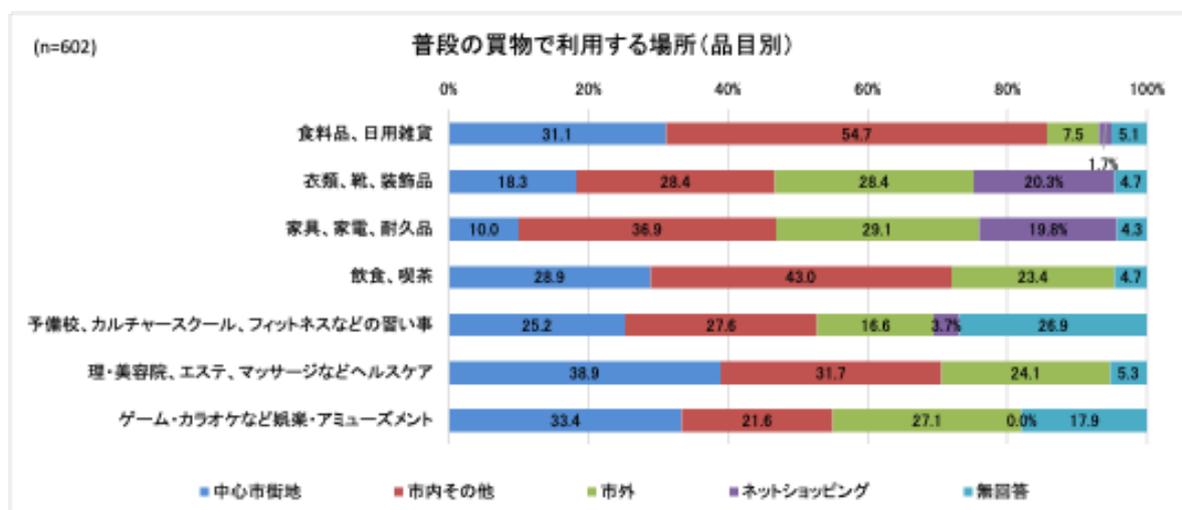


図 12-48 普段の買物で利用する場所(品目別)

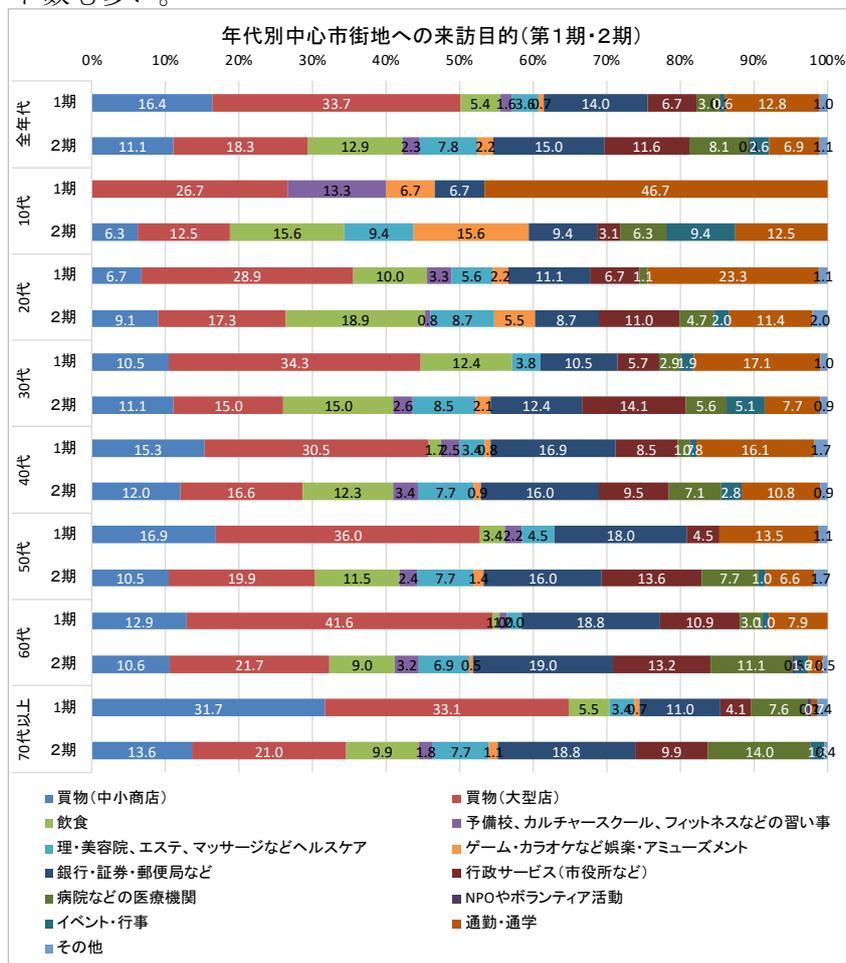
中心市街地への来訪や利用の現状について

「買物」、「通勤・通学」が減り、「飲食」、「ヘルスケア」、「行政サービス」を目的とした来訪が増加
 「おにクル」の主な利用世代である20・30代で「行政サービス」目的の来訪が増加

中心市街地への来訪目的を第1期計画策定時と今回とで比較すると、「飲食」、「理・美容院、エステ・マッサージなどヘルスケア」、「行政サービス（市役所など）」が他の項目に比べて増えている。一方、「買物（大型店など）」は大幅に減少、「買物（中小商店）」、「通勤・通学」が減少と、買物や通勤・通学での来訪は減っている。

年代別に今回の中心市街地への来訪目的の傾向をみると、「飲食」が他の項目より多いのは20代、10代、30代となっている。40代以上の年代では、「買物（大型店）」と「銀行・証券・郵便局など」が他の項目より多い傾向にある。また、「通勤・通学」の減少が顕著なのは10代であり、コロナ禍以降の大学等でのオンライン授業の増加といった生活様式の変化が特に学生を中心に現れているものと考えられる。

第1期計画掲載事業に関連するものとしては、主要事業として「おにクル」の開館や omo café+c の開業等が想定されるが、ターゲットとして想定していた子育て世代である20代・30代で「行政サービス（市役所など）」は増加、祖父母世代にあたる50代以上でも増加しており、中心市街地への来訪を誘導するという「おにクル」の効果は一定発揮されているものと推察される。omo café+c をはじめとした店舗誘致の効果については、「買物（中小商店）」は全体に減ったものの、「飲食」は増加、特に20代・30代・40代では他の項目と比べてのポイント数も多い。



※複数回答のため、各年代の総回答数を母数として各項目の割合を算出

※第1期計画策定時の調査では、1位～3位を回答としていたため、1～3位の回答を複数回答として扱い総回答数を算出、母数として今回調査と比較可能な集計を行った

(以下同質問においては同様)

図 12-49 年代別中心市街地への来訪目的(第1期・2期)

中心市街地への交通手段・滞在時間・利用時間帯・利用店舗数

中心市街地への交通手段は「自転車」が最も多く、次いで「自動車」が多い
 滞在時間は「1～2時間」が最も多く、来訪時の利用店舗数は「2～3店舗」
 滞在時間帯は午前9時～午後4時の昼間の時間帯が約75%

中心市街地への交通手段については、「自転車」が最も多く33.2%。滞在時間については、「1～2時間」と回答した人が最も多く、37.4%で、3時間までの滞在が8割以上と多く、3時間以上の滞在は2割以下と少ない。滞在時間帯については、「午前9時～正午」と回答した人が最も多く36.4%であり、午前9時～午後4時の昼間の時間帯が約75%と多くなっている。中心市街地での利用店舗数については、「2～3店舗」が最も多く64.0%と、中心市街地での買物時に、2～3店舗の買い回りを行っている人が一定数いるものと推察される。

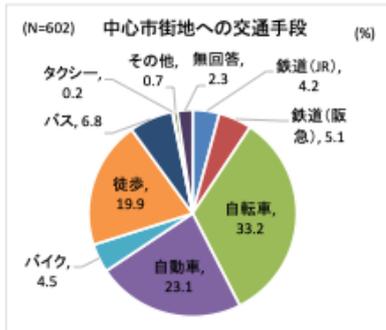


図 12-50 中心市街地への交通手段

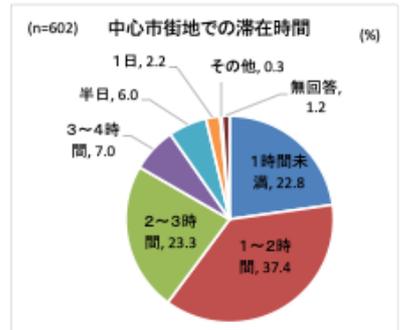


図 12-51 中心市街地での滞在時間

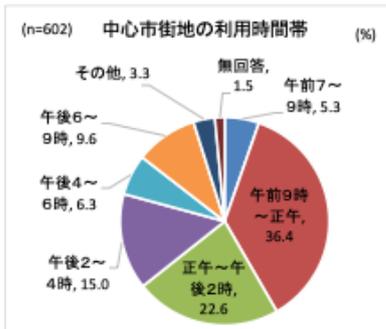


図 12-52 中心市街地の利用時間

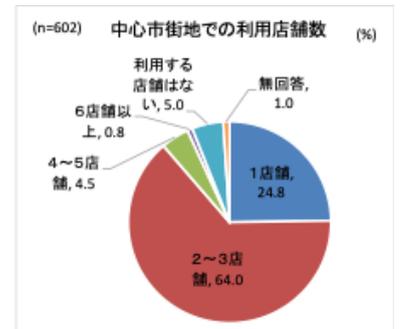


図 12-53 中心市街地内での利用店舗数

過去5年間の主な取組の活性化への効果について

「おにクル」は開館から間もないにも関わらず「効果がある」が5割以上、取組を知らない人は1割程度と高い認知度と効果の実感
 「いばらきスカイパレット」、「IBALAB@広場」、元茨木川緑地の活用については、効果の実感が2～3割に止まっているものの、「取組を知らない」が3～5割と認知度に課題

過去5年間の主な取組のうち、特に「おにクル」は開館から間もないにも関わらず、市民への認知度も高く、効果が広く実感されていると言える。「いばらきスカイパレット」、「IBALAB@広場」、元茨木川緑地の活用については、効果の実感としては2～3割に止まっているものの、「効果を感じない」との回答は1割程度と低く、「取組を知らない」が3～5割の回答となっており、取組内容ではなく認知度に主な課題があるものと考えられる。

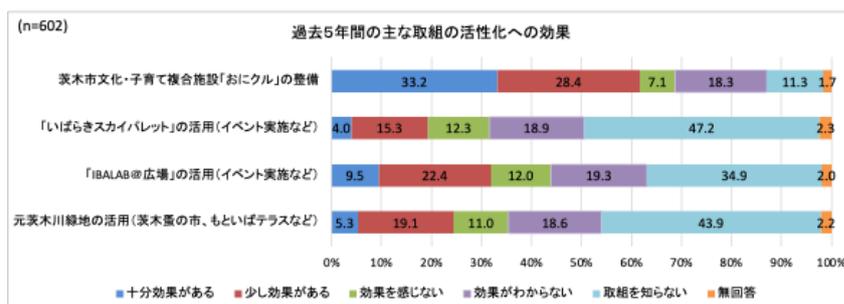


図 12-54 過去5年間の主な取組の活性化への効果

現在の中心市街地の印象

「居住環境（住みごこち）」、「文化施設（図書館・市民活動施設など）」、「日常的な買物（食料品・日用品など）の利便性」が「充実」の上位であり現在の中心市街地の強み・魅力

現在の中心市街地の印象について、「充実」との回答が多い項目は「居住環境（住みごこち）（47.0%）」、「文化施設（図書館・市民活動施設など）（39.9%）」、「日常的な買物（食料品・日用品など）の利便性」が上位となっており、現在の中心市街地の魅力を構成する中心的な要素と考えられる。

一方、「少ない」との回答が多い項目は「市内外から人が訪れる魅力（49.5%）」、「魅力的・個性的な店舗（47.3%）」が上位となっており、現在の中心市街地の弱みと考えられる。

また、第1期計画策定時と今回とで比較すると、「充実」が大幅に増加したのは「居住環境（住みごこち）」と「文化施設（図書館・市民活動施設など）」、「日常的な買物（食料品・日用品など）の利便性」となっている。

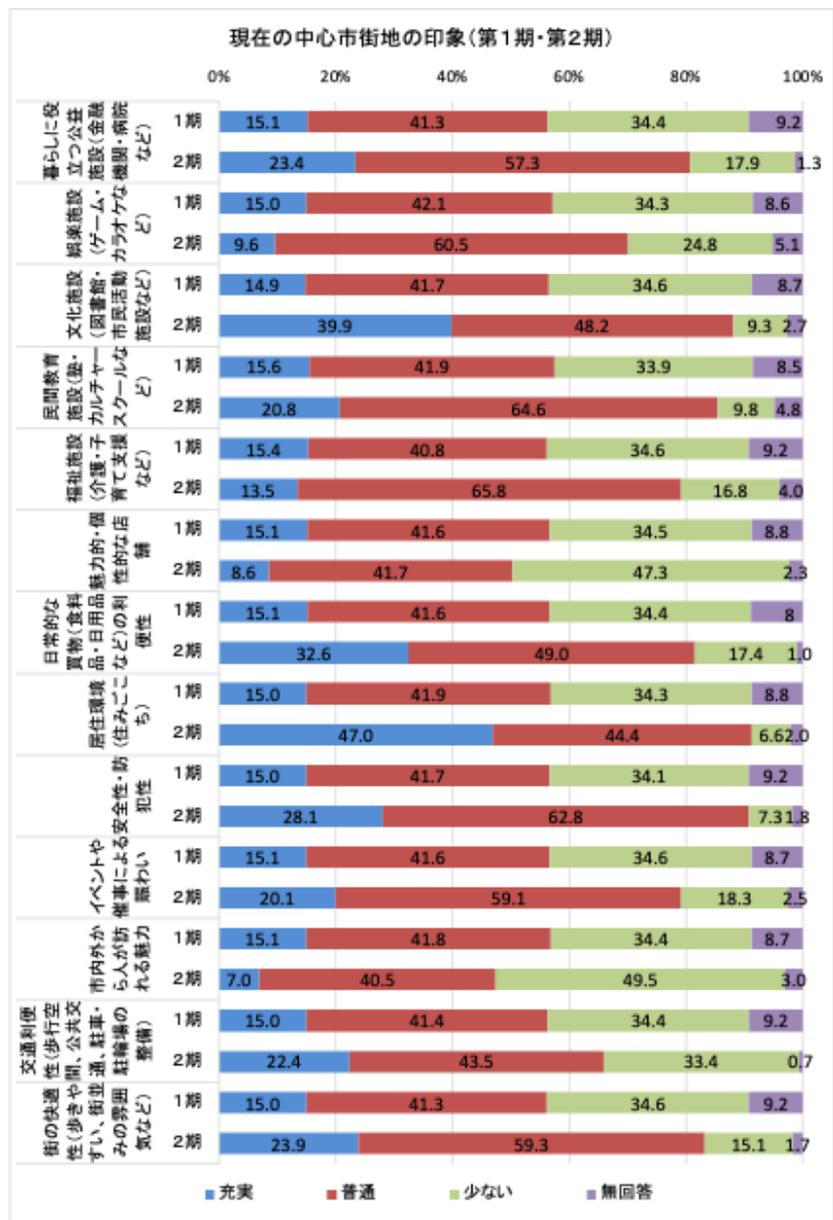


図 12-55 現在の中心市街地の印象(第1期・2期)

※第1期計画策定時の調査では、同質問を「(1) 中心市街地の活気の有無」と「(2) その理由 * 今回調査の中心市街地の印象と同じ選択肢 第1位~3位までを回答」としていたため、今回調査の集計については、以下の集計を行った上で比較している。

- i) 第1期計画策定時の調査で質問した「(1) 中心市街地の活気の有無」については、「活気が増えた」との回答を今回調査の「充実」、「変わらない」との回答を今回調査の「普通」、「衰退した」との回答を今回調査の「少ない」と読みかえた。
- ii) 「(1) 中心市街地の活気の有無」と、「(2) その理由」のクロス集計を行った上で、1~3位の回答は3つまでの選択の複数回答として集計、各項目の回答数の和を母数として割合を算出した。
- iii) 今回調査(2期)の集計については、各項目回答者数602を母数として算出している。(単一回答のため)

エリア別の中心市街地の変化

「市役所周辺エリア」は75%が活性化の効果を実感、
一方「商店街まちなかエリア」は賑わいの実感に課題

中心市街地の変化についてみると、「市役所周辺エリア」で「活性化した」(36.5%)、及び「少し活性化した」(37.9%)と約75%が活性化したと回答、多くの市民から活性化の効果が実感されているエリアと言える。一方、「商店街まちなかエリア」では「衰退した」が18.1%と「活性化した」との回答を上回っており、市民の実感としては賑わいに課題があると言える。

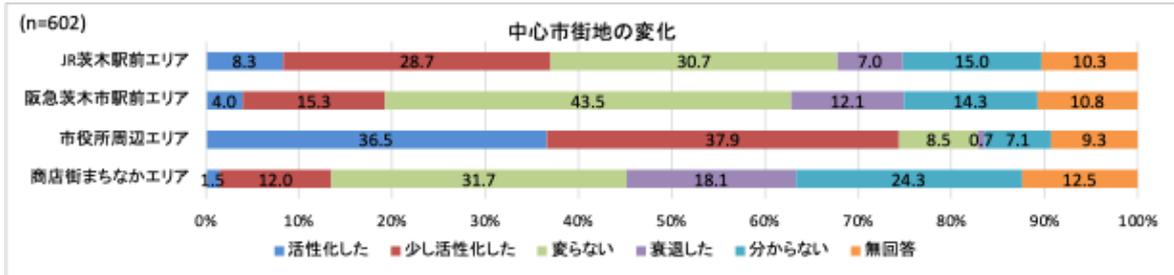


図 12-56 中心市街地の変化

今後中心市街地に欲しい施設等

全エリア共通して民間施設や店舗では「飲食店」、公共施設では「駐車場・駐輪場」の希望が多い

今後中心市街地に欲しい民間施設や店舗は、全エリア共通して4～5割と「飲食店」が他の項目と比べても最も多い。公共施設は、全エリア共通して「駐車場・駐輪場」が多い。

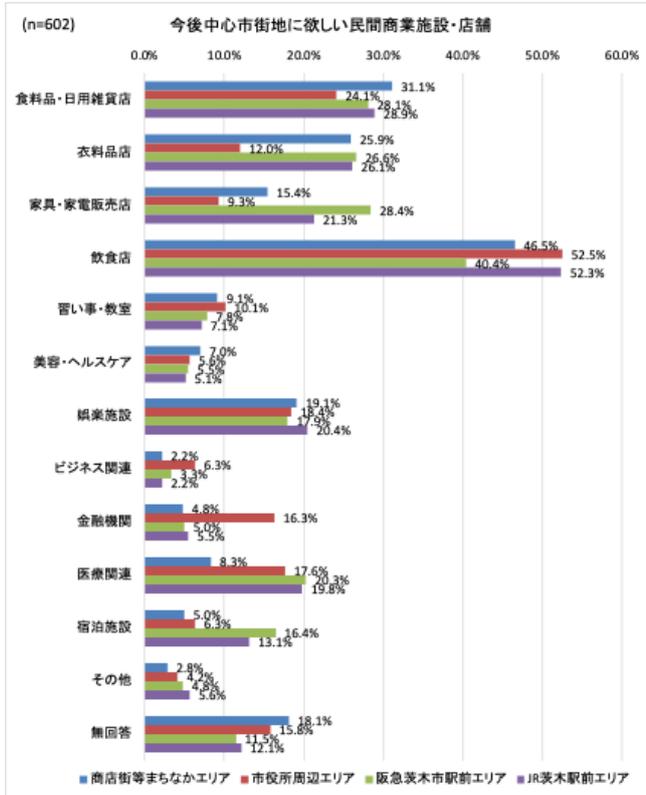


図 12-57 今後中心市街地に欲しい民間商業施設・店舗

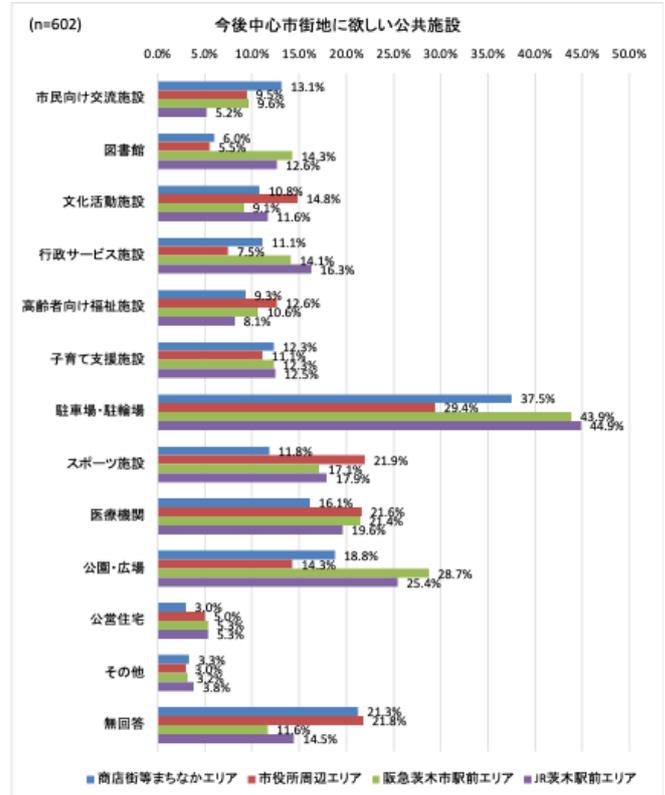


図 12-58 今後中心市街地に欲しい公共施設

期待する賑わいのイメージ

中心市街地の各エリアで期待する賑わいのイメージは異なる

中心市街地内の各エリアにおける、期待する賑わいのイメージをみると、「商店街等まちなかエリア」では、「昔ながらの商店街のレトロで親しみやすい雰囲気を楽しめる」が他のエリアと比べても著しく多くなっている。

「市役所周辺エリア」では、「日常の延長にあるような、ゆったりとした散歩気分を楽しめる」が3割以上、「文化や芸術に触れる機会にあふれている」が2割以上となっており、特に「文化や芸術に触れる機会にあふれている」は他のエリアに比べて突出して多い。

「阪急茨木市駅前エリア」では、「日常の延長にあるような、ゆったりとした散歩気分を楽しめる」、「都会的で流行の先端や目新しいことに触れることができる」が共に約2割程度と多い。「昔ながらの商店街のレトロで親しみやすい雰囲気を楽しめる」は1割程度となっている。

「JR茨木駅前エリア」では、「都会的で流行の先端や目新しいことに触れることができる」、「日常の延長にあるような、ゆったりとした散歩気分を楽しめる」が約2割と多いほか、「学生街のような活気や気軽さ、若者文化を楽しめる」の回答が約2割と他のエリアと比べて多くなっている。

※第1期計画策定時の調査では、同質問を1～3位まで各エリアで回答する形式としていたため、今回調査（2期）と比較するため、1～3位の回答は3つまでの選択の複数回答として集計、各項目の回答数の和を母数として割合を算出した。

iii) 今回調査（2期）の集計については、複数回答の質問のため、各項目の回答数の和を母数として割合を算出し、第1期計画策定時と比較できる形式とした。

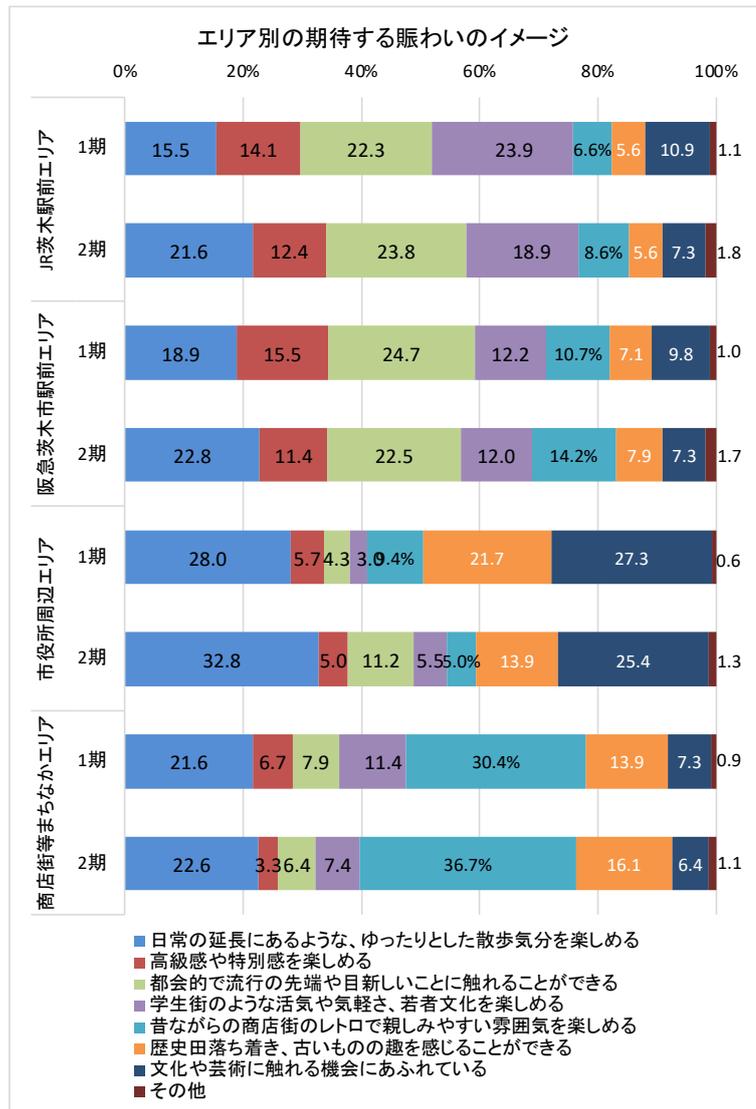


図 12-59 エリア別の期待する賑わいのイメージ

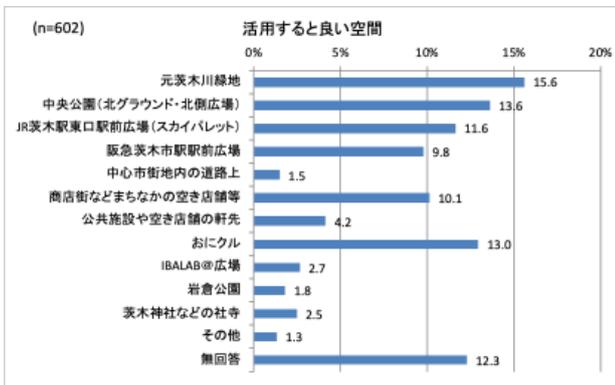
公共空間の活用について

2コア1パークでの公共空間活用への市民からの期待は高い
マルシェ、オープンカフェ等商業的要素を含む活用へのニーズが高い

中心市街地の賑わいづくりに向けて、日常的に活用されると良いと思う中心市街地内の空間についてみると、「元茨木川緑地」、「中央公園（北グラウンド・北側広場）」、「おにクル」が上位となっており、続いて「JR茨木駅東口駅前広場（スカイパレット）」、「商店街などまちなかの空き店舗等」、「阪急茨木市駅前広場」が挙げられ、中心市街地の2コア（駅周辺）1パーク（中央公園・おにクル等）を活用することへの市民の希望は強い。

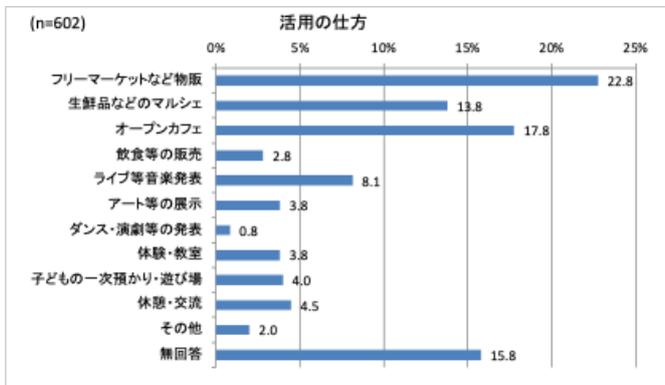
希望する活用の仕方は、「フリーマーケットなど物販」、「オープンカフェ」、「生鮮品などのマルシェ」が多く、商業的要素を含む活用のあり方が多くの市民から望まれている。「おにクル」では「ライブ等音楽発表」が最も多い。

図 12-60 活用すると良い空間

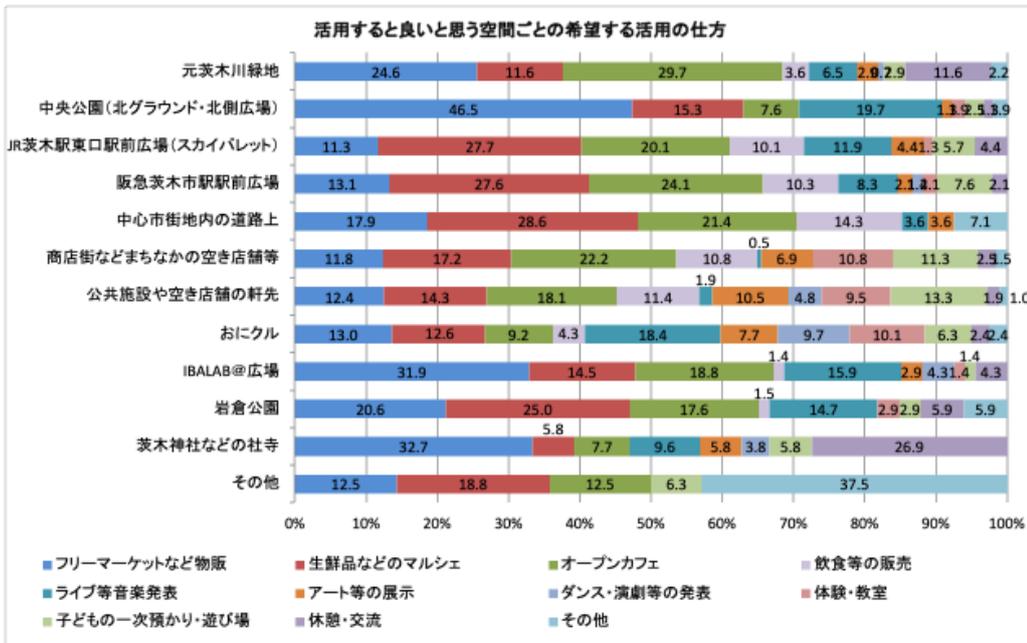


※複数回答

図 12-61 活用の仕方



※複数回答



※「活用されると良いと思う中心市街地内の空間」については複数回答のため、各項目の回答数を母数として「希望する活用の仕方」とのクロス集計を行い割合を算出。

図 12-62 活用すると良いと思う空間ごとの希望する活用の仕方

居心地がよく歩きたくなるまちに向けて必要・欲しい取組（複数回答）

「広場やオープンスペースを増やす」といった滞留性を高める取組、歩行空間の魅力化が上位

「座って休憩したり滞留したりできる広場やオープンスペースを増やす」が最も多く、6割以上から回答されている。次いで、「植栽やサイン、照明、舗装等のデザインを良くして歩行空間を快適にする」と、「車両の進入を抑制する・歩道を広げるなど、歩行者優先の道路を増やす」が約4割となっている。

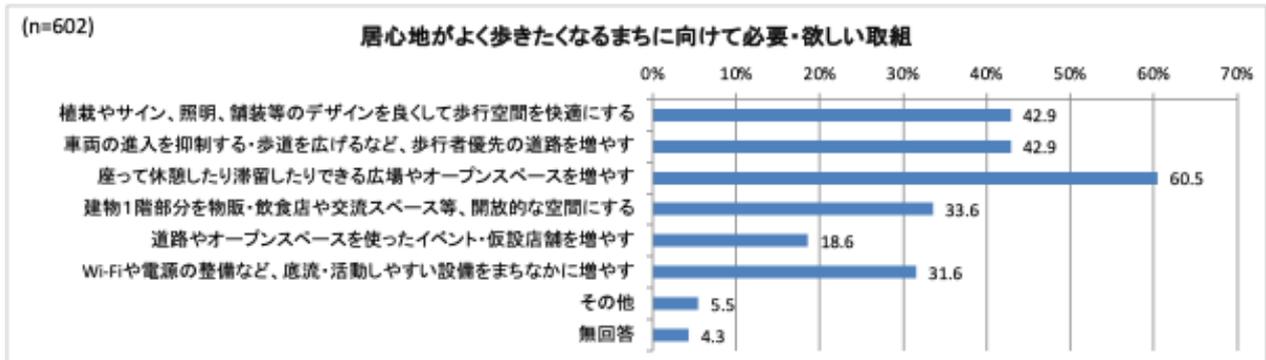


図 12-63 居心地がよく歩きたくなるまちに向けて必要・欲しい取組

交通・移動の円滑化のために必要・欲しい取組（複数回答）

「自転車駐輪場の整備」へのニーズが高い

「自転車駐輪場の整備」が最も多く、約5割となっている。

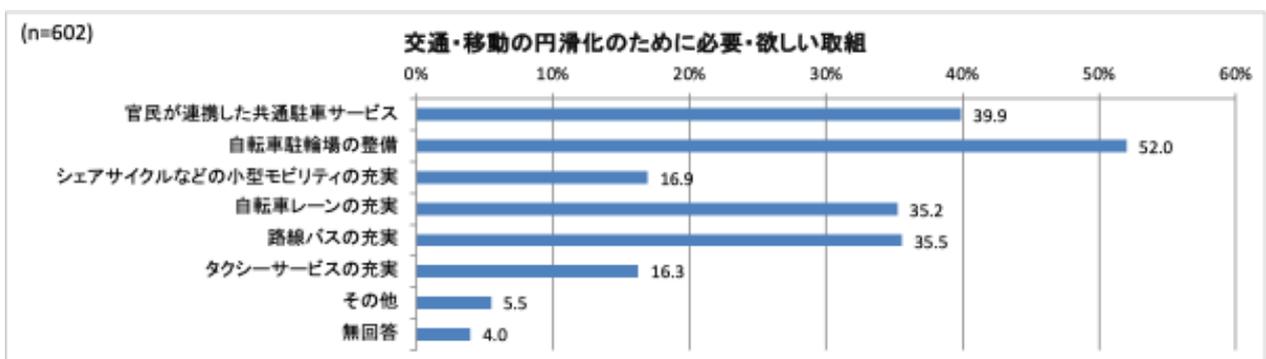


図 12-64 交通・移動の円滑化のために必要・欲しい取組

商業や経済の活性化のために必要な取組（複数回答）

「空き物件の活用促進」へのニーズが高い

「空き物件の活用促進」が最も多く、6割以上が回答した。

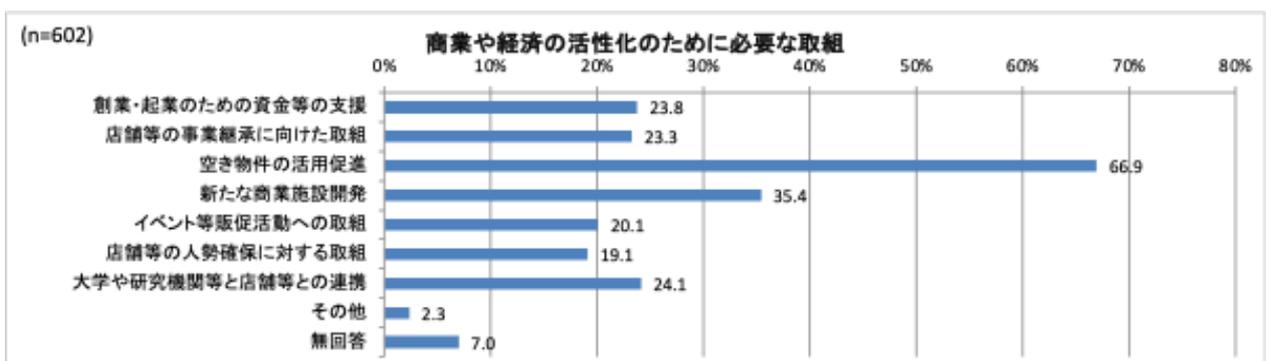


図 12-65 商業や経済の活性化のために必要な取組